



指宿市

MASTER PLAN OF IBUSUKI CITY

都市計画マスタープラン



IBUSUKI

指宿市

はじめに

今回策定いたしました「指宿市都市計画マスタープラン」は、概ね20年後の本市のあるべき姿を考え、その実現に向けた都市づくりを進めていくための指針となるものであります。

平成18年の合併以後初めての策定になります。

上位計画であります第一次指宿市総合振興計画に即し、本市の各種計画との整合を保ちつつ、『大地の恵み（地形・温泉・地熱・食）を生かした戦略的互惠（5K：観光・環境・景観・交流・健康）のまち指宿』を目指すべき都市の将来像に据えながら策定いたしました。

また、本プランの「地域別構想」では、市内を中学校区ごとに5地域に区分し、地域住民ワークショップを開催し、それぞれの地域の将来像（キャッチフレーズ）を決めていただきました。

このことはまさしく 市民による 市民のための 市民のまちづくり への第一歩だと考えております。

豊富な地域資源と人材を生かし、市民との協働によりこれらの将来像を実現していかなければなりません。

市民の皆さまが『健幸』で

指宿に生まれて良かった

指宿に住んで良かった

指宿で生活できて良かった

やっぱり指宿が一番好き

と、思っただけのような本プランを指針として今後のまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様にはよりいっそうのご支援・ご協力をお願い申し上げます。



平成25年11月

指宿市長 豊留悦男

【 目 次 】

序章 計画概要

- 1 計画の目的と役割 1
- 2 計画の概要 2

第1章 都市の現況分析

- 1 人口 6
- 2 産業 11
- 3 土地利用 13
- 4 市街化の動向 16
- 5 建物の状況 19
- 6 都市防災 21
- 7 法適用の状況 23
- 8 都市施設の整備状況 24
- 9 歴史・景観 28
- 10 観光・交通 30

第2章 住民の意向

- 1 住民アンケートについて 34
- 2 身近な都市づくりに対する評価 36

第3章 都市づくりの課題

- 1 変化する時代潮流への対応 45
- 2 土地利用に関する課題 46
- 3 市街地開発に関する課題 47
- 4 都市施設に関する課題 48
- 5 都市防災に関する課題 49
- 6 観光・交通に関する課題 50

第4章 全体構想

- 1 都市づくりの基本理念 51
- 2 都市づくりの基本方針《部門別整備方針》 57

第5章 地域別構想

- 1 地域区分 79
- 2 北指宿地域のまちづくり構想 80
- 3 南指宿地域のまちづくり構想 88
- 4 西指宿地域のまちづくり構想 96
- 5 山川地域のまちづくり構想 104
- 6 開聞地域のまちづくり構想 112
- 7 地域整備方針全体図 120

第6章 実現のための施策

- 1 実現するための手法 121
- 2 共生・協働の仕組みづくり 125



序章 計画概要

1 計画の目的と役割

(1) 都市計画とは

都市計画とは、都市計画法第4条において「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されており、都市の発展動向を計画的に誘導することにより、秩序ある市街地の形成を促進し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と、機能的な活動を確保することを目的とした、土地の合理的な利用を図るための計画です。

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、都市計画を効果的・効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら、長期的な視点に立ち、都市の将来像を実現するための方針を、総合的かつ一体的に定めるものです。

(3) 計画の目的と役割

概ね20年後の本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて都市づくりを進めていくための指針となることを目的として策定します。

① 長期的視点に立った都市の将来像を示します。

本市の都市づくりの進むべき方向を示し、今後、本市が定める都市計画はこのプランに沿って進めていきます。

② 都市計画の施策を計画的に実施していきます。

このプランに沿って、土地利用の誘導、道路や公園、河川・下水道など、具体的な都市計画の施策・事業を進めていきます。

また、法的規制がかかる都市計画を時代の変化に対応できるものにし、かつ地域の実情に応じたものにしていきます。

③ 市民と行政との協働による取り組みの指針となります。

このプランに沿って、具体的な取り組みを実践することが大切です。そのため、このプランは、市民と行政とが協働により取り組む上で、重要な役割を担います。

2 計画の概要

(1) 計画の構成

指宿市都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」、「地域別構想」、「実現のための施策」の3つによって構成されます。

①全体構想

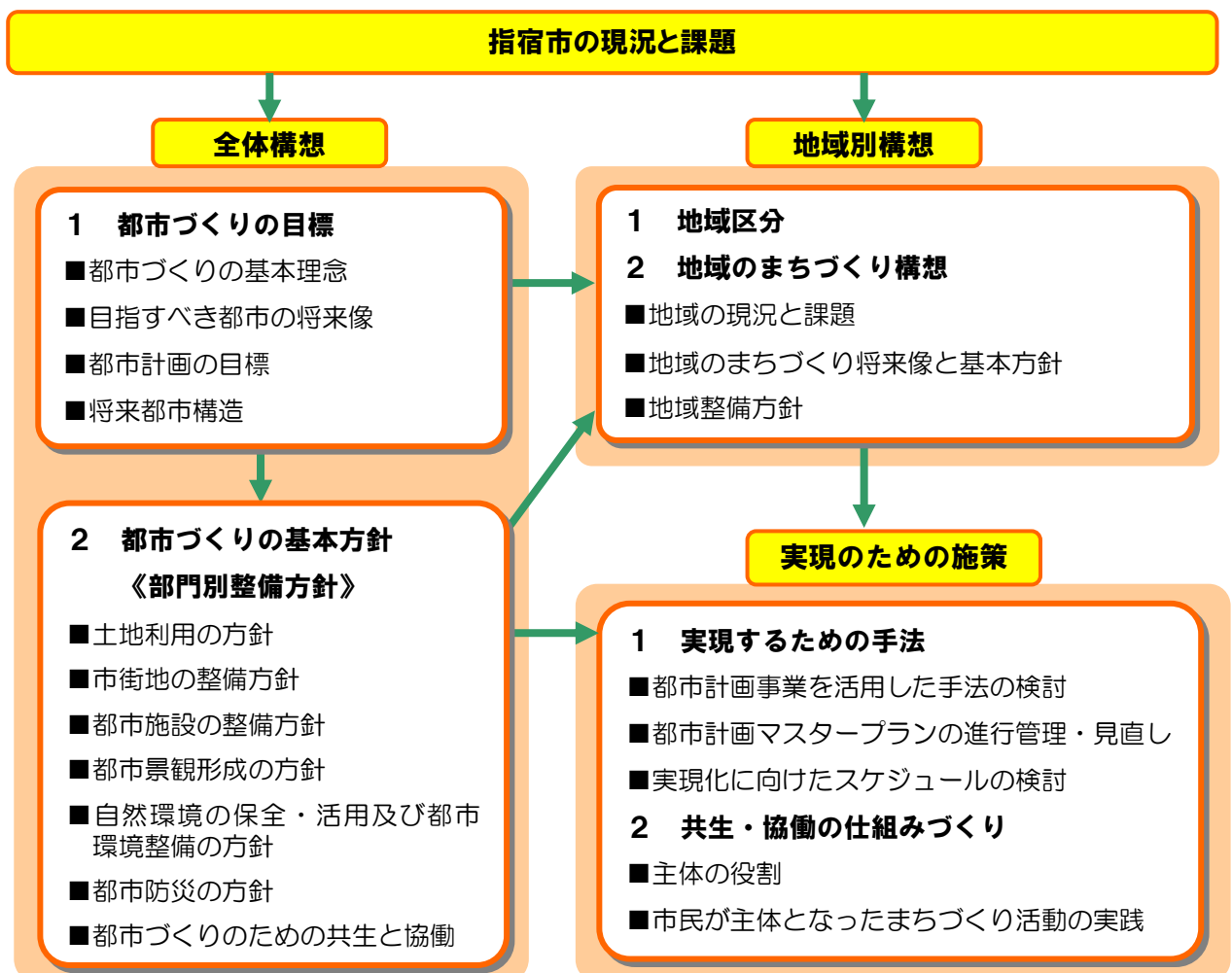
全体構想では、市全域を対象として、都市づくりの基本理念、基本目標、都市構造の考え方など将来の都市のあるべき姿を明らかにし、それらに基づいた分野別の方針を示します。

②地域別構想

地域別構想では、市全域を、日常の生活圏ごとにいくつかの地域に分け、全体構想に即した地域ごとのまちづくりの方針を示します。

③実現のための施策

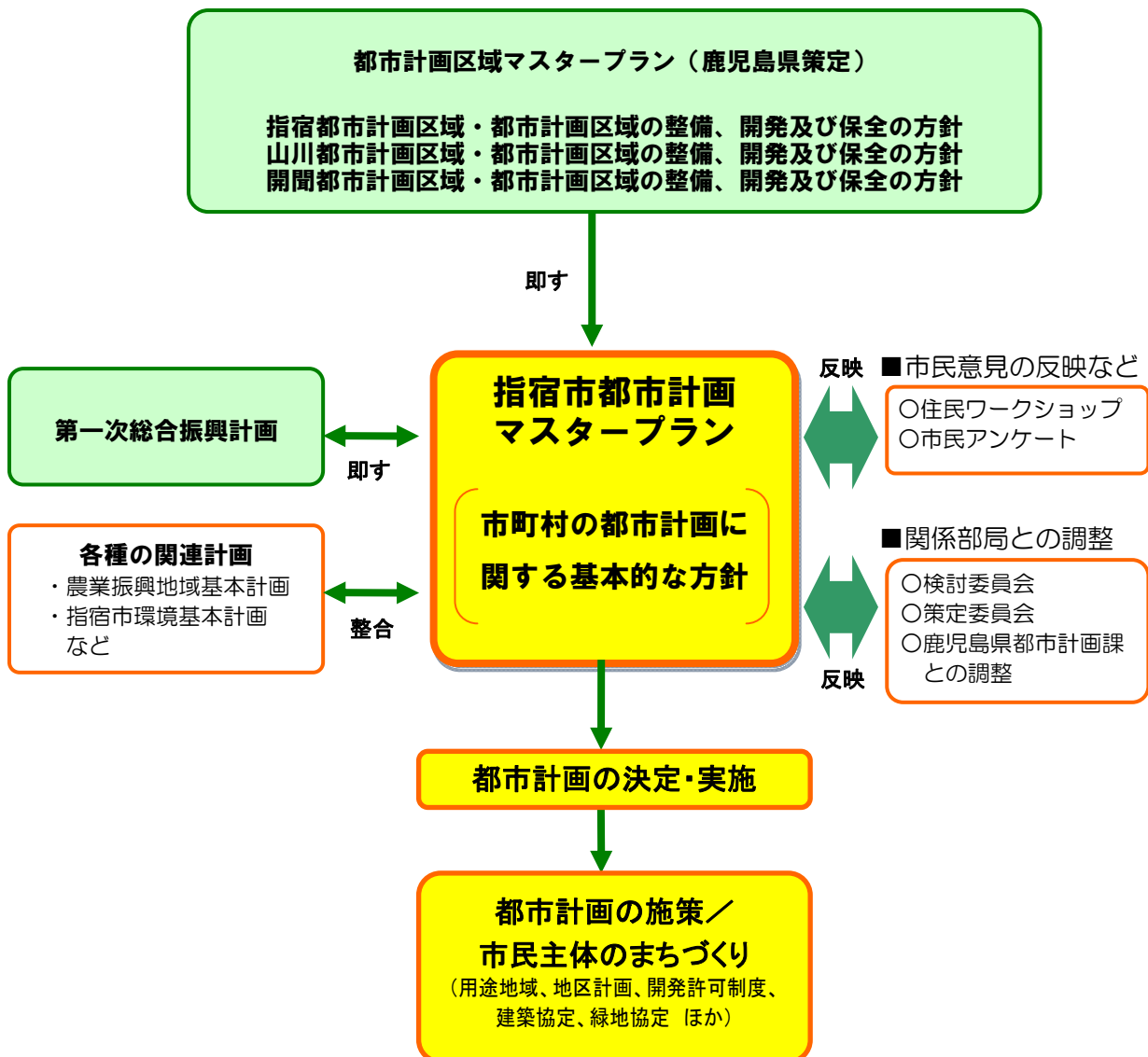
実現のための施策では、手法や仕組みなど、都市づくりの現状を把握し、改善に結びつけるための施策を示します。



(2) 計画の位置付け

指宿市都市計画マスタープランは、「総合振興計画」に即し、その都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

また、鹿児島県が定める「都市計画区域[※]の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。県の都市計画の方針では目指す都市像を「世界に誇れる観光のまち 環境温泉保養都市・指宿」、「魅力ある山川をめざして」、「美しい自然、心豊かな人、活力に満ちた生きがいのある町“かいもん”」としており、本計画においてもこの方向を基本としています。



※・・・巻末資料の用語解説に記載されている単語

(3) 計画期間と対象範囲

①概ね 20 年後を目標とします。

都市計画マスタープランは、平成25年度を基準年度とし、概ね20年後の平成45年度を目標年次とします。

②必要に応じて見直しを図ります。

社会・経済情勢や市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに的確に対応していくことが必要です。このため、必要に応じて、見直しを図っていきます。

③市全域を対象範囲とします。

都市計画を定める範囲は、都市計画区域内となりますが、市の取り組みとしては、広域的な視点を持ちながら、都市計画の手法以外の様々な分野の取り組みと連携して、市全域の都市づくりを進めていくことが重要であるため、市全域を対象範囲とします。



指宿市全景

(4) 計画の視点

このプランの検討にあたっては、上位計画である第一次総合振興計画の基本理念である「地域資源を最大限活用するまちづくり」、「生活の質の向上をめざすまちづくり」、「人づくりを重視するまちづくり」を基本的な視点として、全体構想、地域別構想及び実現のための施策の検討を行います。

●地域資源を最大限活用するまちづくり

地域資源の新たな魅力を引き出すとともに、その可能性を最大限に活用し、質の高い食物を安定的に供給できる「食料供給基地」や、国内外から観光客が訪れる「世界に誇れる観光地」の創造を目指します。

●生活の質の向上をめざすまちづくり

本市は、温暖な気候や豊富な温泉、多彩な自然環境などに恵まれ、市民が健康で快適な暮らしを実現できる環境が備わっています。

先人たちが守り育ててきたこれらの自然と共生し、「花と緑など自然があふれるふるさとづくり」を進めるとともに、温泉等の恵みを活用して市民の健康増進を図る「長生きの里づくり」を目指します。

●人づくりを重視するまちづくり

これからのまちづくりは、行政の力によって押し進められるべきものではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業をはじめ、あらゆる主体が知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが重要です。

未来の指宿市を^{ひら}拓く魅力ある人材の育成を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という信念に基づき、市民と行政による協働のまちづくりを目指します。

第1章 都市の現況分析

1 人口

(1) 人口の推移

①人口について

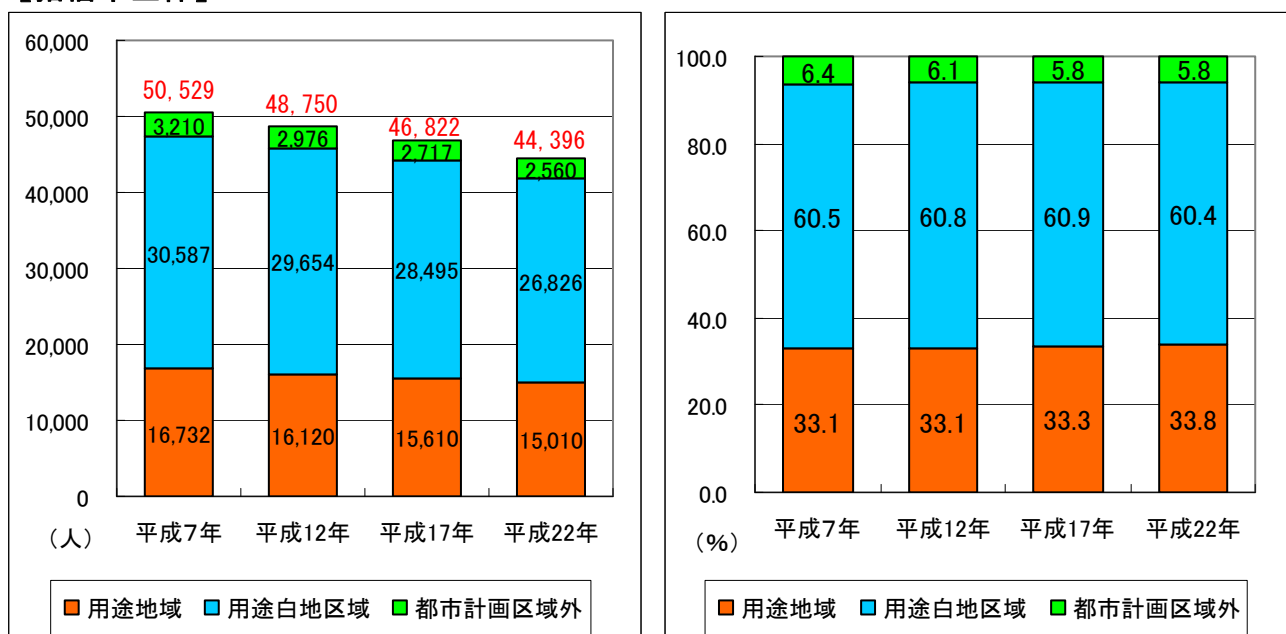
- ・市全体、都市計画区域別、ともに減少傾向を示しています。
- ・合計人口の減少率は、市全体、都市計画区域別、ともに増加傾向を示しています。

②人口構成比について

- ・市全体では、都市計画区分ごとの人口構成に、変化はあまりみられません。
- ・指宿都市計画区域においては、若干ではありますが、用途地域[※]内への人口集積がみられます。
- ・山川都市計画区域においては、用途地域内と都市計画区域外で人口が減少しており、用途白地区域[※]では増加しています。このことから、用途地域内から国道226号沿道、山川成川、山川小川などに、人口が移動していると考えられます。
- ・開聞都市計画区域においては、ほとんどの人が都市計画区域内に居住しています。

図 人口の推移と構成比

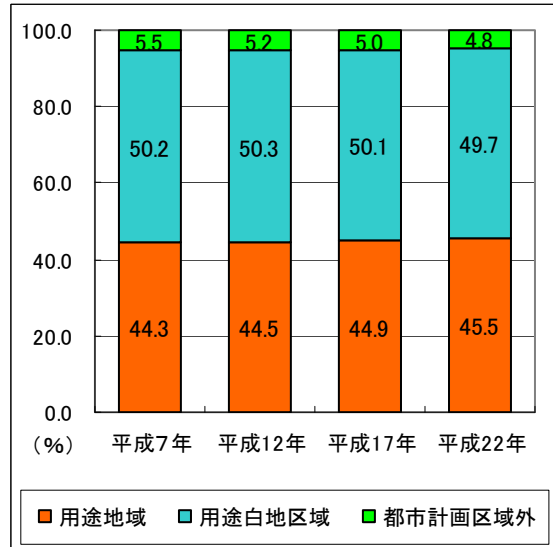
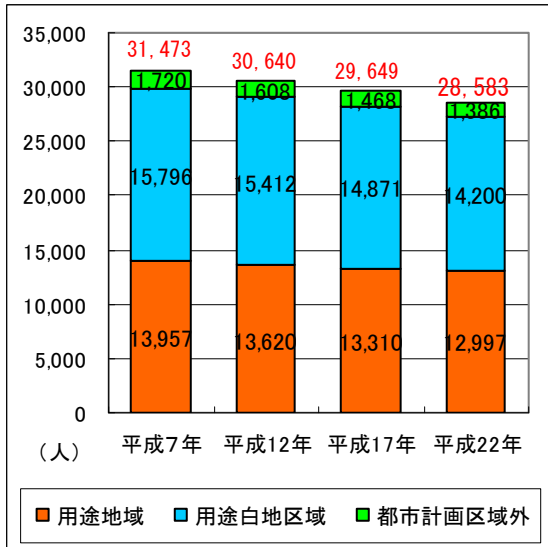
【指宿市全体】



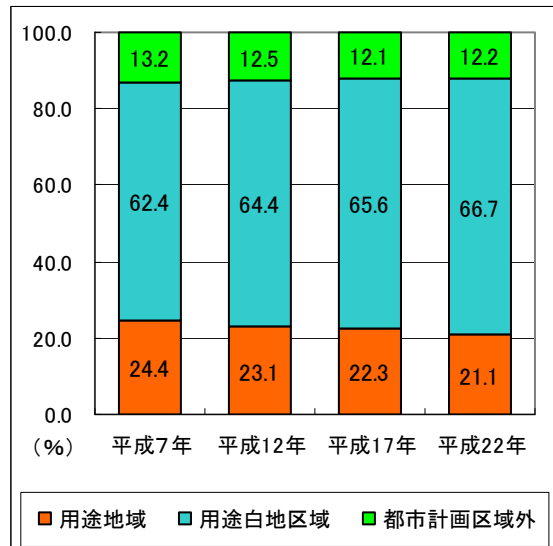
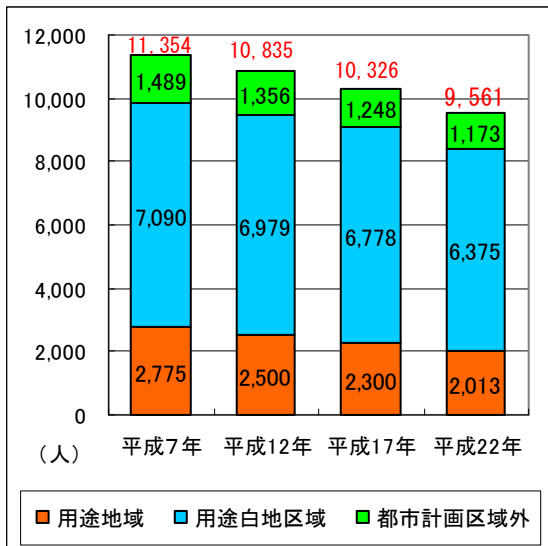
※平成22年国勢調査、平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

図 人口の推移と構成比

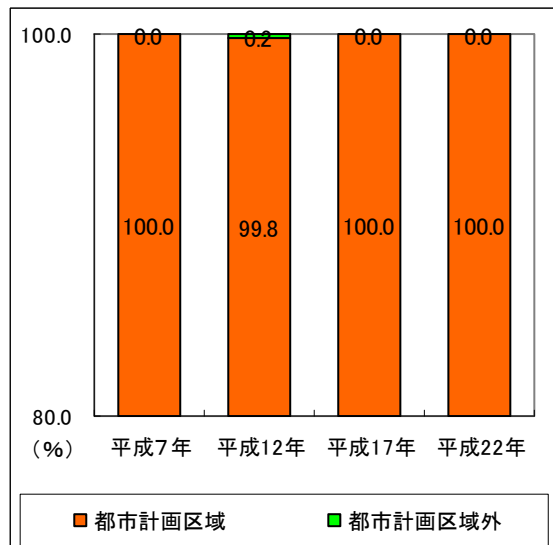
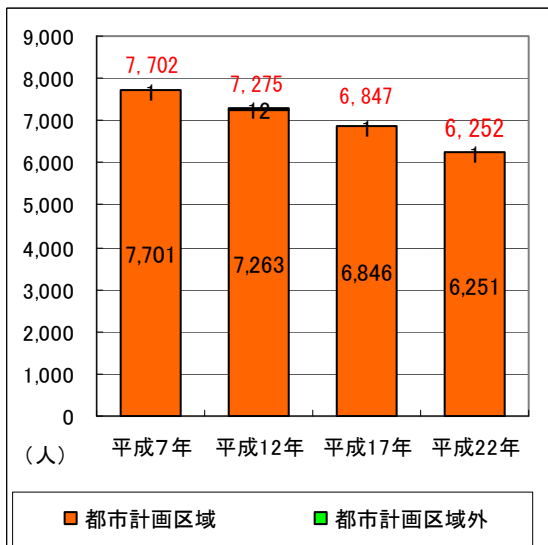
【指宿地域】



【山川地域】



【開聞地域】



※平成22年国勢調査、平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成
 ※開聞地域には用途地域が存在しない

(2) 人口の分布

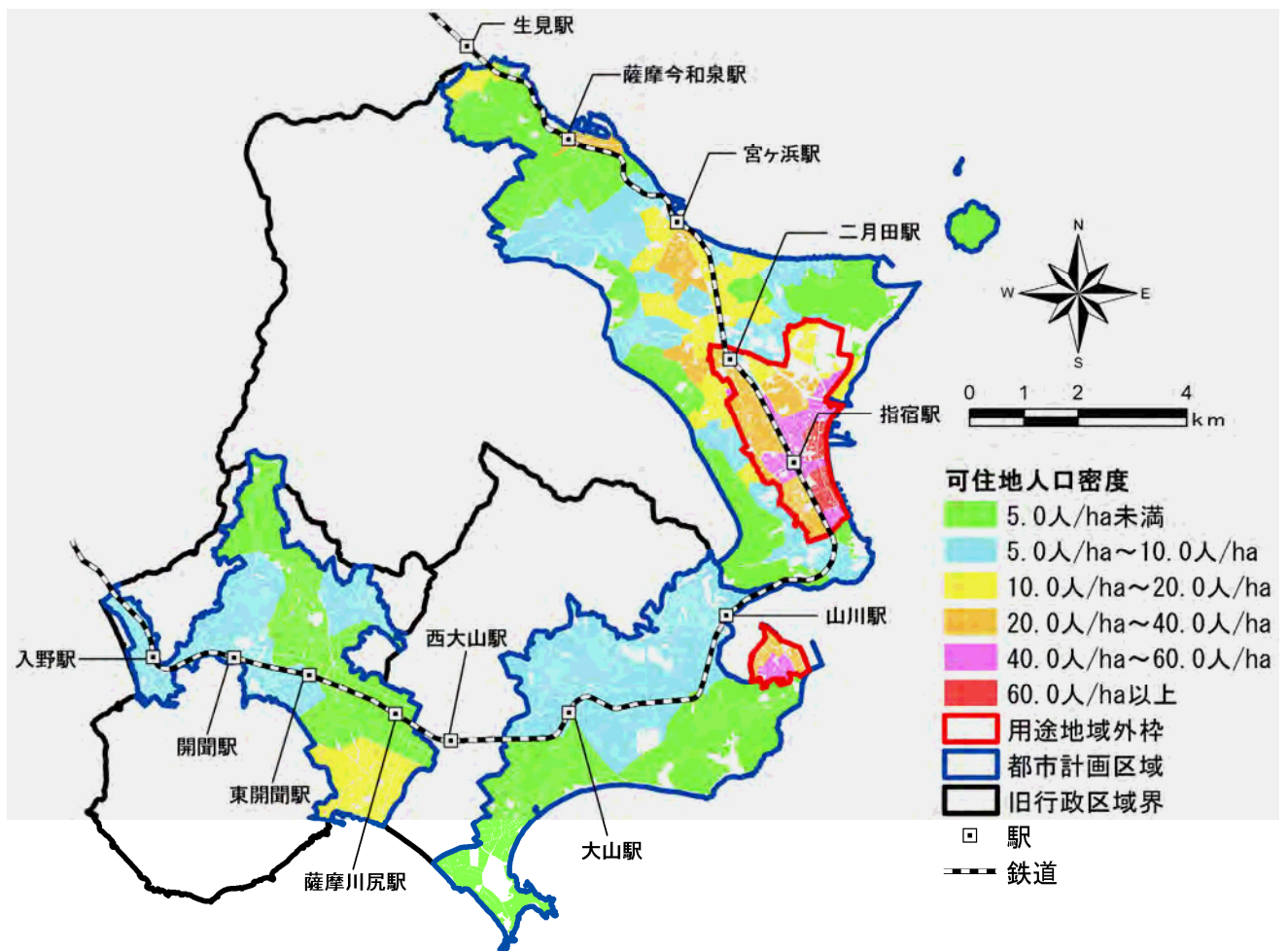
①用途地域内

- ・人口密度の分布をみると、指宿都市計画区域の用途地域内は概ね高い数値ですが、用途地域の北側に位置する東方や十町には人口密度が比較的低い地区もみられます。
- ・山川都市計画区域の用途地域内は概ね高く、海沿いの工業地域、準工業地域でも高い割合を示しています。

②用途地域外

- ・用途地域外ではJR沿線（薩摩今和泉駅周辺、宮ヶ浜駅周辺及び瀬崎地区）と、開間地域の開間川尻東部（川尻小学校周辺）で比較的高くなっています。

図 可住地人口密度

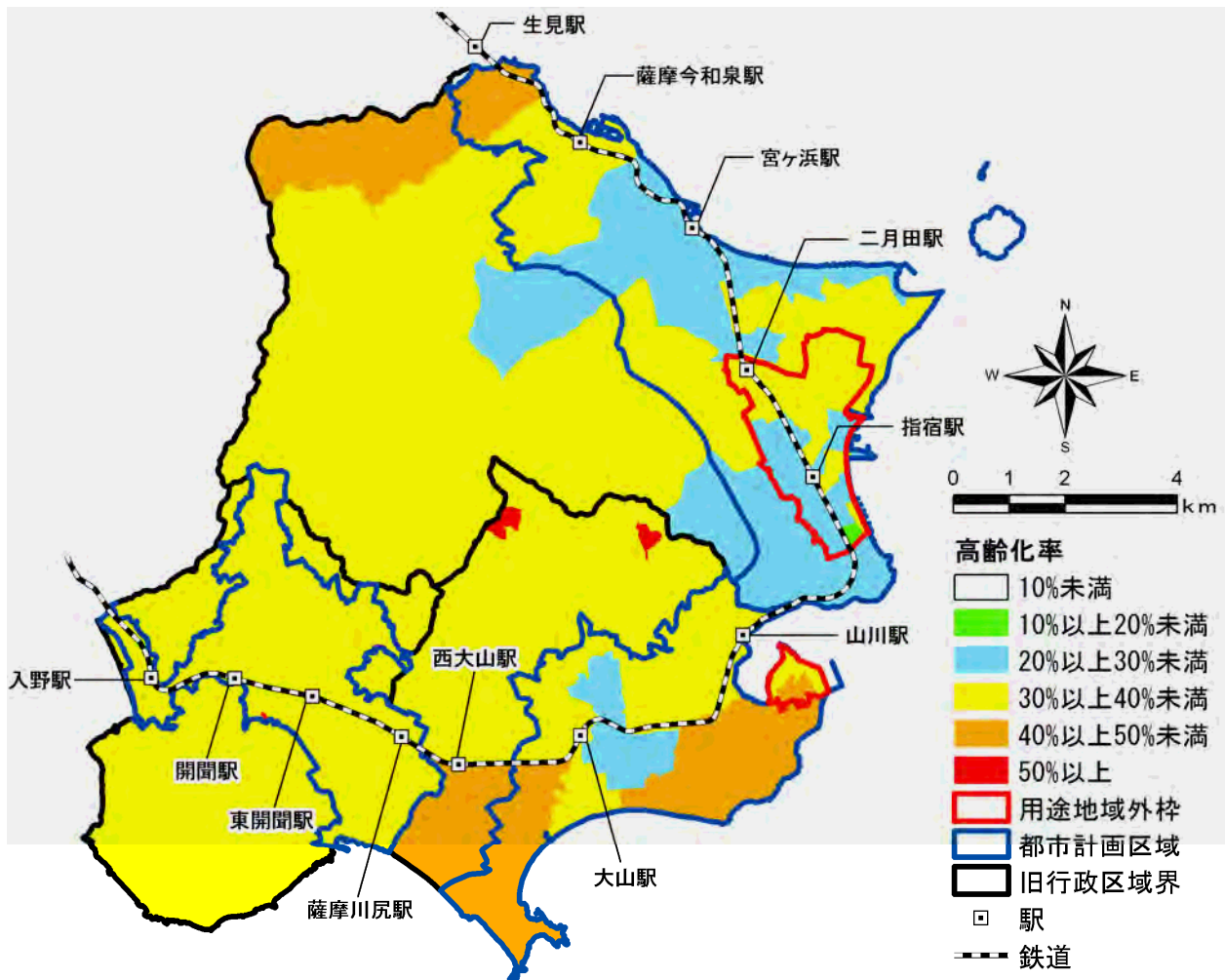


※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

(3) 高齢化の状況

- ・指宿都市計画区域においては、他の2区域と比べ、比較的高齢化率の低い20%以上30%未満の地域が多く存在していますが、JR薩摩今和泉駅とJR二月田駅の周辺では30%以上50%未満の地域もみられます。また、旧市街地の高齢化率が高くなっており、若年層の郊外への流出が考えられます。
- ・山川都市計画区域においては、JR大山駅周辺に20%以上30%未満の地域が存在しており、また、海沿いには40%以上の地域も多く存在しています。
- ・山川用途地域においては、用途地域内にもかかわらず全域で高い数値を示しており、後継者不足等による、農業地域・漁業地域の高齢化が考えられます。
- ・開聞地域においては、全域で30%以上ですが、40%を超える地域は存在しません。

図 高齢化率



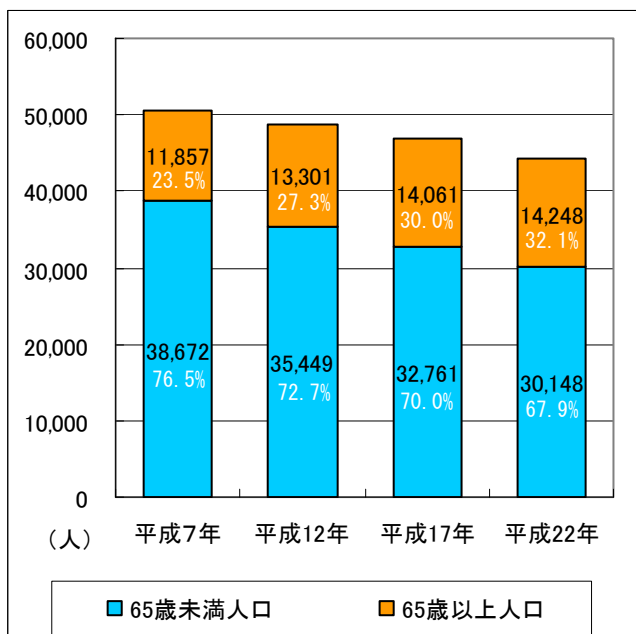
$$\text{※高齢化率} = \frac{\text{65歳以上人口}}{\text{地区内人口総数}} \times 100$$

※平成22年国勢調査をもとに作成

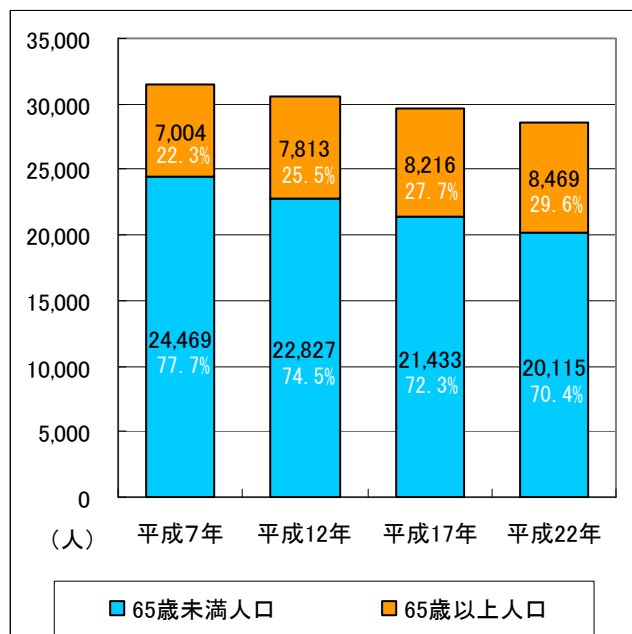
・市全体、地域別ともに高齢化率は増加傾向を示しています。

図 高齢者人口の推移

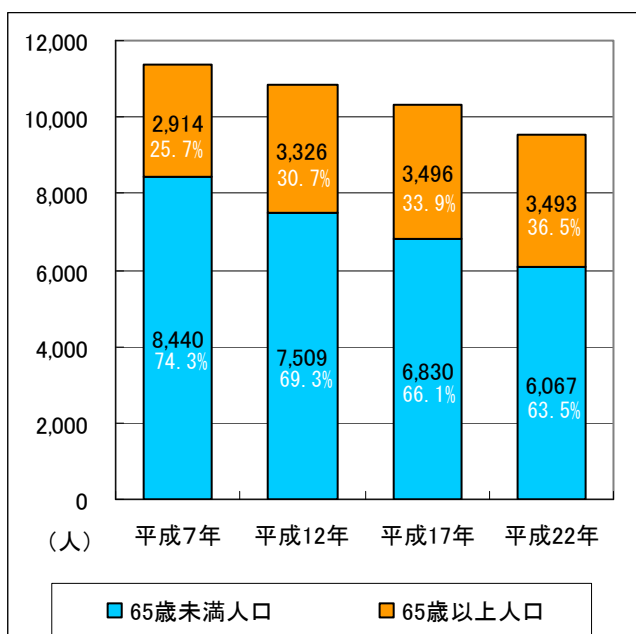
【指宿市全体】



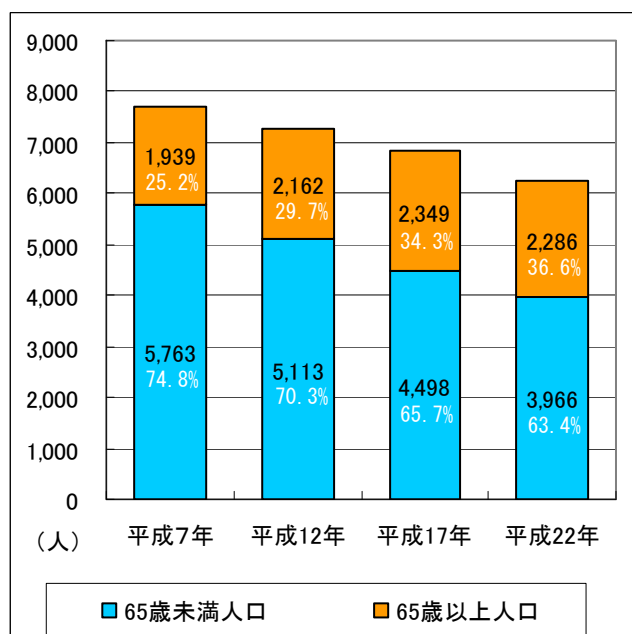
【指宿地域】



【山川地域】



【開聞地域】



※平成22年国勢調査をもとに作成

2 産業

(1) 産業構造

- ・産業全体における第一次産業の就業構成は、平成7年から平成22年にかけてほぼ横ばいで推移しています。また、第二次産業はどの地域も急激に減少しており、その反面第三次産業が増加するという傾向がみられます。
- ・山川都市計画区域においては、造船所や軽節工場が立地しているため、他の地域に比べて第二次産業の就業構成が高い割合を示しています。

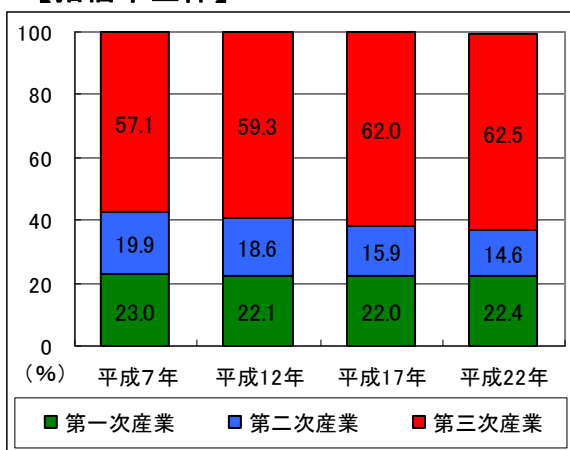
表 産業別の就業者数の推移

産業分類	項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	就業者数(人)	5611	5184	5008	4751
	構成比(%)	23.0	22.1	22.1	22.5
	伸び率(%)	-	▲ 7.6	▲ 3.4	▲ 5.1
第二次産業	就業者数(人)	4842	4349	3617	3111
	構成比(%)	19.9	18.6	15.9	14.7
	伸び率(%)	-	▲ 10.2	▲ 16.8	▲ 14.0
第三次産業	就業者数(人)	13905	13886	14082	13284
	構成比(%)	57.1	59.3	62.0	62.8
	伸び率(%)	-	▲ 0.1	1.4	▲ 5.7

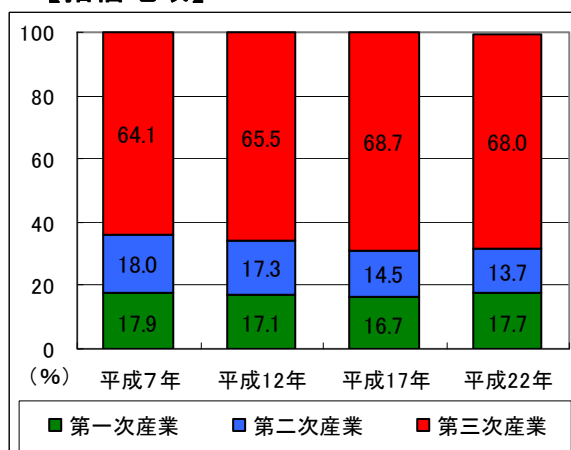
※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

図 産業別の就業者数構成比の推移

【指宿市全体】



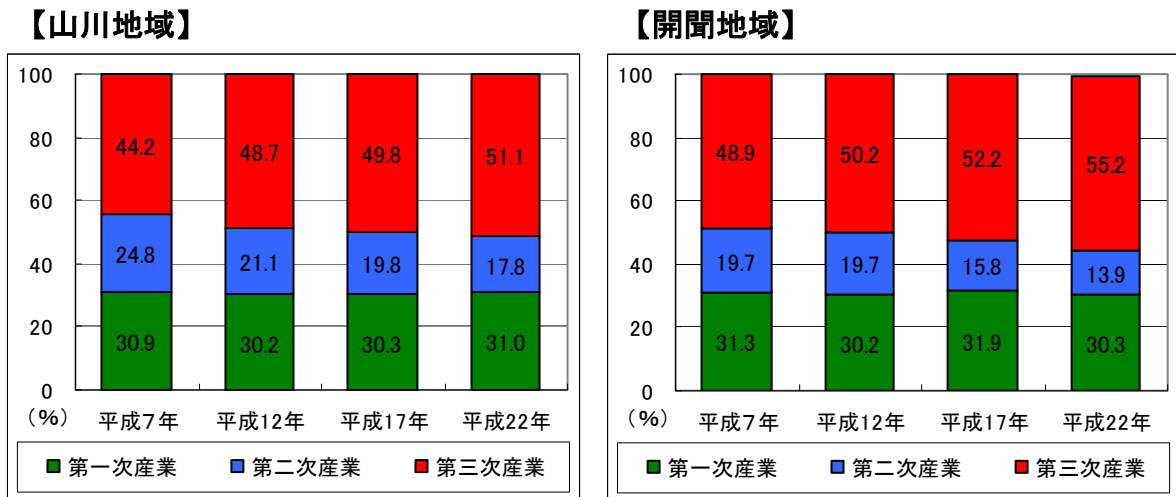
【指宿地域】



※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

※分類不能の職業があるため、各年度の合計は100にならない場合がある

図 産業別の就業者数構成比の推移



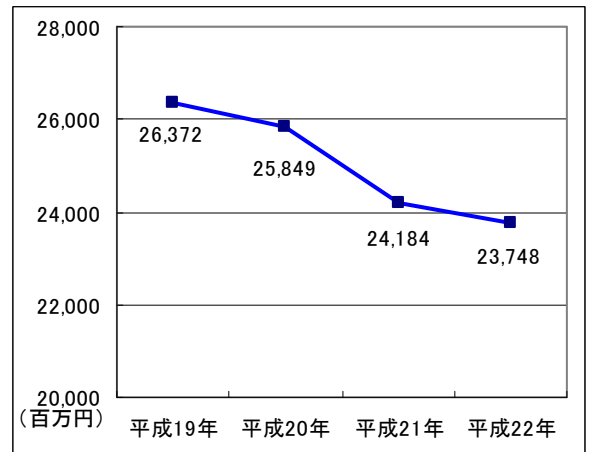
※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

※分類不能の職業があるため、各年度の合計は100にならない場合がある

(2) 工業出荷額の状況

- 平成19年から平成22年にかけて、一貫して減少傾向を示しています。平成20年から平成21年にかけて、減少幅が若干大きくなっていますが、平成20年以前及び平成21年以降は緩やかな減少となっています。

図 工業出荷額（指宿市全体）

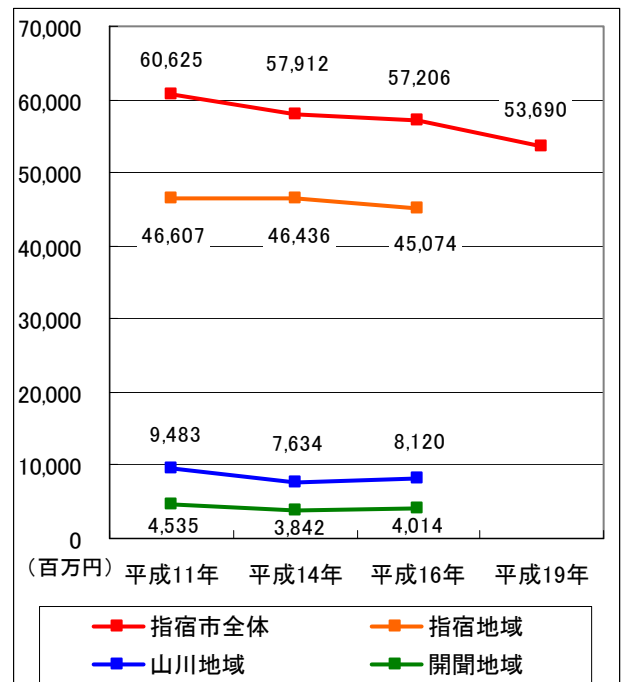


資料：工業統計

(3) 商業販売額の状況

- 山川地域、開聞地域において、平成14年から平成16年の間で若干の増加がみられますが、指宿市全体では平成11年から平成19年まで、一貫して減少傾向を示しています。

図 地域別商品販売額



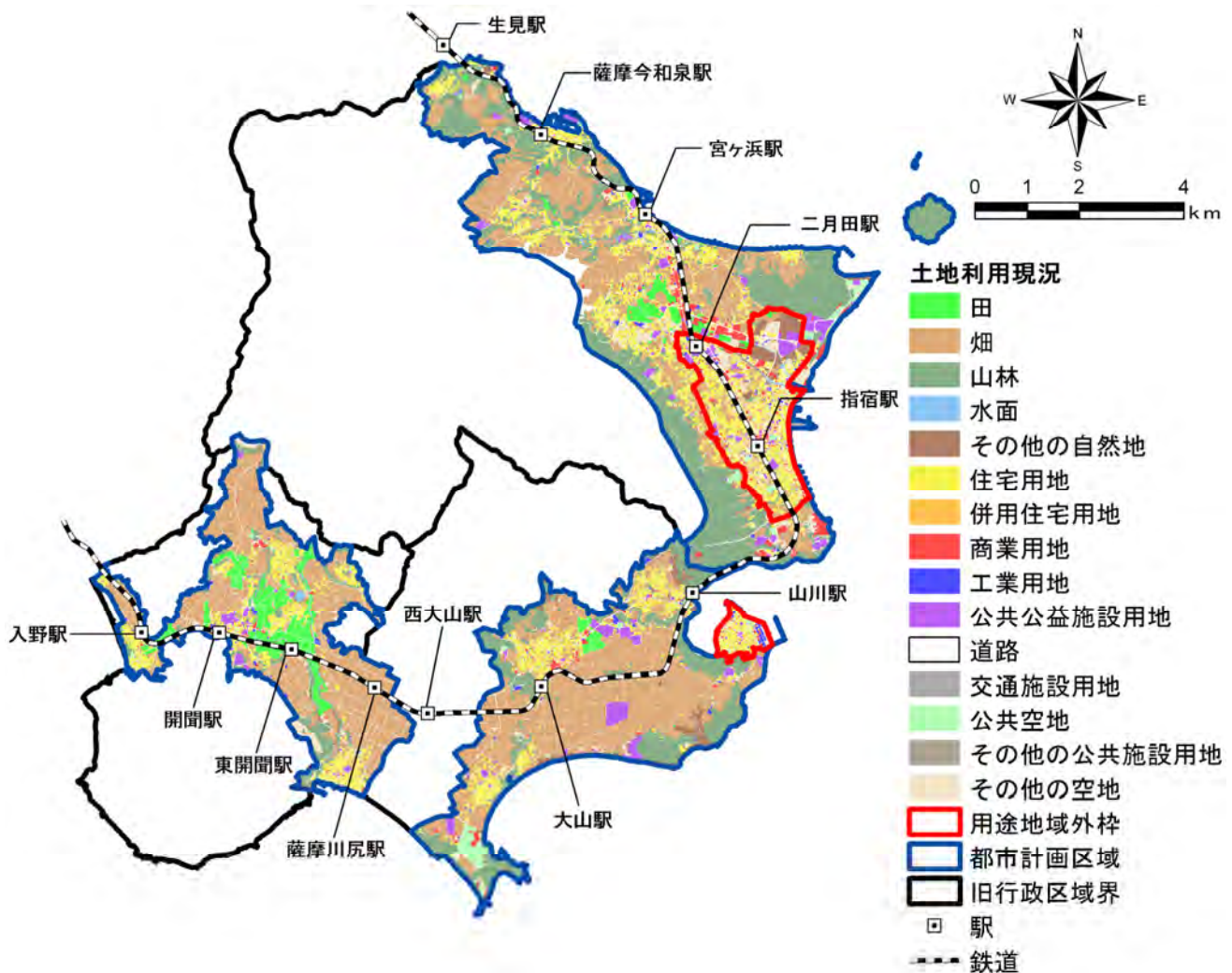
※合併のため平成19年の旧市町別データは存在しない 資料：商業統計

3 土地利用

(1) 土地利用現況

- ・用途地域全体の主な土地利用構成は、宅地（32.3%）、道路用地（14.3%）、畑（14.2%）となっており、都市的土地利用は74.0%となっています。
- ・山川用途地域は都市的土地利用が92.6%と高くなっています。
- ・用途地域外全体の主な土地利用構成は、畑（39.7%）、山林（27.3%）、宅地（9.8%）となっており、自然的土地利用が74.5%と、豊かな自然が広がっています。

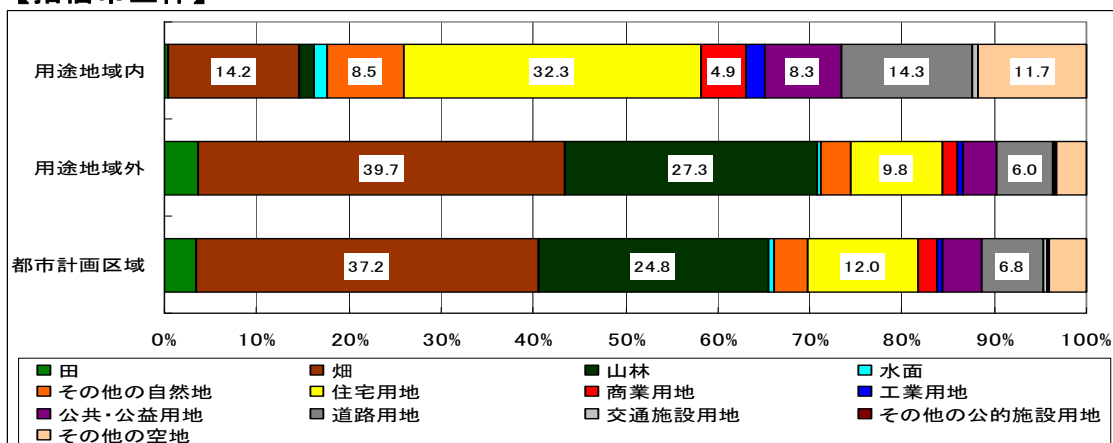
図 土地利用現況



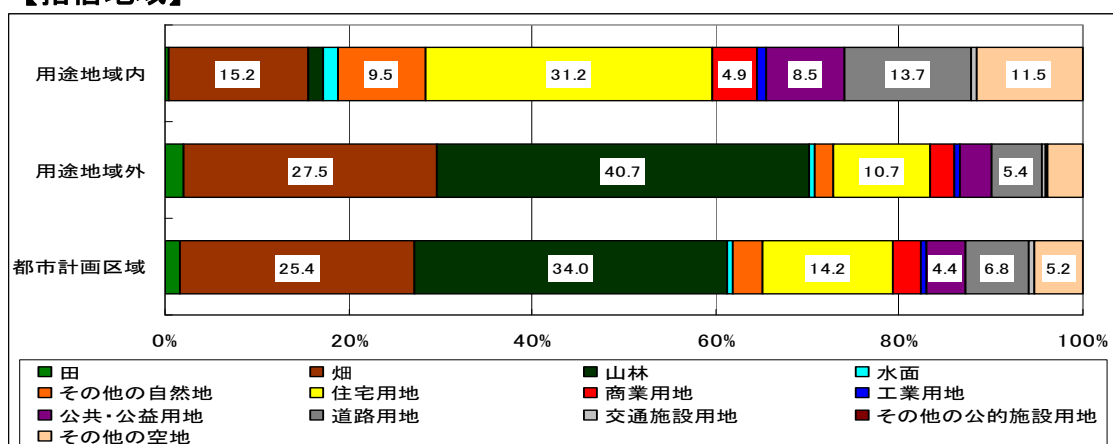
※都市的土地利用：「住宅、商業、工業用地」
「公共・公益用地」「道路、交通施設用地」
「その他の公的施設用地」「その他の空地」

※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成
※開聞地域には用途地域が存在しない

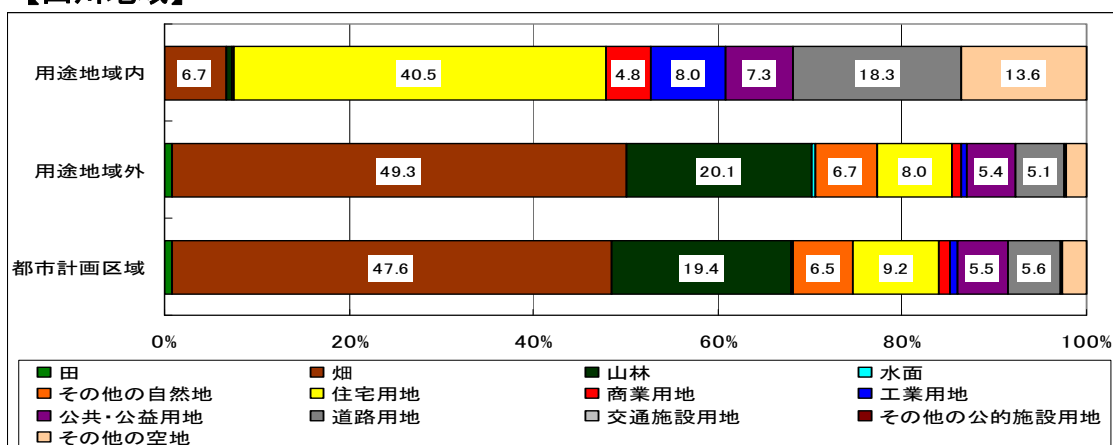
【指宿市全体】 図 区域別土地利用面積構成比率



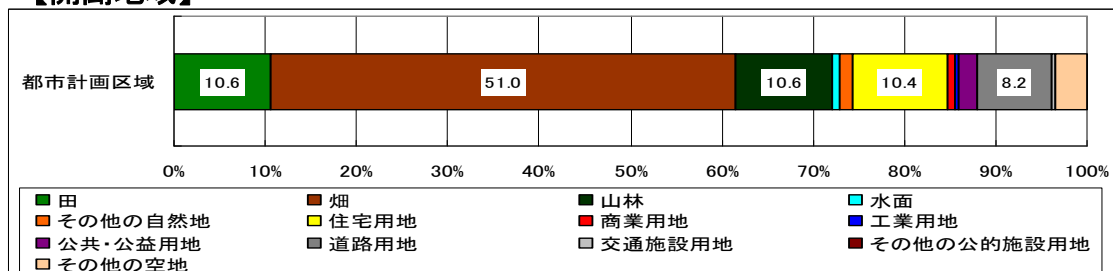
【指宿地域】



【山川地域】



【開間地域】



※その他の自然地：「原野」、「牧場」、「荒れ地」、「河川敷」等、自然的状況の未利用地

※交通施設用地：「鉄道用地」、「港湾用地」、「立体駐車場」等

※その他の公的施設用地：「防衛施設用地」

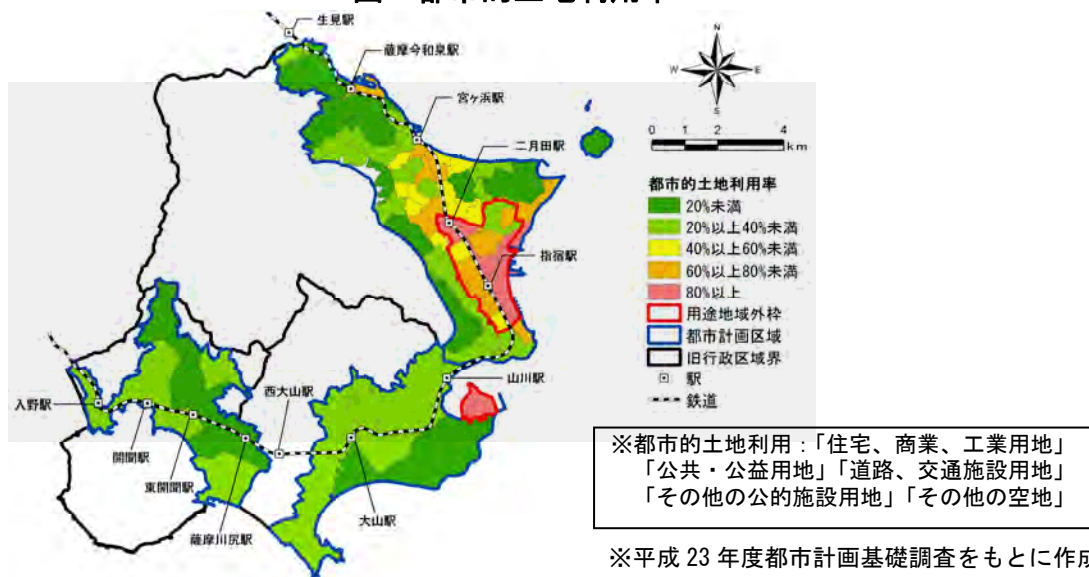
※その他の空地：「改変工事中的の土地」、「平面駐車場」、「ゴルフ場」、「建物跡地」等都市的状況の未利用地

※土地利用現況図より計測

(2) 都市的土地利用の状況

- ・指宿用途地域と山川用途地域はともに、都市的土地利用率が概ね高い割合を示しています。
- ・指宿用途地域北部の都市的土地利用率が40%未満の地区は、平成23年度都市計画基礎調査時に造成中であったものです。
- ・用途地域外ではJR薩摩今和泉駅周辺、JR宮ヶ浜駅周辺において都市的土地利用率が高くなっています。

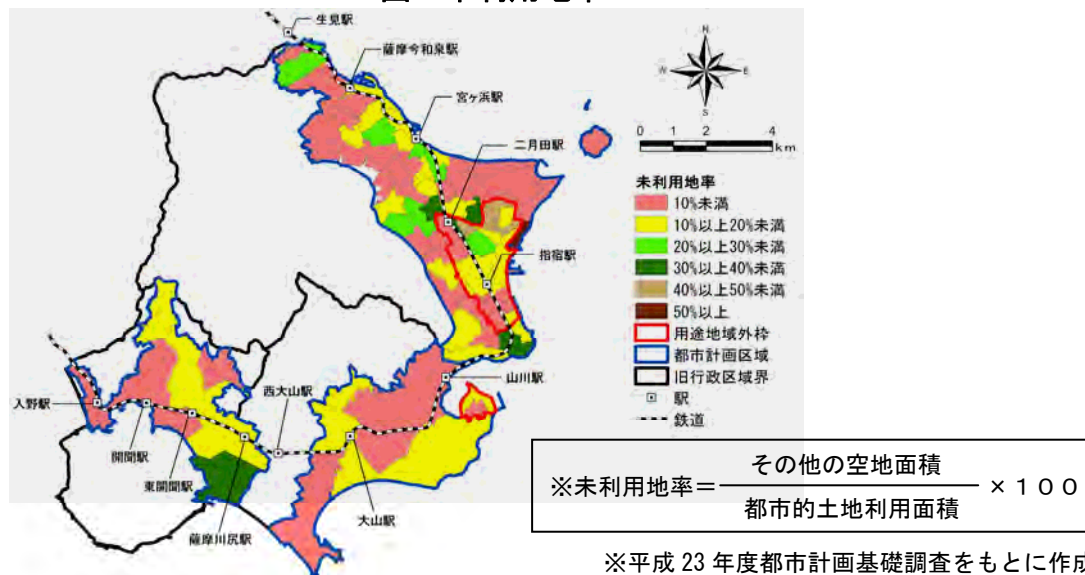
図 都市的土地利用率



(3) 未利用地の分布状況

- ・指宿用途地域北部の未利用率が40%以上の地区は、平成23年度都市計画基礎調査時に造成中であったものです。
- ・山川都市計画区域は比較的、未利用率が低くなっています。
- ・開聞都市計画区域の開聞川尻と指宿用途地域の縁辺では、未利用率が30%以上の地区が目立ちます。

図 未利用率

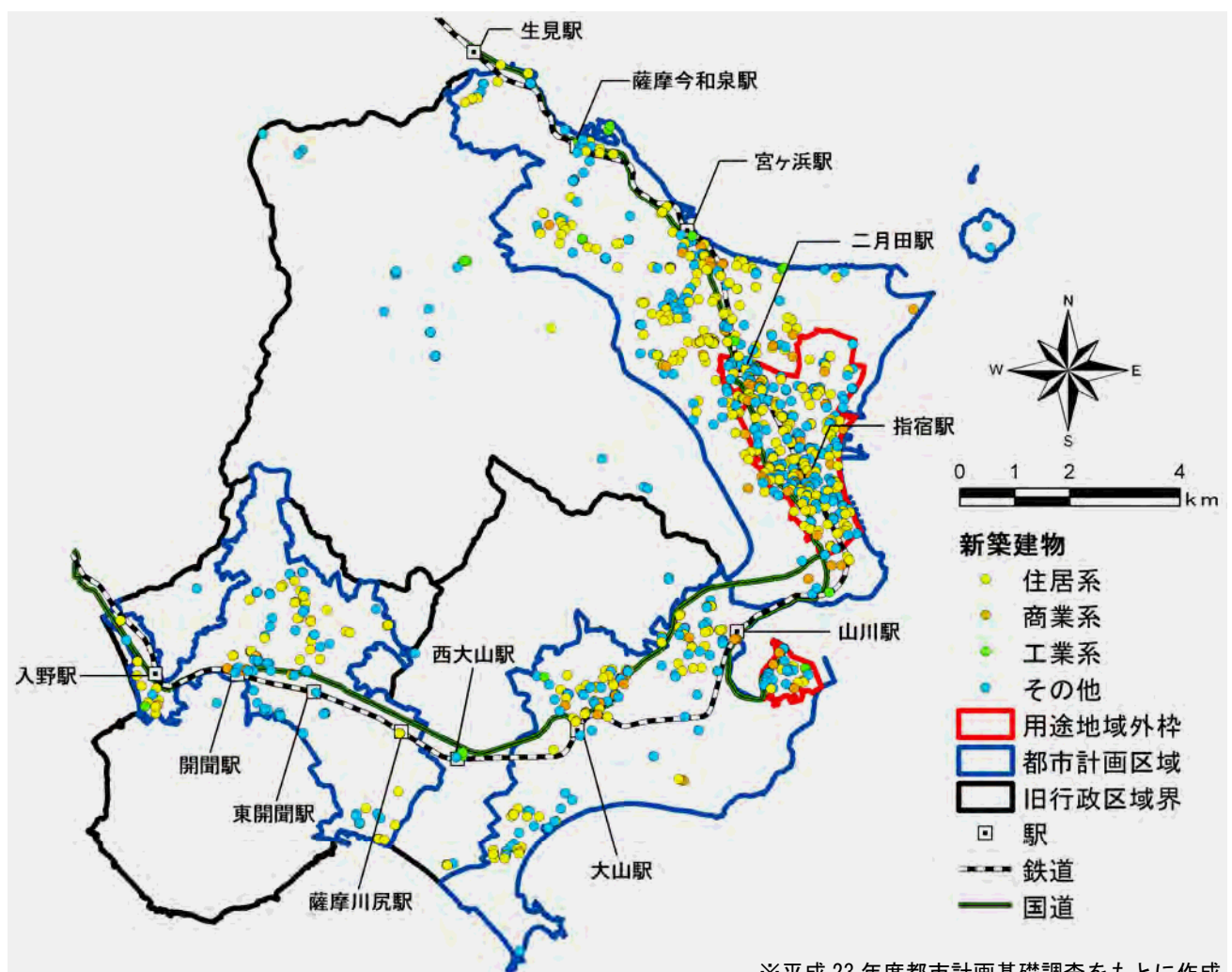


4 市街化の動向

(1) 新築状況

- ・新築建物は人口密度や都市的土地利用率と同じく、両用途地域内、JR薩摩今和泉駅周辺、JR宮ヶ浜駅周辺などに多くみられます。
- ・それ以外の地域では、山川都市計画区域内の国道226号沿道、JR山川駅周辺、JR大山駅周辺、徳光小学校周辺、開聞都市計画区域の開聞仙田、JR入野駅周辺、開聞川尻などで新築建物が多くみられます。

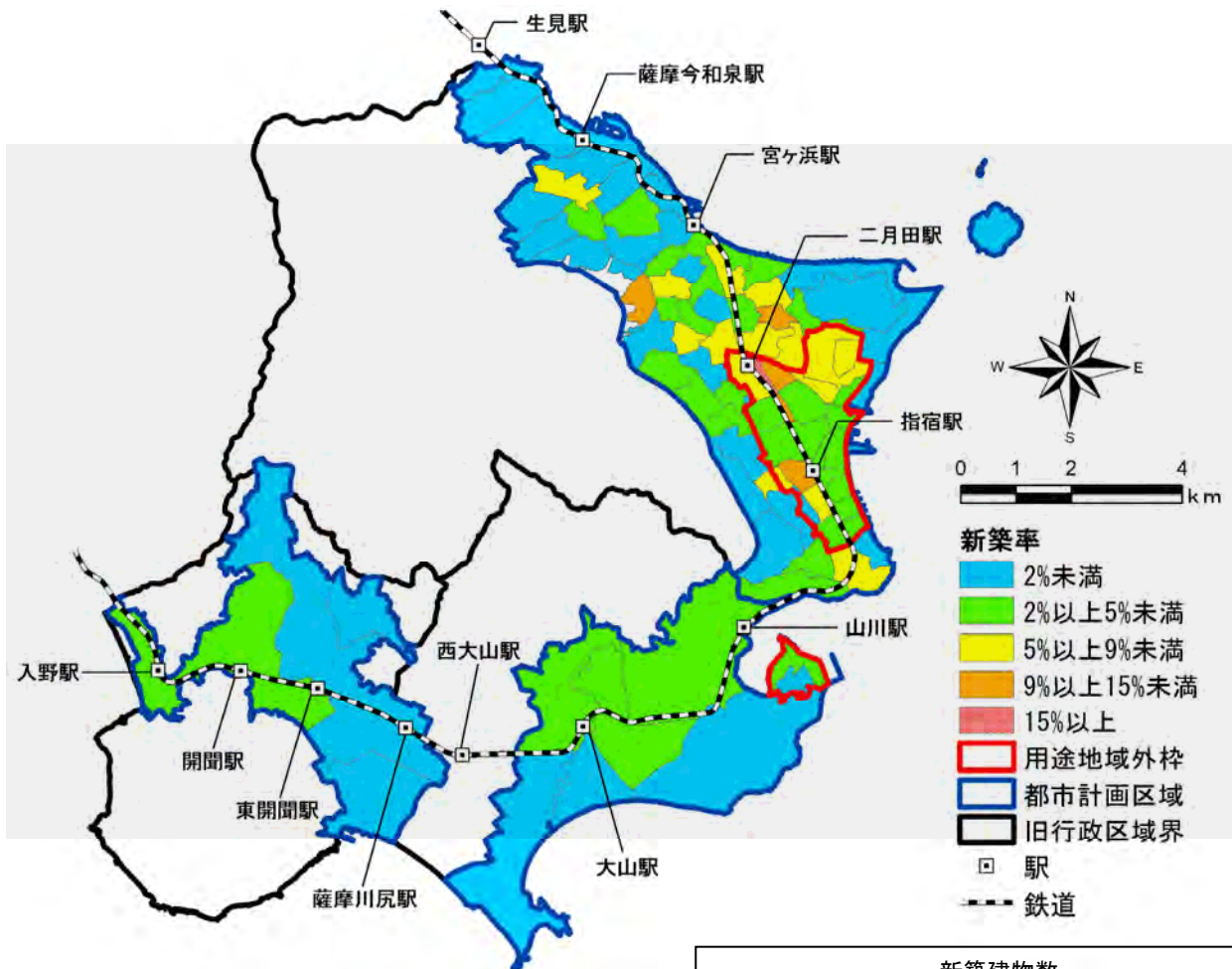
図 新築建物分布状況



※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成
(平成18年～平成22年)

- ・指宿用途地域内においては、新築件数が多いにもかかわらず新築率の低い地域が目立ちます。
- ・指宿用途地域の北側からJR宮ヶ浜駅周辺にかけて、新築率が比較的高い地域が存在しており、新たな市街地が形成されていることがうかがえます。

図 新築率



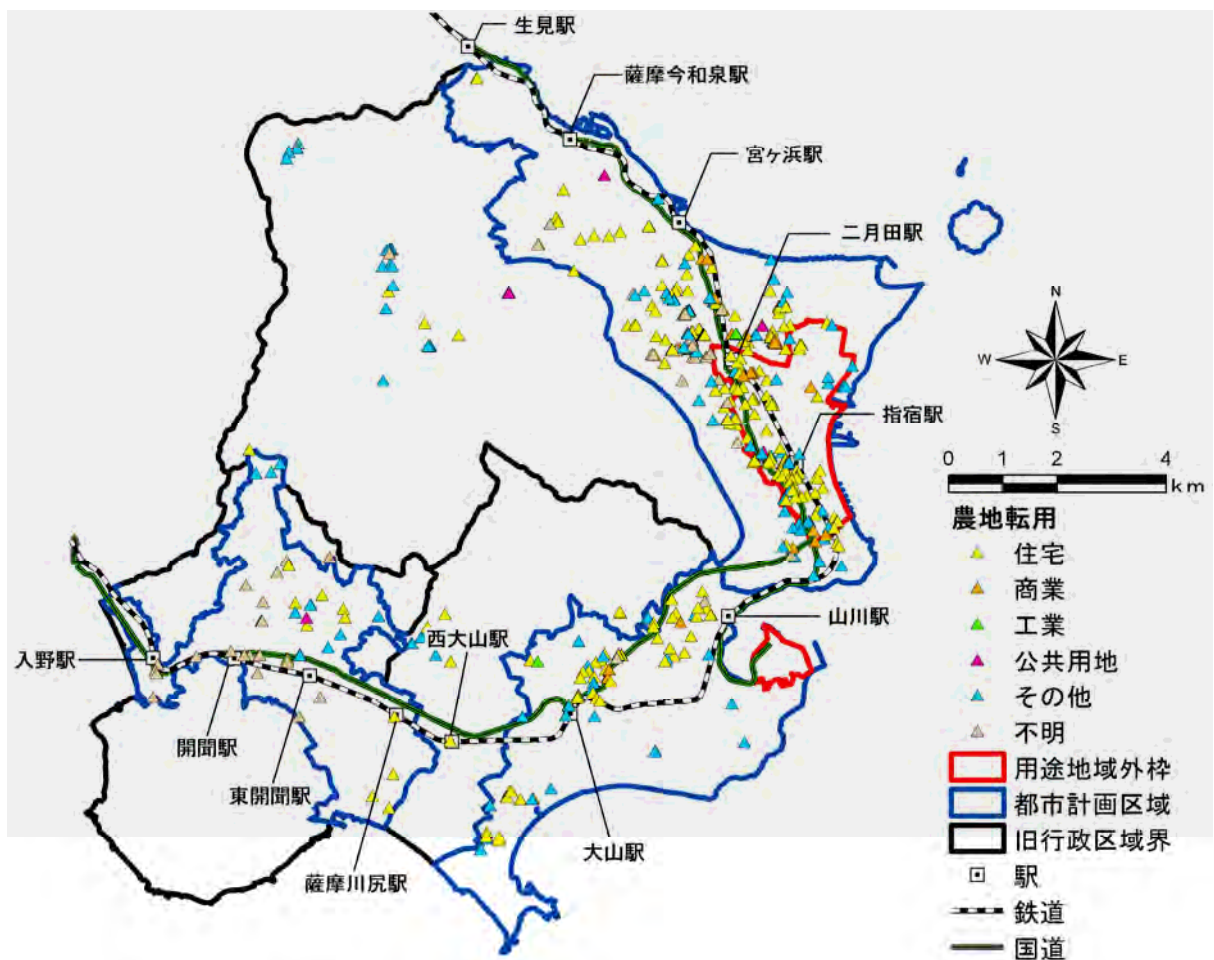
$$\text{※新築率} = \frac{\text{新築建物数}}{\text{地区内建物総数}} \times 100$$

※平成 23 年度都市計画基礎調査をもとに作成
(平成 18 年～平成 22 年)

(2) 農地転用状況

- ・農地転用※については、元々農地の少ない用途地域内を除いて新築建物の分布と同じくJR薩摩今和泉駅周辺、JR宮ヶ浜駅周辺、指宿用途地域縁辺、山川都市計画区域内の国道226号沿道、開聞都市計画区域の開聞仙田に集中しており、これらの地区で市街化の動向が活発であることがうかがえます。

図 農地転用分布状況



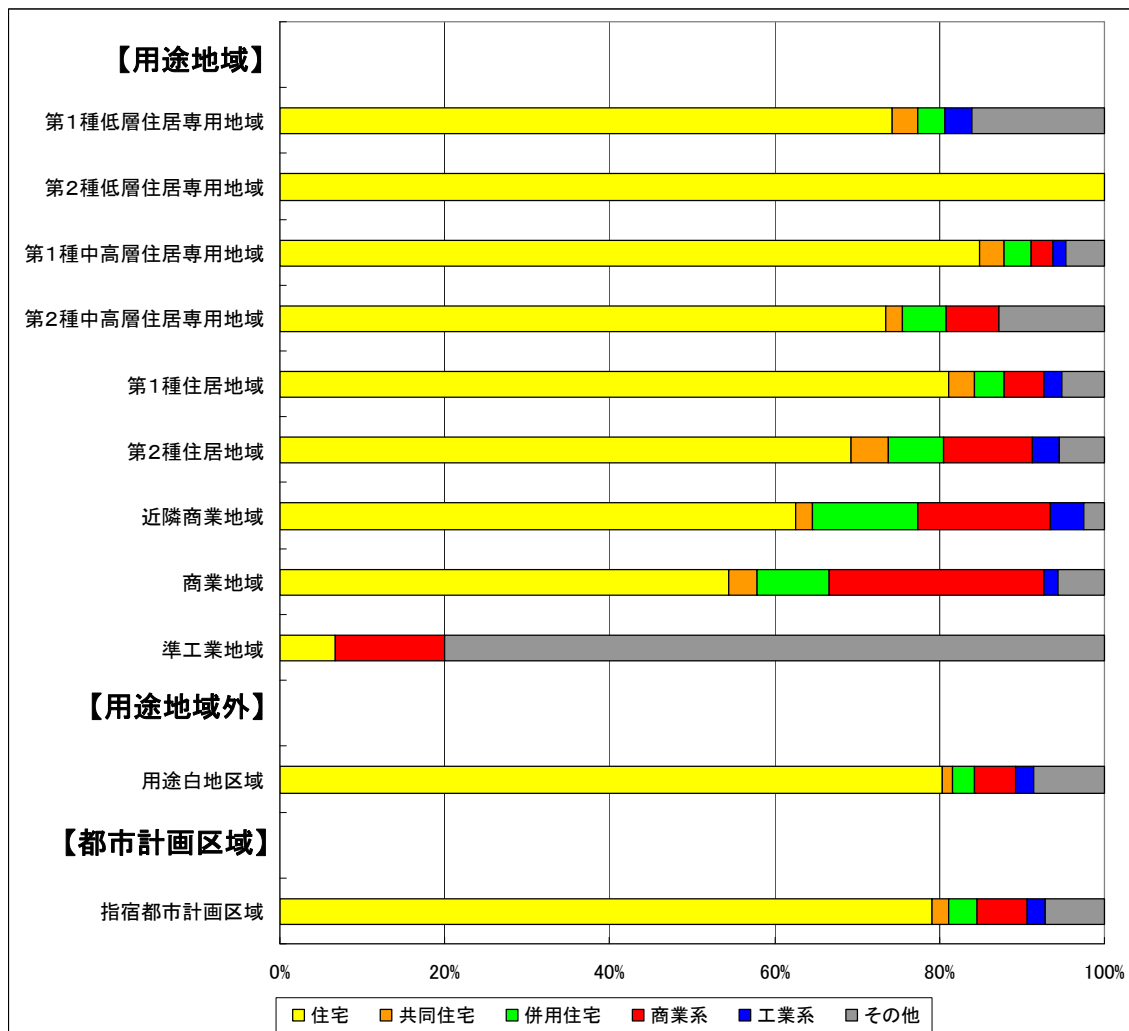
※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成
(平成18年～平成22年)

5 建物の状況

- ・指宿都市計画区域の準工業地域に工業系建物が全く存在しておらず（指宿市浄水苑、指宿給食センター、荒れ地、ハローワーク等）、指定用途との乖離がみられます。
- ・山川都市計画区域の工業地域に多くの（商業地域と同数の）商業系建物が存在しています。また、近隣商業地域、商業地域においても住居系建物の立地が多く、土地利用の高度化が進んでいません。

図 用途地域別建物用途の構成

【指宿都市計画区域】

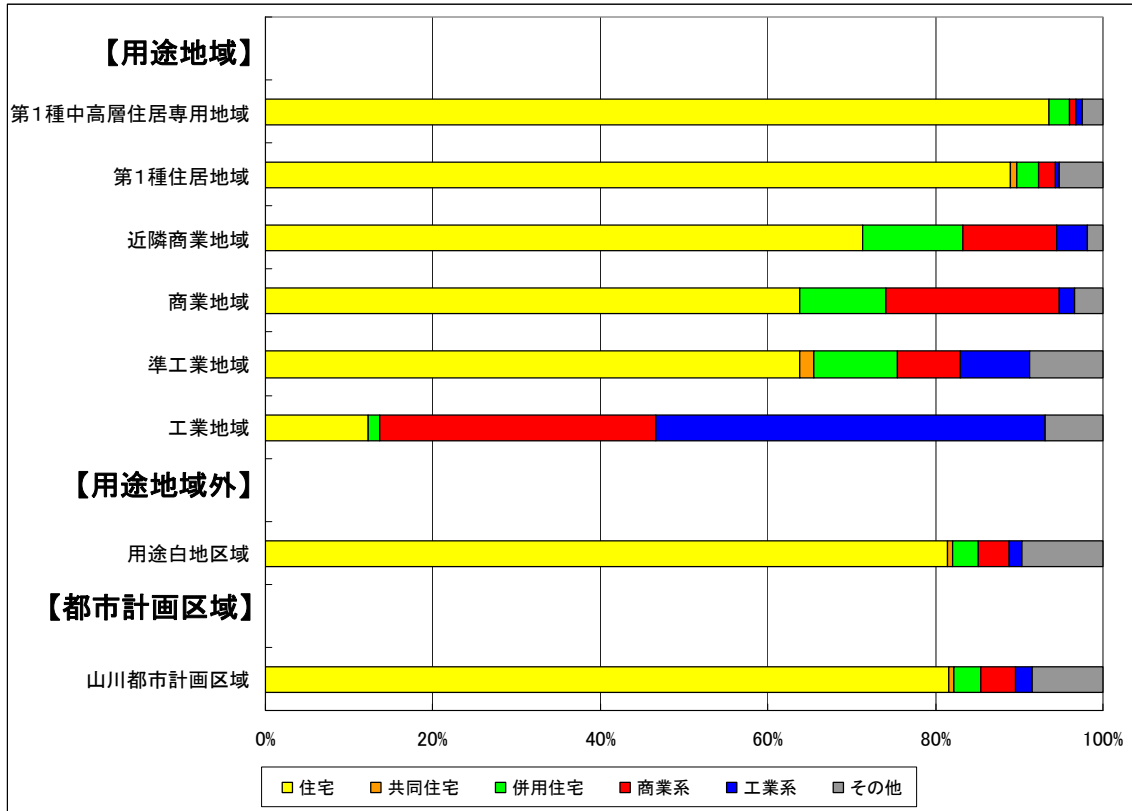


※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

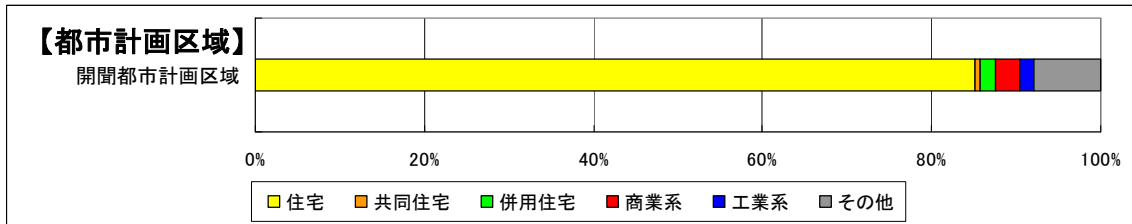
用途地域の詳細については巻末資料の「用途地域の種類」を参照ください。

図 用途地域別建物用途の構成

【山川都市計画区域】



【開聞都市計画区】



※併用住宅：「店舗併用住宅」、「作業所併用住宅」
 ※商業系：「商業施設」、「業務施設」、「遊戯施設」、「宿泊施設」等
 ※工業系：「工場」、「運輸倉庫」、「危険物貯蔵・処理施設」等
 ※その他：「官公庁」、「文教・厚生施設」、「農林漁業施設」、「建築中」、「廃屋」等

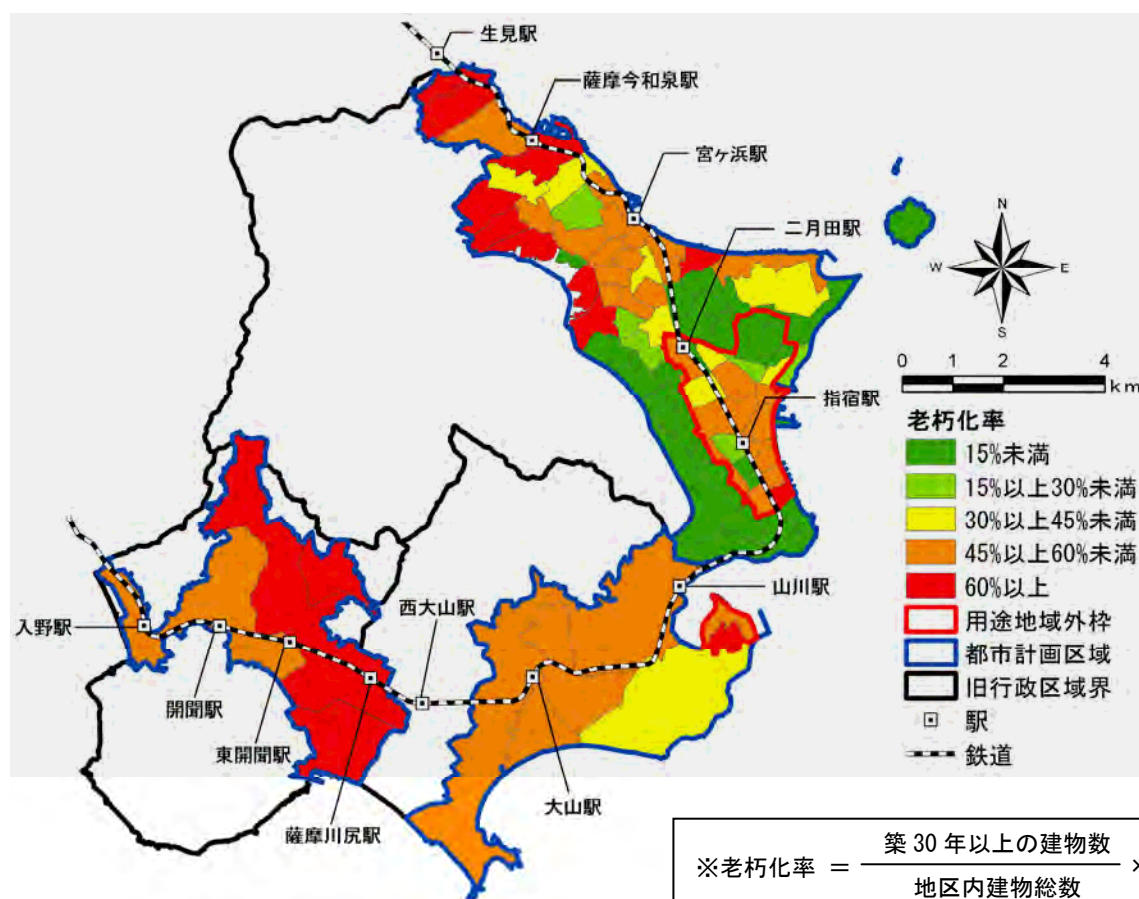
※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

6 都市防災

(1) 建物の老朽化の状況

- ・指宿都市計画区域においては、用途地域縁辺に建物の老朽化率が15%未満の地域が広がっていますが、用途地域内と用途地域の北側には45%以上の地域が目立ちます。
- ・山川都市計画区域の用途地域内においては、建物の老朽化率が全域で45%以上と非常に高い割合を示しています。
- ・開聞都市計画区域においては、建物の老朽化率が60%以上の地域が多く、広範囲にわたり老朽化が進んでいます。

図 建物の老朽化率

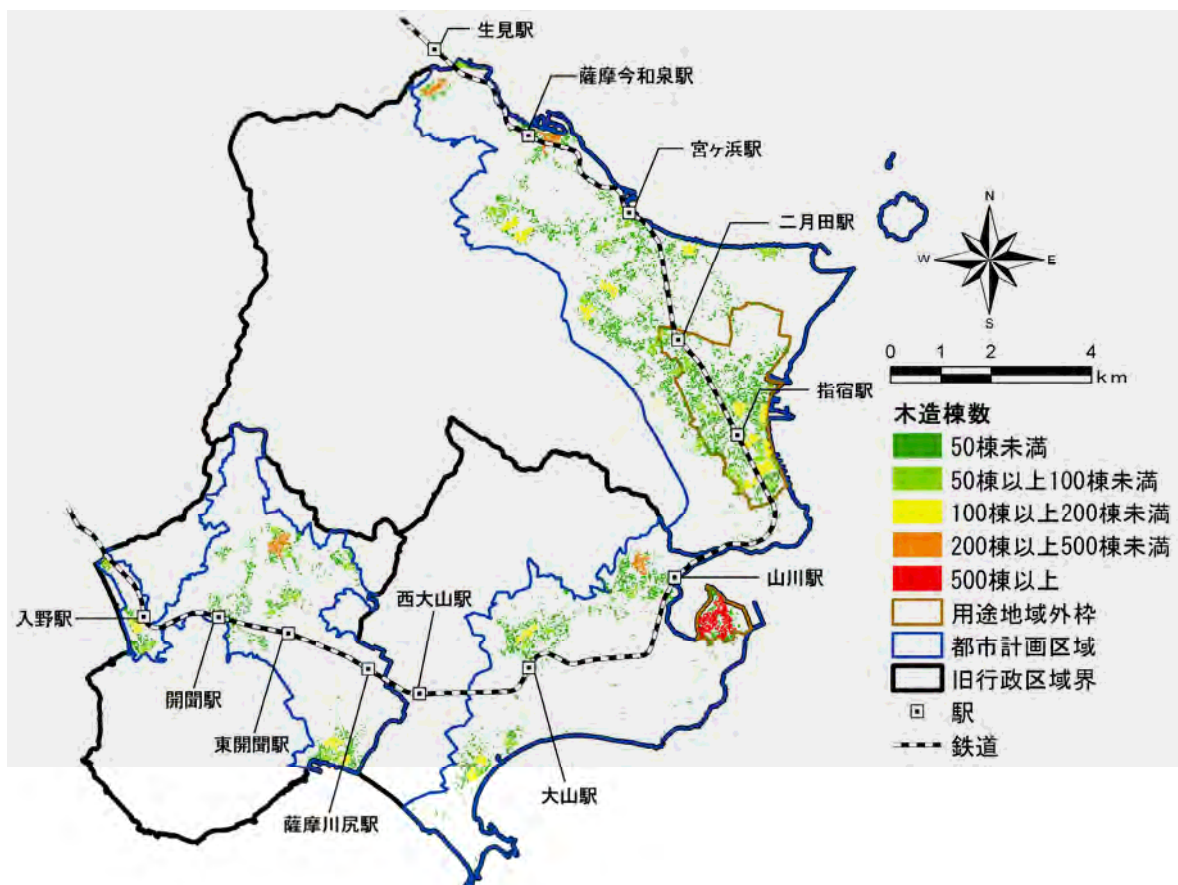


※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

(2) 市街地の木造建物密集状況

- ・木造建物が100棟以上連担している地区は、建物の老朽化率も45%以上と高くなっています。
- ・木造建物が200棟以上連担している地区は、建物の老朽化率も60%以上となっており、火災が発生した際に大規模な延焼が起こるおそれがあります。

図 木造建物の連担状況



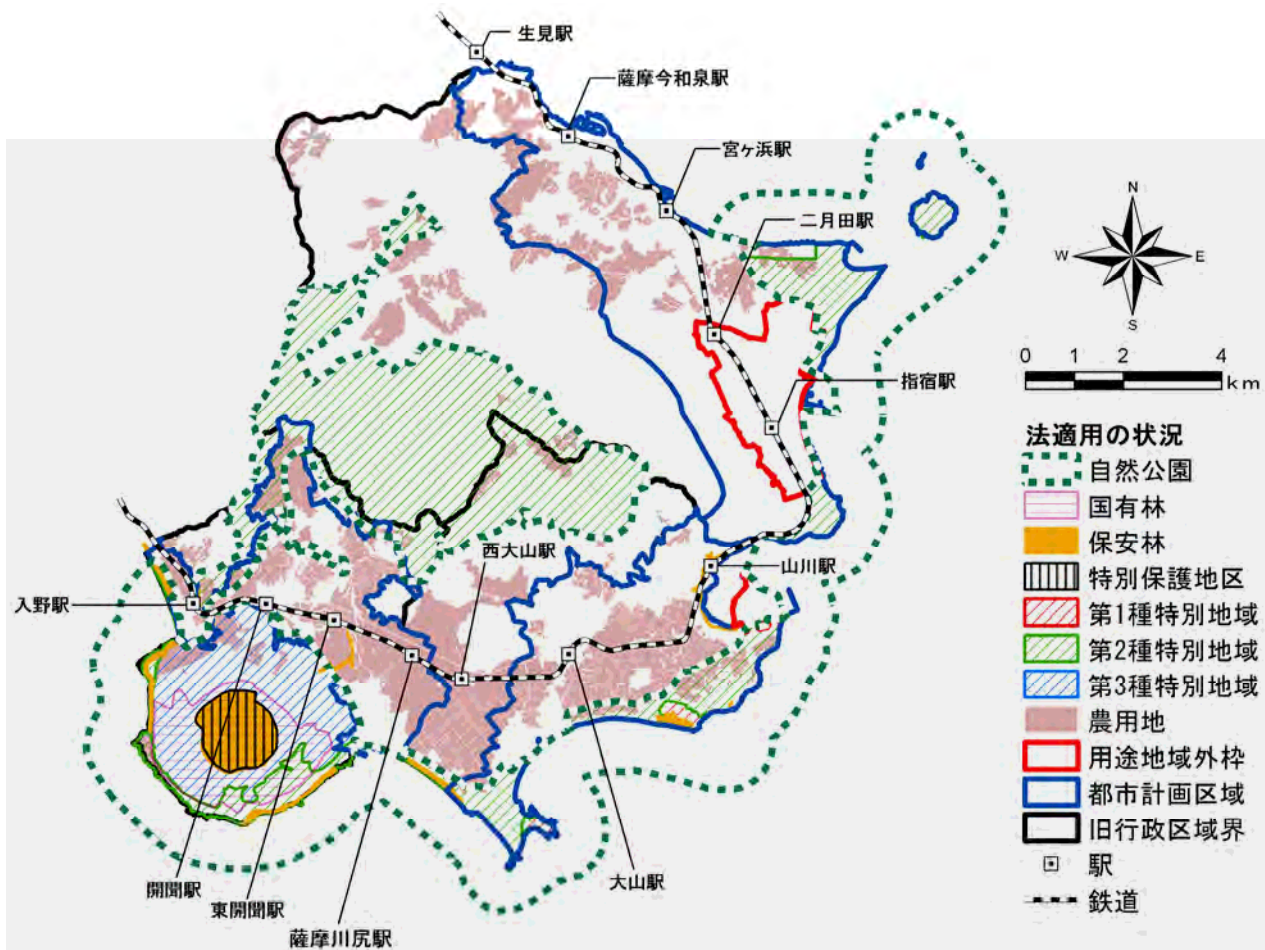
※木造建物が棟間隔11m未満で連担している地区

※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

7 法適用の状況

- ・ JR薩摩今和泉駅、JR宮ヶ浜駅周辺や、指宿用途地域の西側、山川都市計画区域内の国道226号沿道などの法律による規制がかかっていない地域において、無秩序な開発が進むおそれがあります。
- ・ 魚見岳周辺や長崎鼻などの海岸部、開聞岳周辺、池田湖周辺など、広い範囲が自然公園に指定されています。
- ・ 開聞岳山頂周辺は特別保護地区に、山川福元の竹山地区と山川岡児ヶ水の赤水鼻は第1種特別地域に定められており、特に景観の保護を図る必要があります。

図 法適用現況図



※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

8 都市施設の整備状況

(1) 都市計画道路の整備状況

- ・本市の都市計画道路は、平成23年3月31日現在、29路線、38.91kmが計画決定されており、約60.9%の進捗率となっています。
- ・指宿用途地域北部の新市街地における都市計画道路の整備率が低くなっています。
- ・都市計画道路は指宿、山川の両用途地域内に集中しています。
- ・市道については、改良率86.6%、舗装率94.1%となっています。

図 都市計画道路整備状況

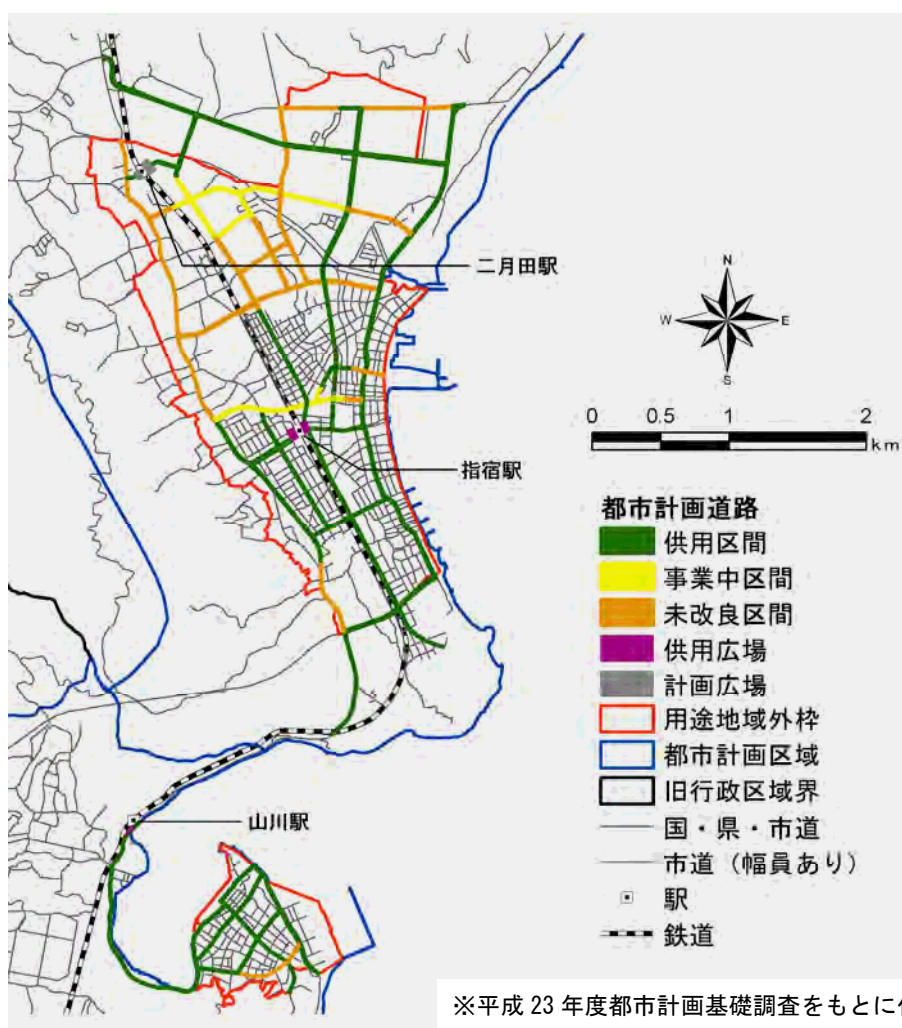


表 市道の現況

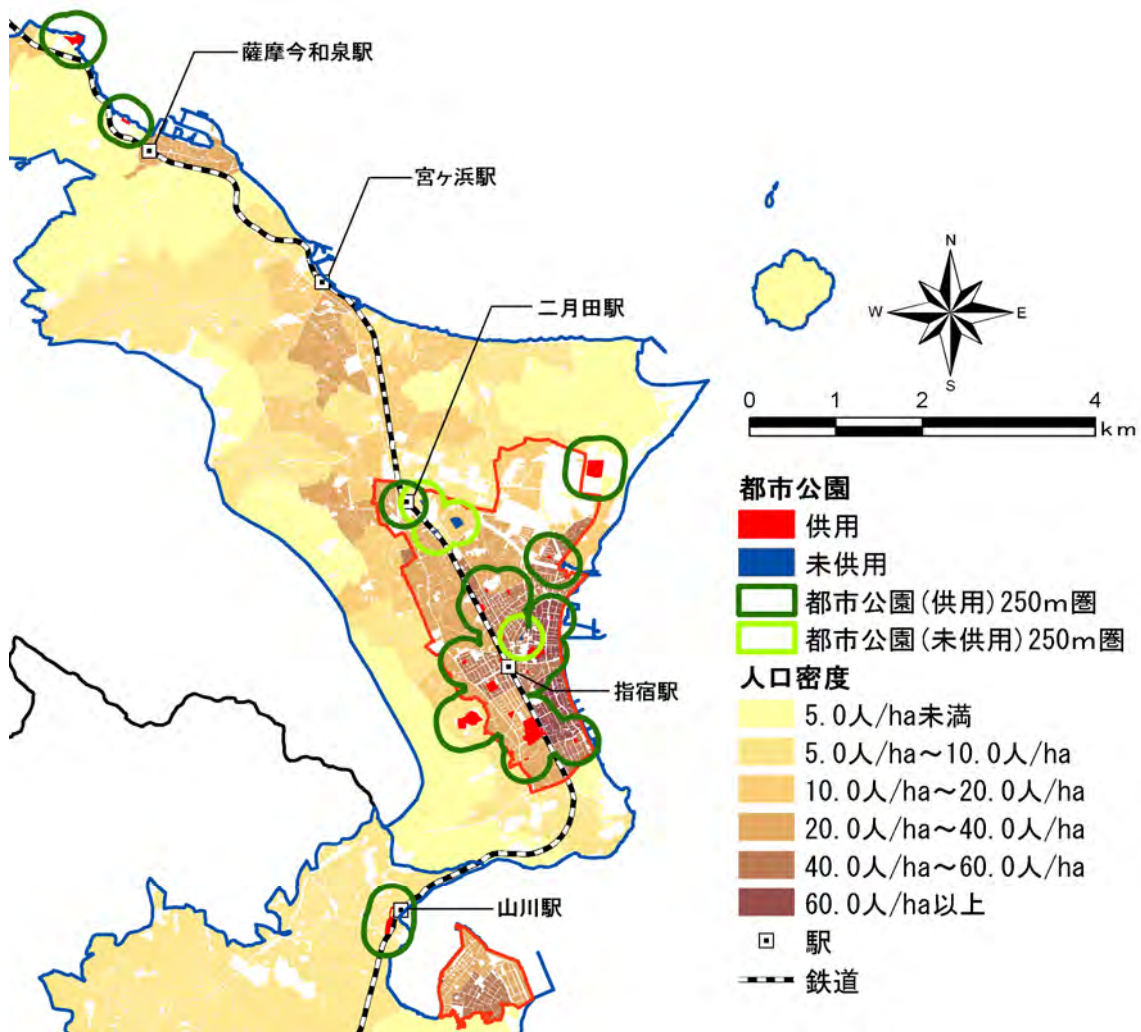
区分	延長(m)	改良			舗装		
		改良済(m)	未改良(m)	改良率(%)	舗装(m)	未舗装(m)	舗装率(%)
総数	570,286	493,858	76,428	86.6	536,785	33,501	94.1
1級市道	89,437	85,634	3,803	95.7	87,665	1,772	98.0
2級市道	43,733	40,643	3,090	92.9	43,733	0	100.0
その他	437,116	367,581	69,535	84.1	405,387	31,729	92.7

資料：統計いぶすき

(2) 都市計画公園の整備状況

- ・指宿用途地域内でも、公園の誘致圏は、市街地全域をカバーしきれていません。
- ・山川用途地域内には都市計画公園※がありません。
- ・JR宮ヶ浜駅周辺は、人口密度が比較的高く、宅地も広がっていますが、都市計画公園がありません。

図 都市計画公園整備状況



※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

(3) 公共下水道の整備状況

- ・全体計画区域が指宿都市計画区域にしかありません。
- ・処理（整備）面積は事業計画に対して84.0%の整備率となっています。
- ・水洗化率については93.65%となっています。

表 公共下水道事業の概要

区分	全体計画(平成45年度)	事業計画(平成31年度)	平成23年度末実績	平成24年度末実績
行政区域面積	14,901 ha	14,901 ha	14,901 ha	14,901 ha
計画処理区域面積	906 ha	542 ha	542 ha	542 ha
計画処理区域人口	14,500 人	11,130 人	11,594 人	11,557 人

資料：平成25年度都市計画基礎数値

表 公共下水道事業の整備状況

事業名称	事業規模(事業計画)	整備率	備考
指宿市公共下水道事業	処理(整備)面積 455.76 ha 計画処理区域内人口 11,130 人	84.0 %	処理区域内人口 11,557 人

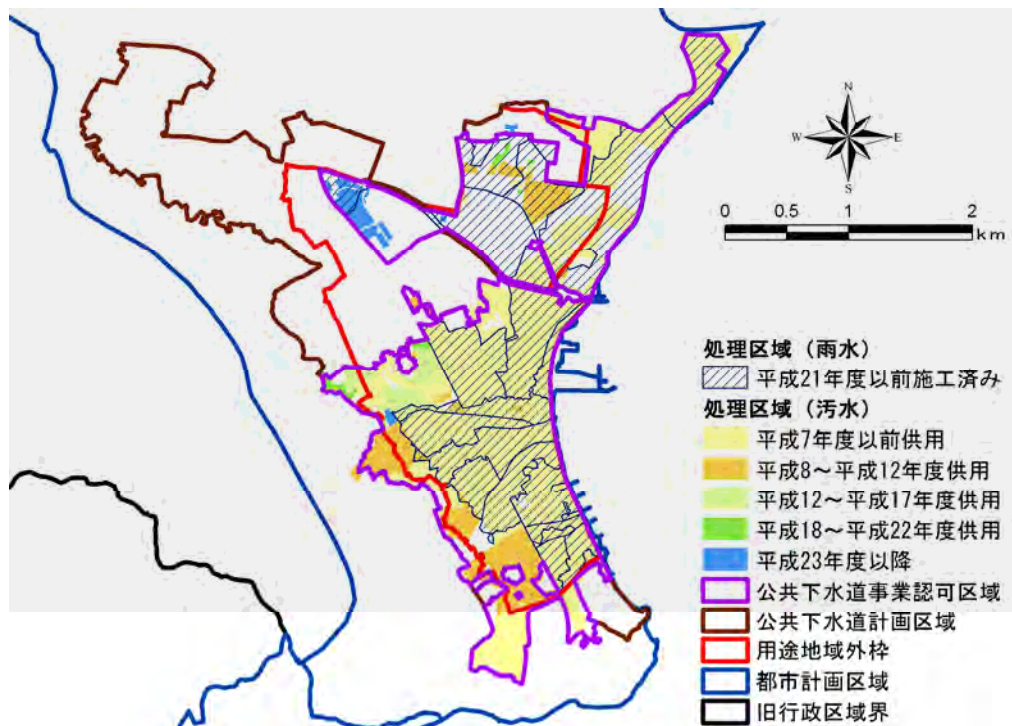
※平成24年度末時点 資料：庁内資料

表 公共下水道事業の接続状況（水洗化）

年度	供用開始面積	供用済み累計面積	処理区域内人口(A)	接続人口(B)	水洗化率(B)／(A)
平成24年度	0.81 ha	448.47 ha	11,557 人	10,823 人	93.65 %

資料：平成25年度都市計画基礎数値

図 公共下水道の整備状況



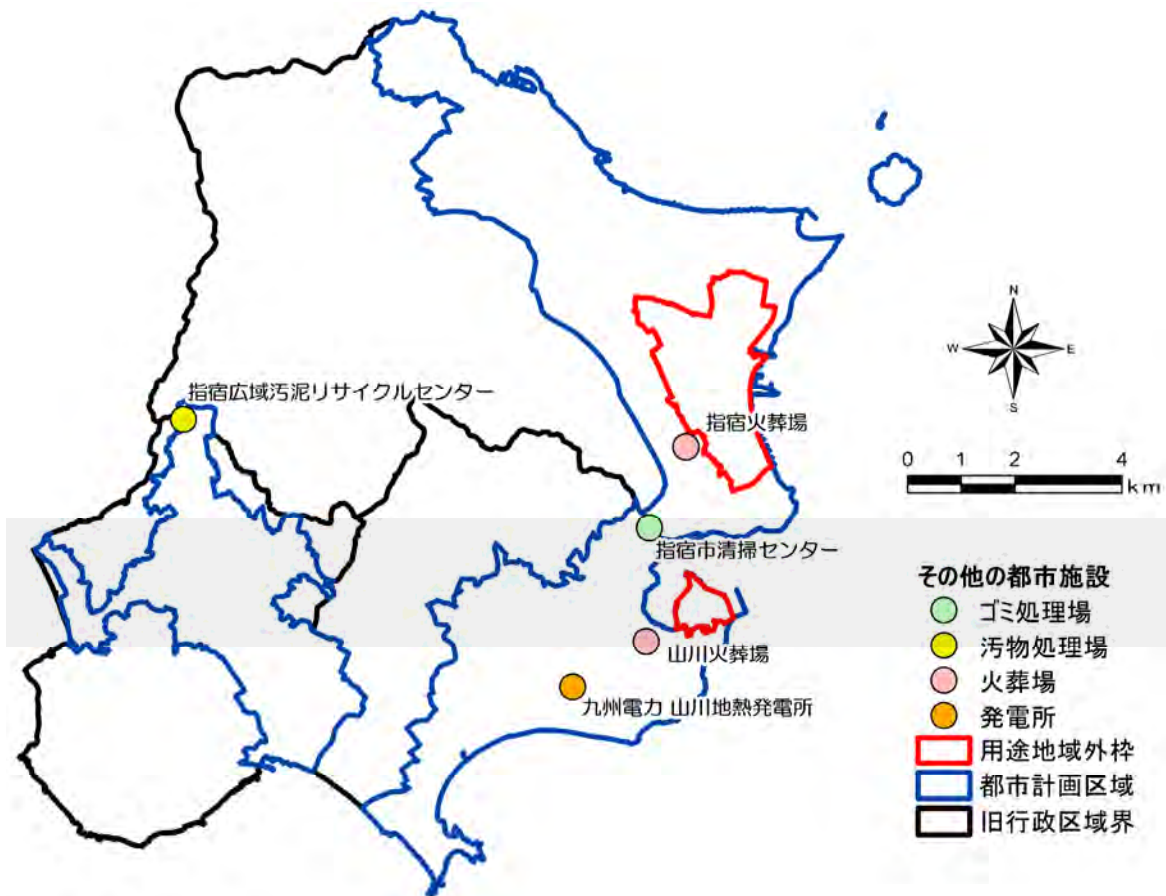
※平成23年度都市計画基礎調査をもとに作成

(4) その他の都市施設の整備状況

その他の都市施設として以下の施設が供用されています。

- ・ 山川火葬場
- ・ 指宿火葬場
- ・ 指宿広域汚泥リサイクルセンター
- ・ 指宿市清掃センター
- ・ 九州電力 山川地熱発電所

図 その他の都市施設



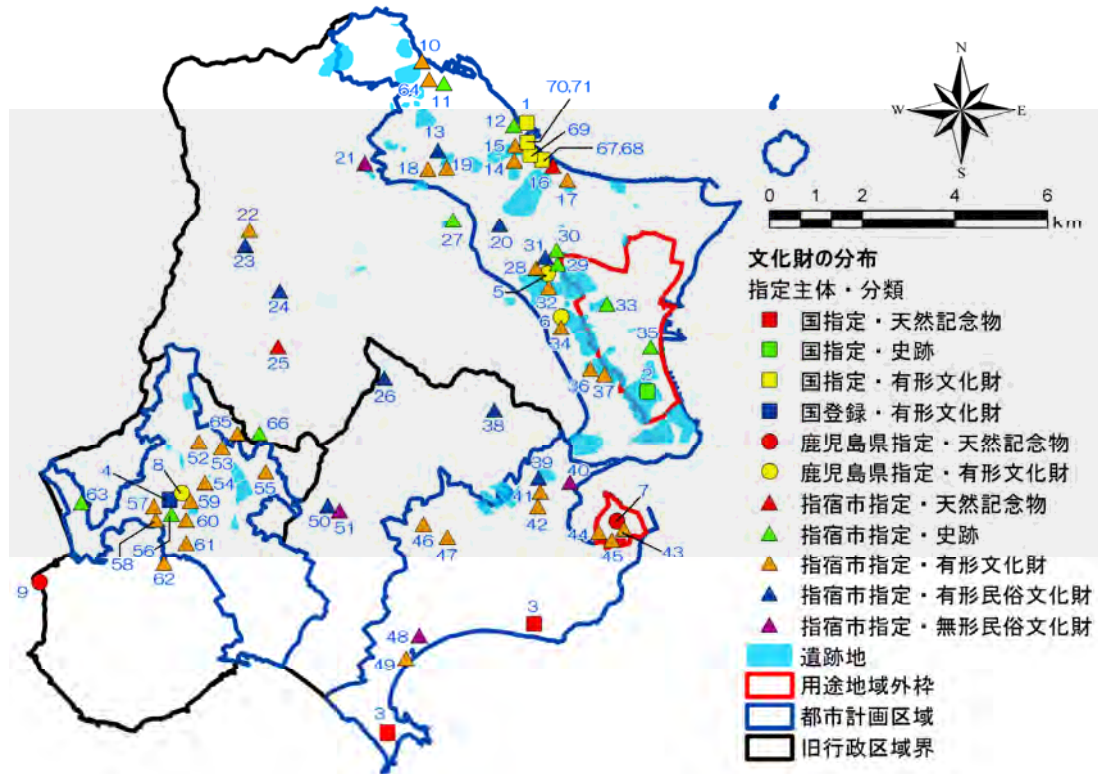
※平成 23 年度都市計画基礎調査をもとに作成

9 歴史・景観

(1) 文化財の分布状況

・1200年以上の歴史をもつ枚聞神社など、多くの文化財、天然記念物が存在しています。

図 文化財の分布状況



1 宮ヶ浜港防波堤(捍海隄)	25 池田湖オオウナギ群棲地	49 前田利右衛門墓石
2 指宿橋半礼川遺跡	26 尾下の田芋田	50 利永の力石
3 ソテツ自生地	27 水迫遺跡	51 利永琉球傘踊
4 松梅蒔絵衝笥附属品並目録共 一合	28 島津斉彬公堀井碑新旧二基	52 モクヨ山六地藏塔(仙田室屋)
5 揖宿神社の社叢・能面	29 湯権現	53 上仙田東屋敷供養塔群
6 揖宿光明禪寺の木造阿弥陀如来立像	30 殿様湯跡	54 興玉神社(九玉大明神)の棟札
7 山川薬園跡及びリュウガン	31 揖宿神社前田ノ神依代椽ノ木	55 上野神社周辺供養塔群
8 枚聞神社本殿	32 揖宿神社本殿・舞殿・勅使殿	56 瑞応院跡
9 縄状玄武岩	33 弥次ヶ湯古墳	57 九郎塚
10 今和泉島津家伝来の手水鉢	34 板碑(湯豊宿)	58 頼宋塚
11 今和泉島津家墓地	35 第八代濱崎太平次正房墓	59 枚聞神社琉球扁額7点
12 松尾城跡	36 方柱四方梵字	60 瑞応院中興開山舜請の墓
13 方柱板碑を中心とする民俗神群	37 木造千手観音坐像	61 松原田観音寺跡石塔群
14 長勝院址方柱板碑・石造如来形坐像	38 鱧地藏板碑	62 天の岩屋供養塔群
15 長勝院址快伝銘五輪塔	39 田の神石像	63 入野原石塔群
16 宮ヶ浜のアコウ	40 成川南方神社神舞	64 豊玉媛神社等棟札8点
17 湊川橋	41 成川十一面観音座像及び石殿	65 決湖碑
18 久保庵上の方柱板碑	42 成川板碑	66 鳥越堀切
19 木造観音立像三体	43 地頭仮屋跡石塀	67 丸十金物百貨店店舗
20 上西園のモイドンなど民俗神	44 旧正龍寺跡墓石群・正龍寺宝珠付角柱石塔婆	68 丸十金物百貨店蔵
21 猿の子踊	45 河野覚兵衛家墓石群	69 中俣家住宅主屋
22 菅山の方柱板碑	46 桜井神社木像銘文	70 坂本家住宅主屋
23 吉永のモイヤマ	47 小川六地藏壇	71 鱈川菓子店店舗兼主屋
24 刻み地藏	48 浜児ヶ水のサンコンメ	— 指宿文書20点

※5：社叢は鹿児島県指定・天然記念物、能面は鹿児島県指定・有形文化財

資料：庁内資料

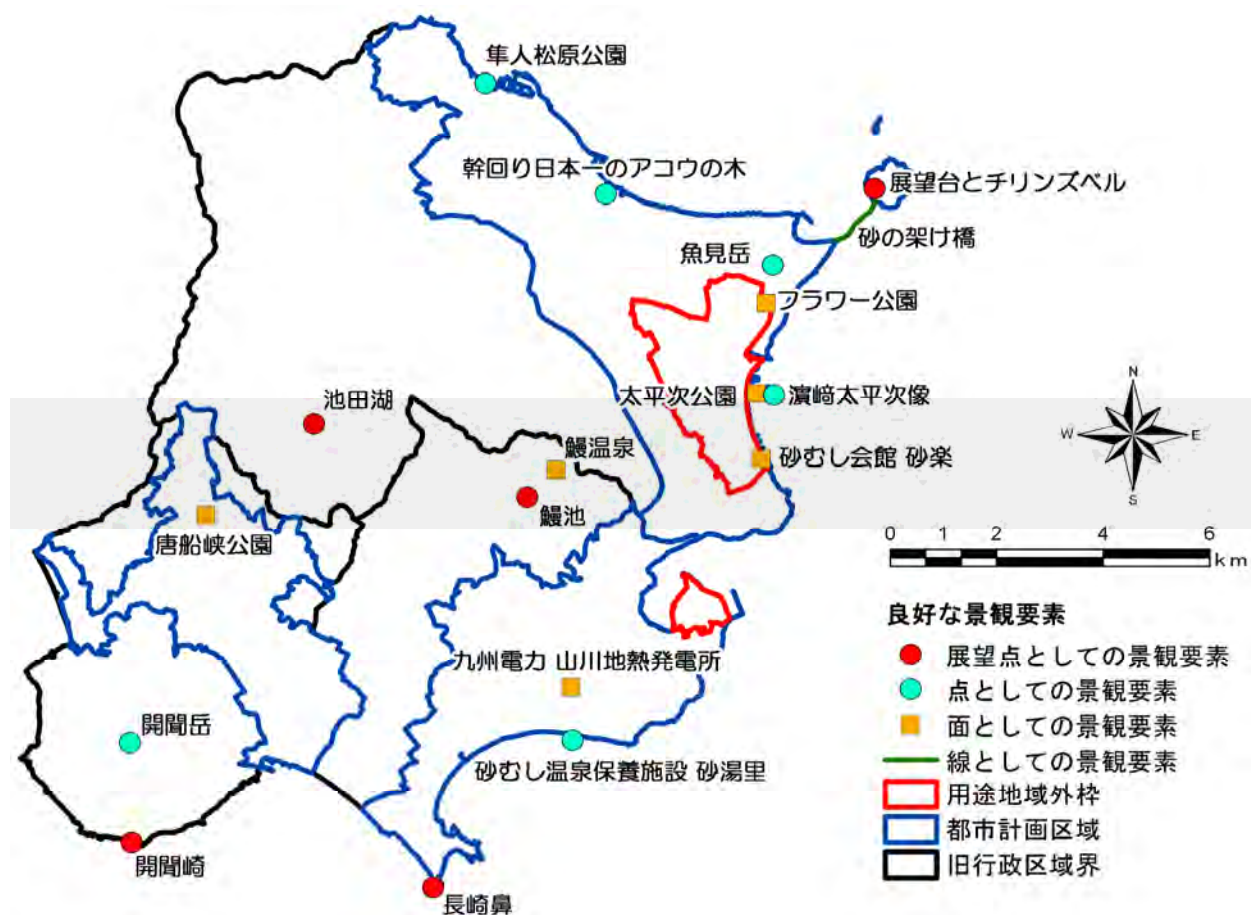
※7：薬園跡は鹿児島県指定・史跡、リュウガンは鹿児島県指定・天然記念物

位置が同じであるため図上では同一表記とする

(2) 良好な景観要素の分布状況

- ・ 知林ヶ島、池田湖、日本百名山にも名を連ねる秀峰 開聞岳など、自然豊かな良好景観要素が存在しています。
- ・ 毎年1月には、日本で一番早く開催されるフルマラソン大会である、いぶすき菜の花マラソン大会が開催されます。

図 良好な景観要素の分布状況



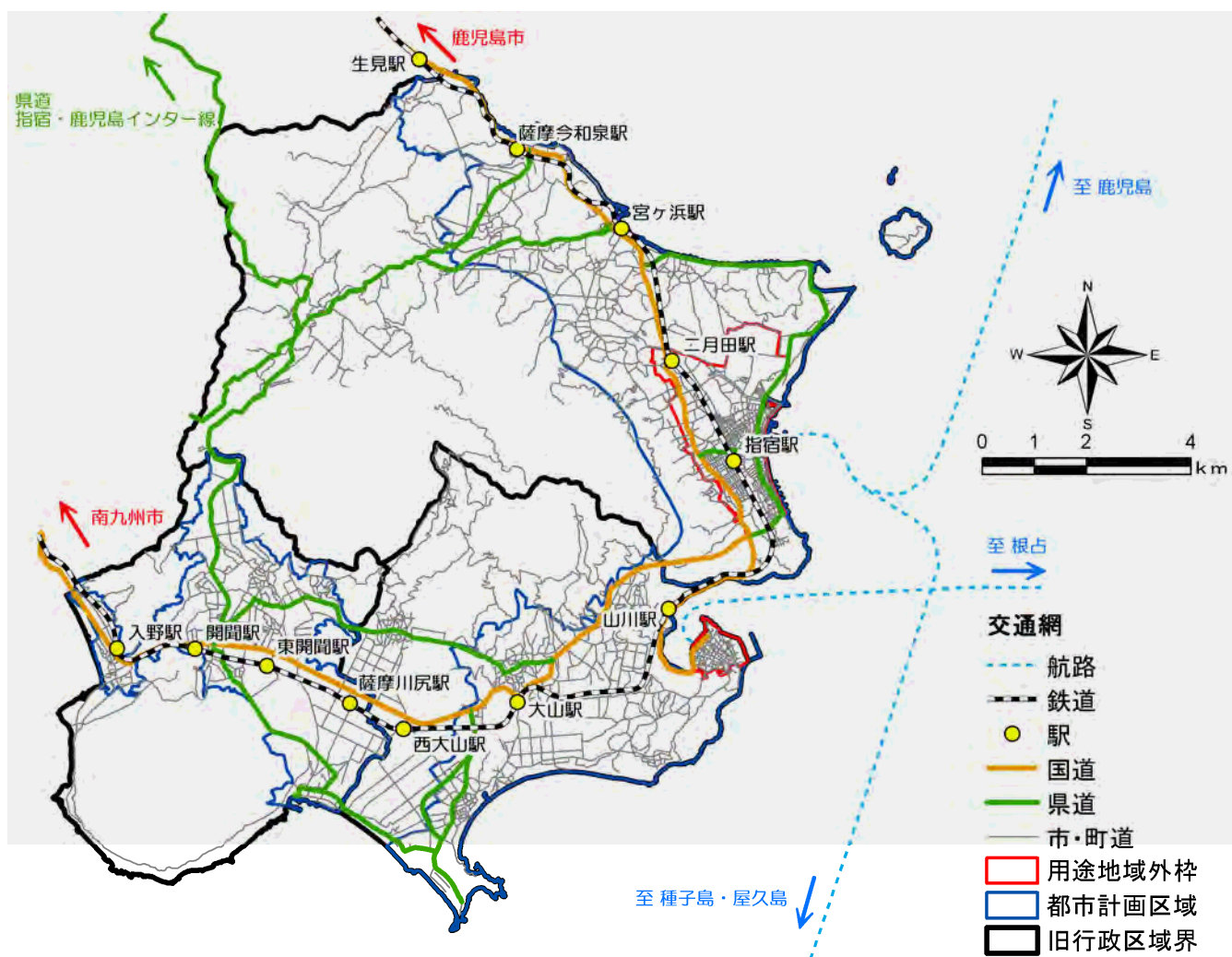
※平成 23 年度都市計画基礎調査をもとに作成

10 観光・交通

(1) 交通網の状況

- ・陸路ではJR指宿枕崎線、県道指宿・鹿児島インター線、国道226号などで他市とつながっています。
- ・航路では、指宿港から鹿児島港と種子島（西之表港）・屋久島（宮之浦港）を結ぶ高速船、山川港と根占港を結ぶ山川・根占フェリーで他市町とつながっています。

図 交通網

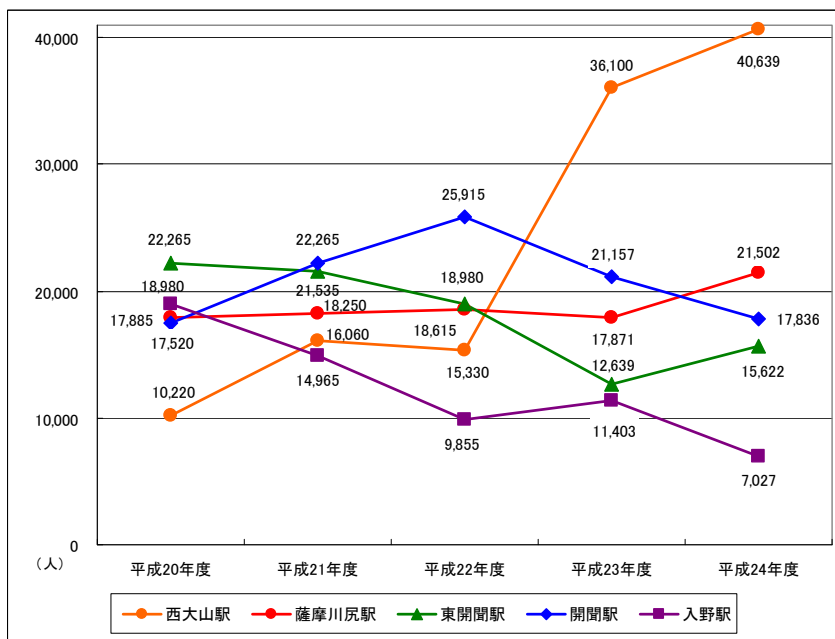
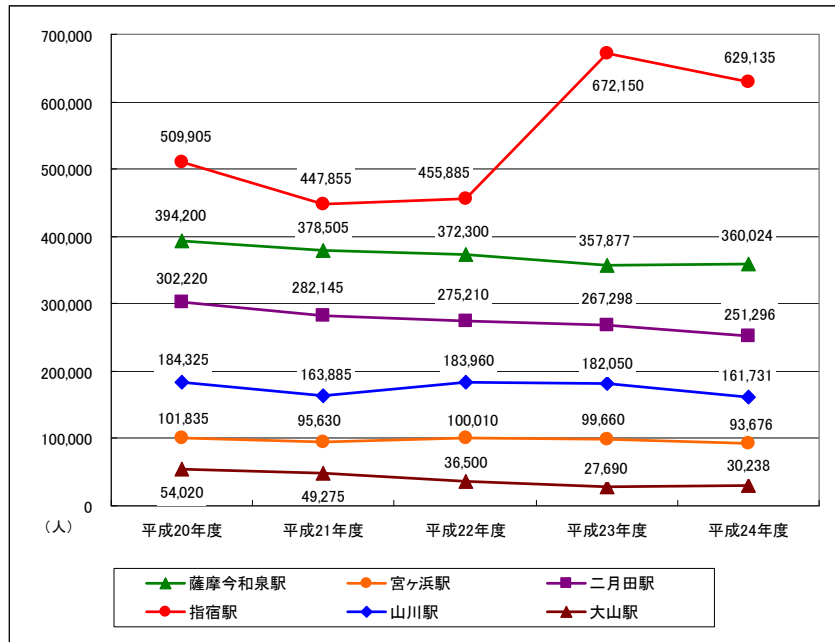


※平成 23 年度都市計画基礎調査をもとに作成

(2) 主要駅の利用者数

- ・平成22年度から平成23年度にかけてのJR指宿駅利用者の急増は、平成23年3月12日九州新幹線鹿児島ルート全線開業、及び観光特急指宿のたまたま箱（いぶたま）運行開始によるものです。また、この影響を受けてJR日本最南端の駅として有名なJR西大山駅の利用者数も倍増しています。

図 主要駅利用者数

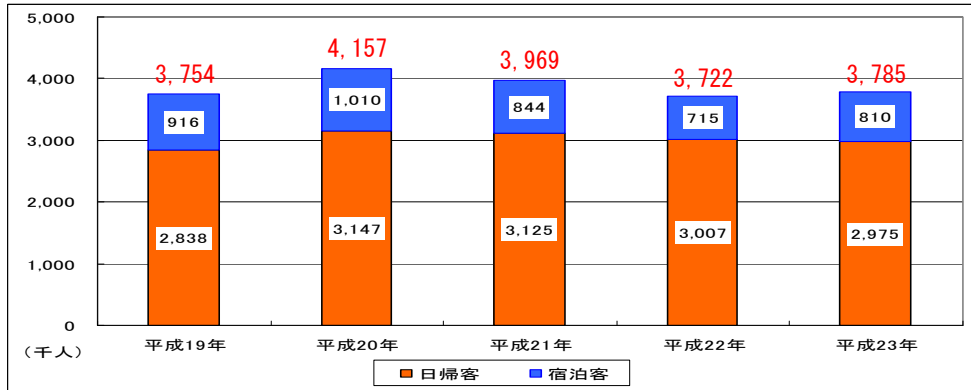


資料：統計いぶすき

(3) 観光客数

- ・観光客数は、平成20年をピークに減少傾向を示しています。
- ・宿泊客の割合は平成18年から平成22年にかけて一貫して減少傾向を示しています。

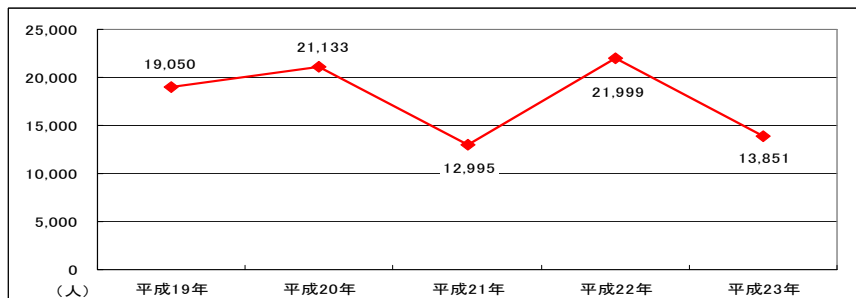
図 観光客数



資料：統計いぶすき

- ・外国人観光客の5割以上は韓国・台湾からの観光客です。

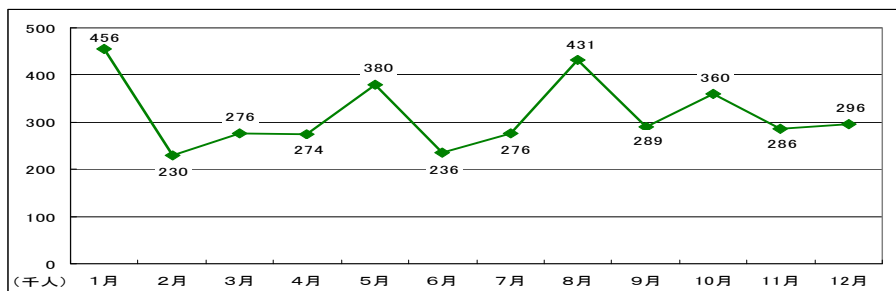
図 外国人観光客数



資料：統計いぶすき

- ・月別観光客数は、ピークが春、夏、冬とあり、年間を通して観光客が訪れています。
- ・その中でも1月が最も多く、本市の冬でも比較的温暖な気候や、いぶすき菜の花マラソン大会などの影響と考えられます。

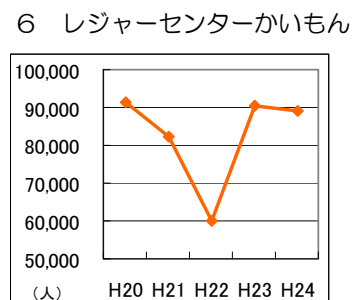
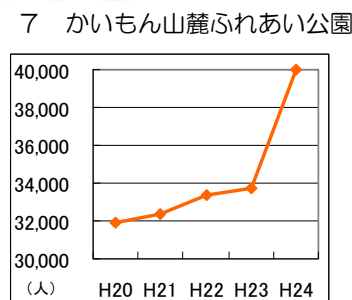
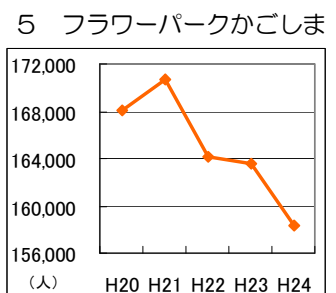
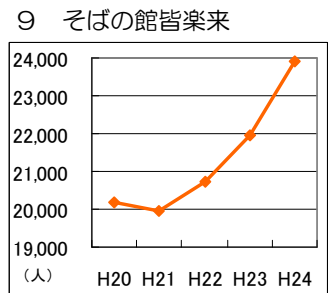
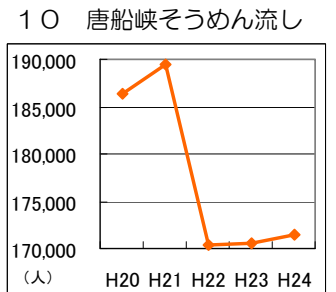
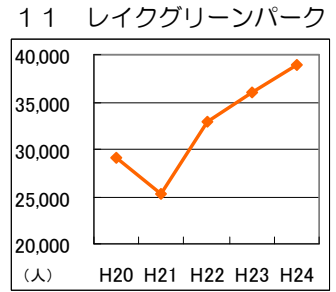
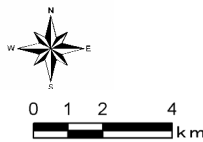
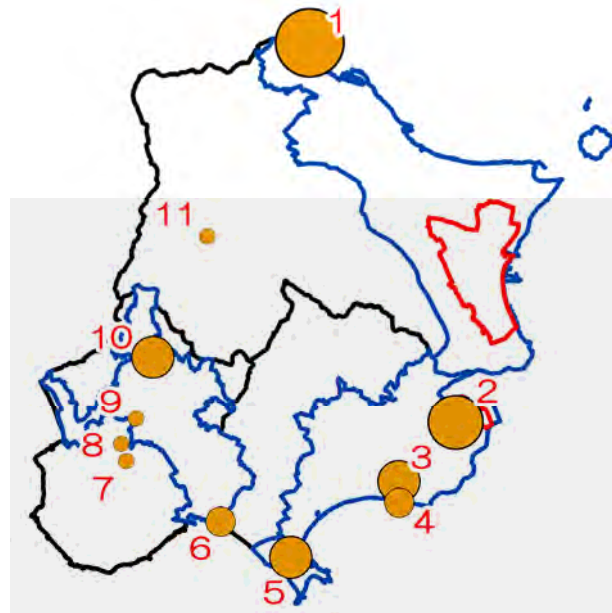
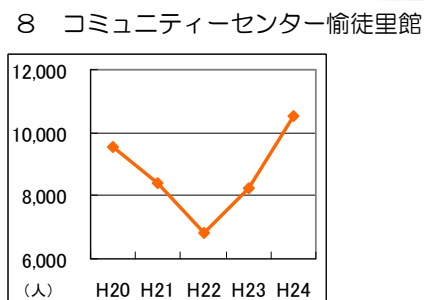
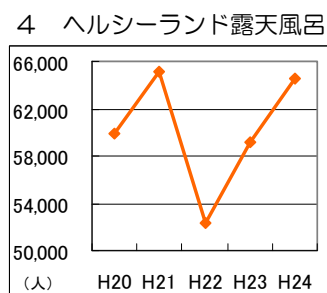
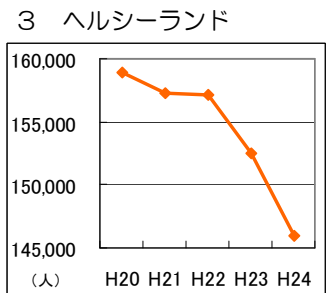
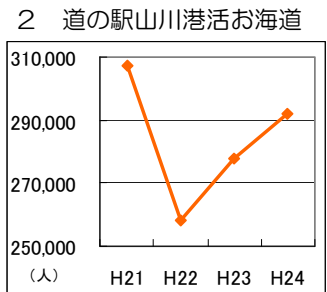
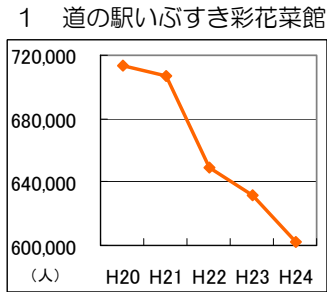
図 月別観光客数 (平成23年)



資料：統計いぶすき

- ・道の駅いぶすき彩花菜館の利用者数は、ここ5年間で10万人ほど減少しています。
- ・開聞岳周辺の施設利用者数は、近年増加傾向を示しています。

図 観光施設利用者数



資料：統計いぶすき

第2章 住民の意向

1 住民アンケートについて

ここでは、「指宿市まちづくりアンケート」について分析します。

調査対象：市内に居住する18歳以上の男女

標本数：5,000人

回答率：38.84%（1,942人/5,000人）

- ・本アンケートの年齢構成は60歳以上が約半数（54.5%）を占めており、集計結果は若年層より高齢者層の意見に偏っている可能性があります。
- ・居住歴については、20年以上本市に住んでいる人が7割以上（75.8%）を占めています。

図 地域別のアンケート回答者の年齢構成

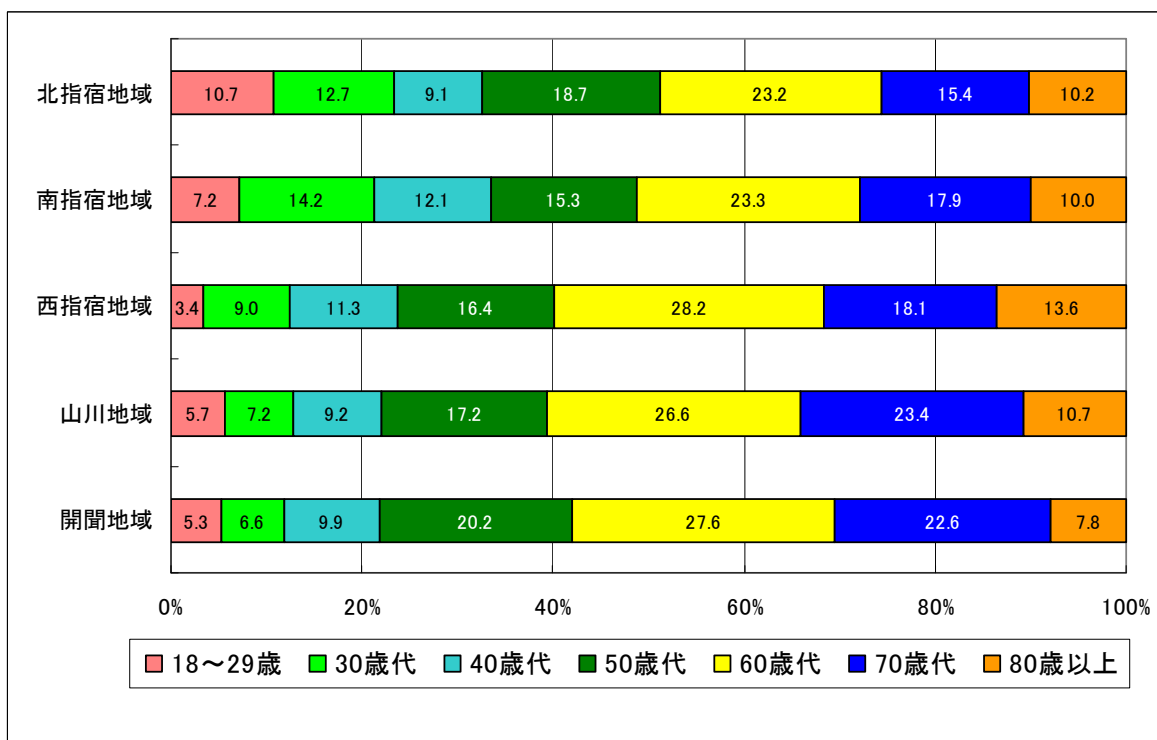
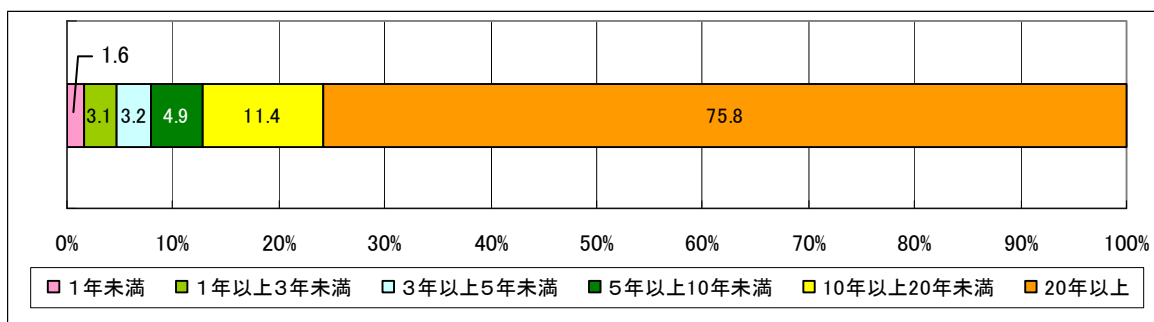


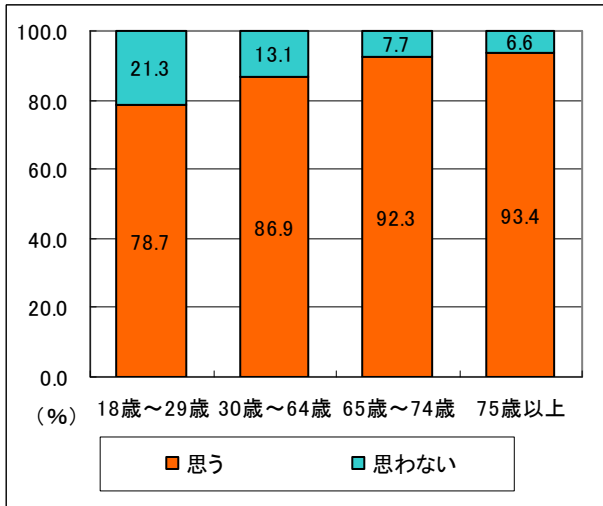
図 アンケート回答者の居住歴構成



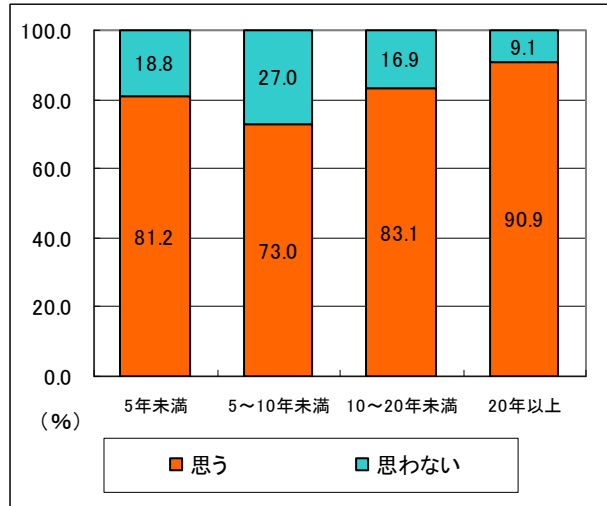
- ・全回答者の約9割が指宿市は住みやすく、今後も住み続けたいと思っています。
- ・年齢別でみると若い世代に、居住歴別でみると歴の浅い層に、不満がみられます。
- ・「指宿市は住みやすいまちだと思いますか？」という問に対する居住歴5～10年未満の層の不満が、他と比べて大きくなっています。

○指宿市は住みやすいまちだと思いますか？

【年齢別満足度】



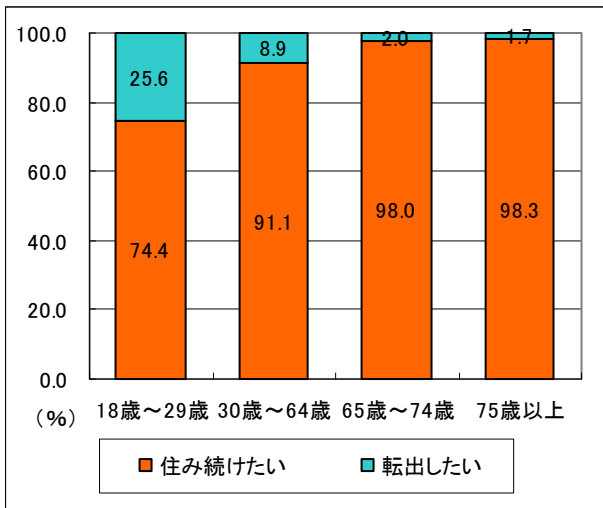
【居住歴別満足度】



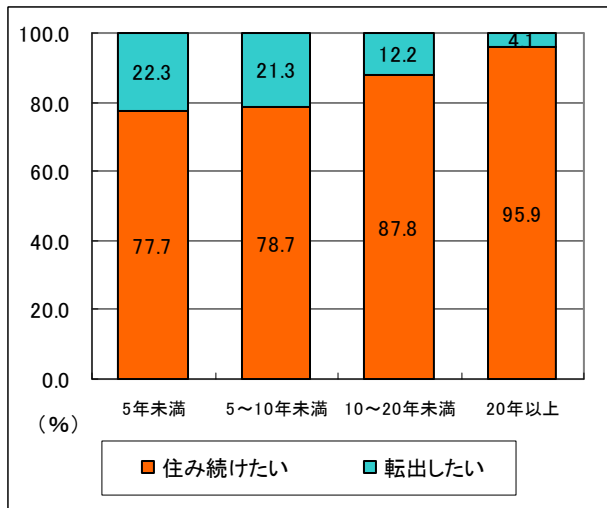
全体の回答：はい88.5%，いいえ11.5%

○あなたはこれからも指宿市に住み続けたいと思いますか？

【年齢別満足度】



【居住歴別満足度】



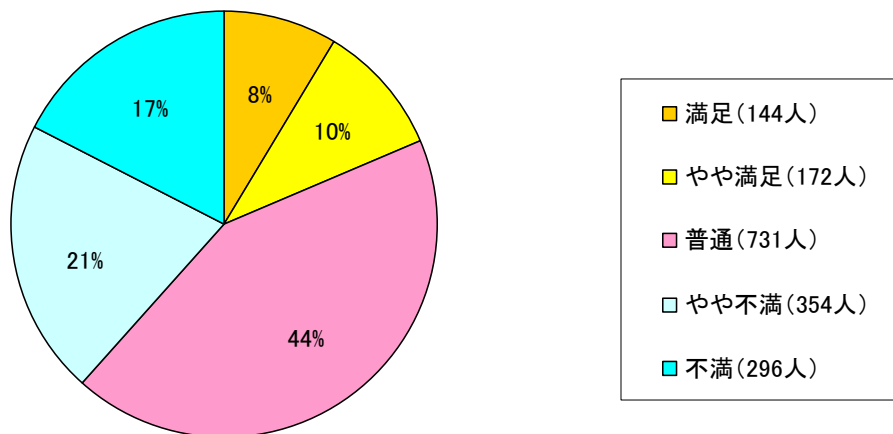
全体の回答：はい92.6%，いいえ7.4%

2 身近な都市づくりに対する評価

(1) 住民行動を視点として考えた場合

- ・アンケート回答者の通勤・通学の平均片道距離は約7.95km（1,942人中、記入者916人の平均）となっています。
- ・鉄道・バスなどの公共交通の整備に対する満足度については、不満を感じた回答（38%）が、満足を感じた回答（18%）を上回っています。

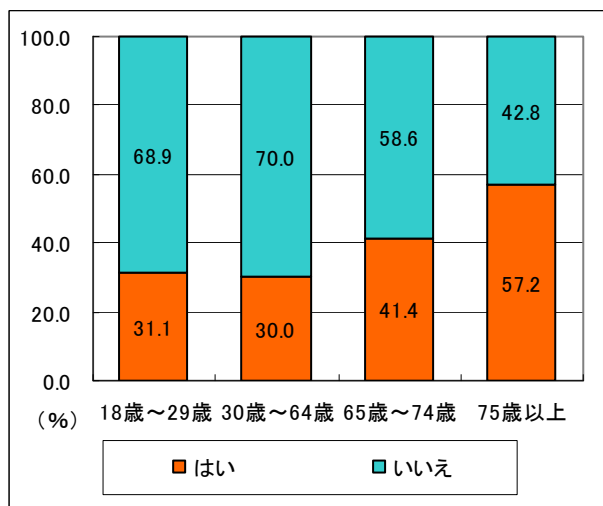
○鉄道・バスなどの公共交通の整備に対する満足度



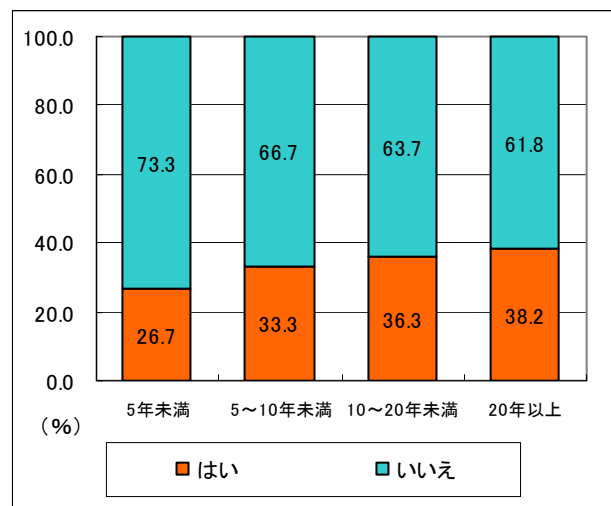
- ・買い物に関しては、住宅地周辺の商店はあまり利用されておらず、住民は郊外の大型店舗等を利用していると考えられます。

○あなたは近所の商店（小売店）をよく利用しますか？

【年齢別回答】



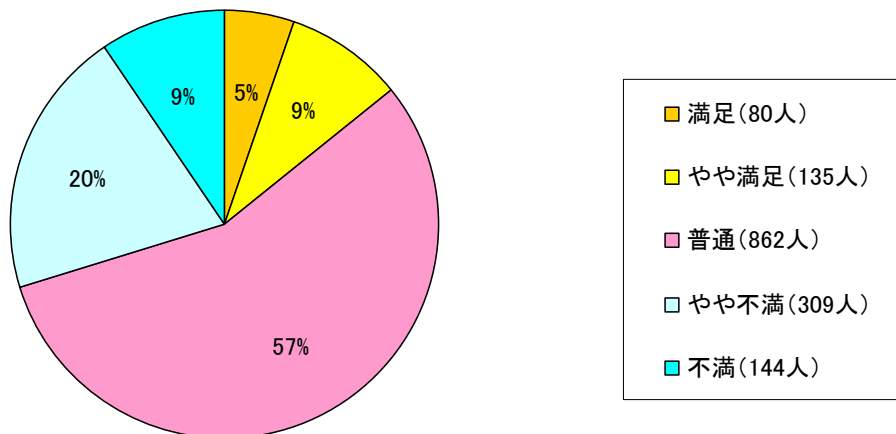
【居住歴別回答】



全体の回答：はい 37.2%， いいえ 62.8%

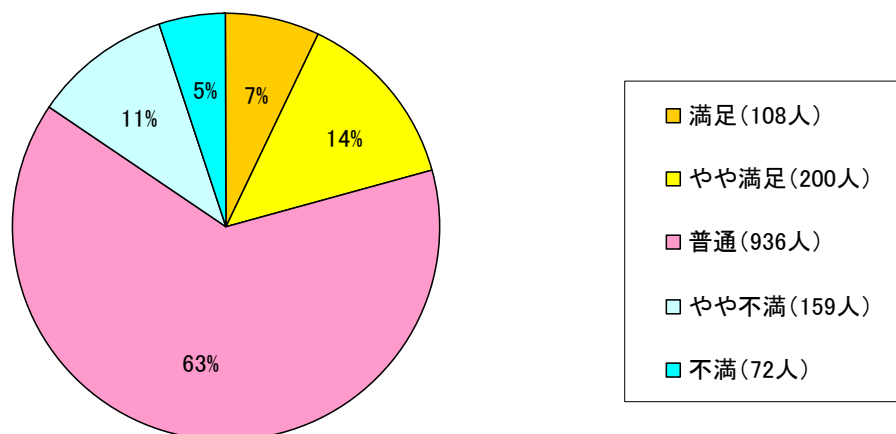
- ・商業・サービス業の振興に対する満足度については、不満を感じた回答（29％）が、満足を感じた回答（14％）を上回っています。

○商業・サービス業の振興に対する満足度



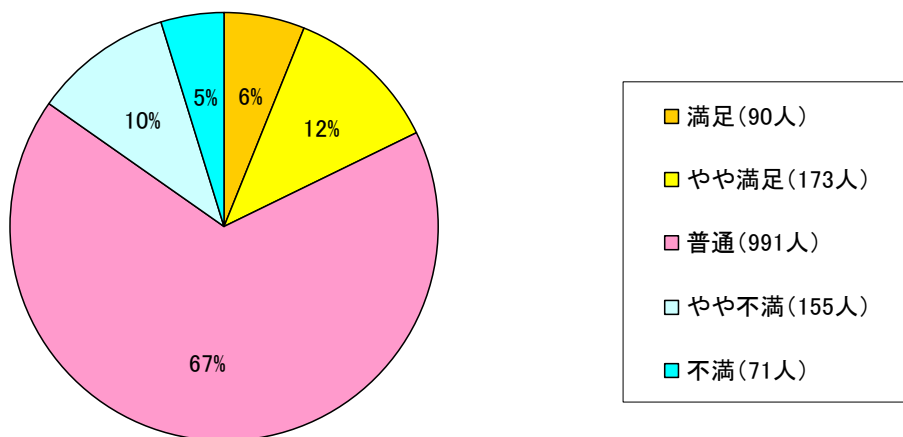
- ・市全体での就業者数のうち約2割を占める農林水産業の振興については、住民は概ね不満を感じていないと考えられます。

○農林水産業の振興に対する満足度



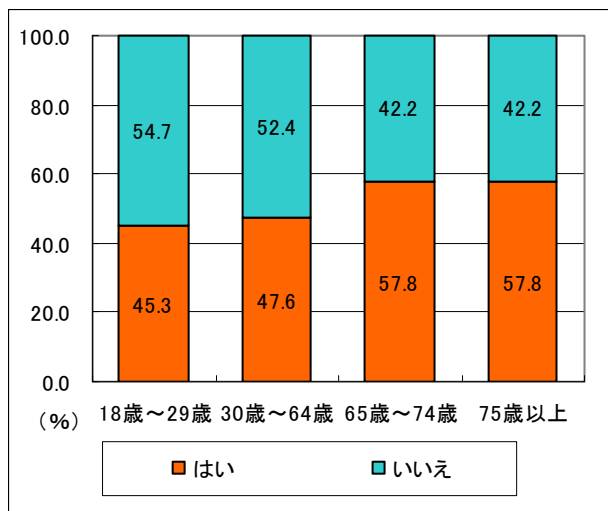
・住民が休日に行うと考えられる、生涯学習・文化活動・スポーツの振興については、住民は概ね不満を感じていないと考えられます。

○生涯学習・文化活動・スポーツの振興に対する満足度

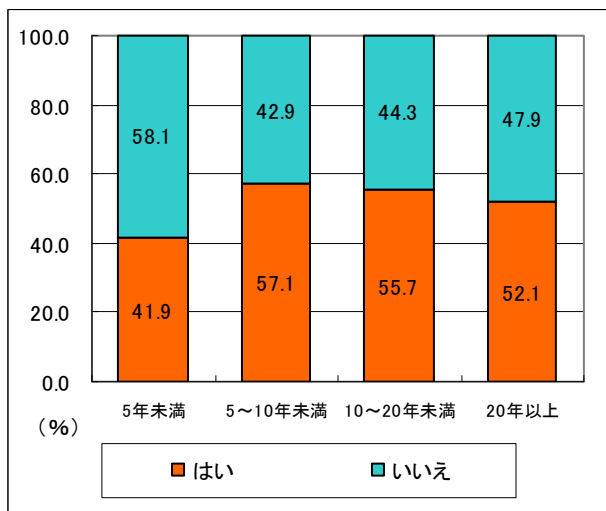


○指宿市内で運動するときにご利用しやすい場所や施設はありますか？

【年齢別回答】



【居住歴別回答】

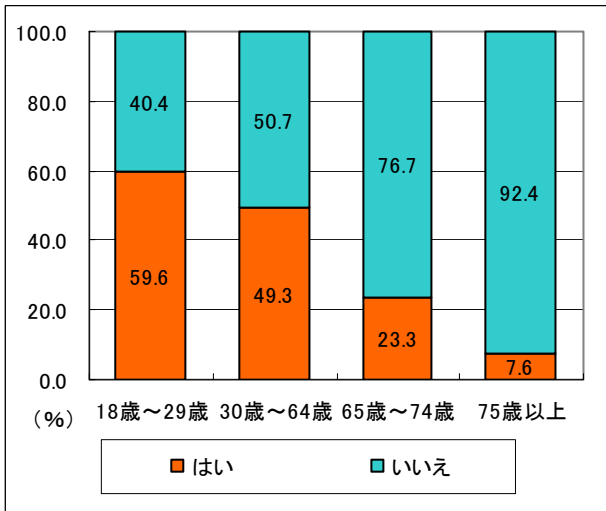


全体の回答：はい 51.9%， いいえ 48.1%

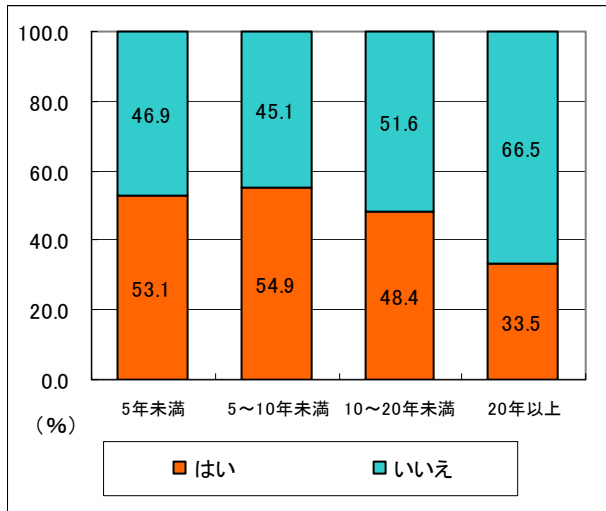
- ・インターネットの接続率については、18歳～29歳の若年層においても約6割であり、全国平均である79.1%（平成23年末時点）を下回っています。

○あなたの自宅はインターネットを引いていますか？

【年齢別回答】



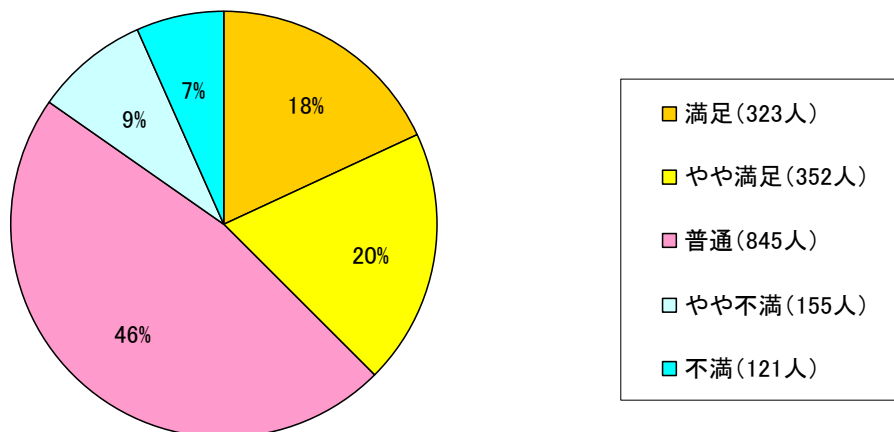
【居住歴別回答】



全体の回答：はい 37.4%， いいえ 62.6%

- ・ごみ処理、分別、リサイクルに対する満足度は概ね高いと考えられます。

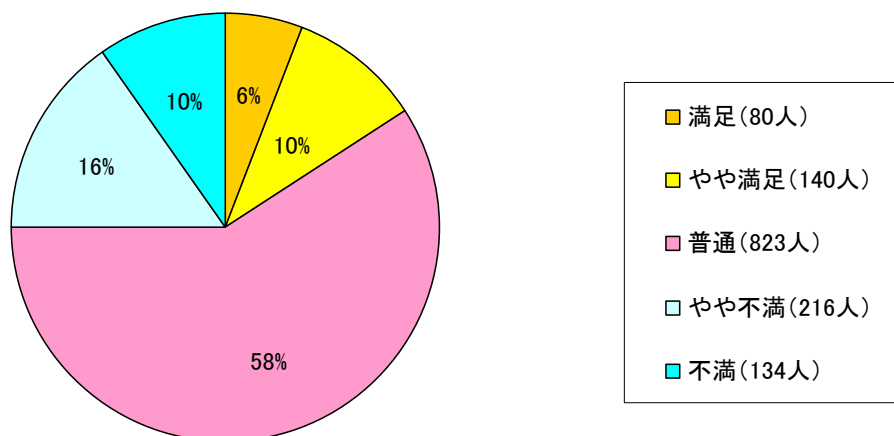
○ごみ処理、分別、リサイクルに対する満足度



(2) 子どもを育てる環境を視点として考えた場合

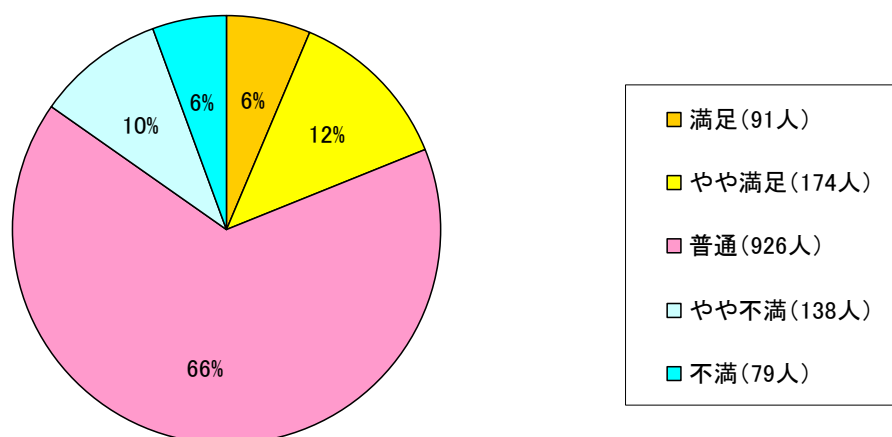
- ・乳幼児期の子育て支援・保育環境については、不満を感じた回答（26％）が、満足を感じた回答（16％）を上回っています。

○子育て支援・保育環境に対する満足度



- ・小学校からの学校教育に関しては、満足を感じた回答（18％）が、不満を感じた回答（16％）を上回っています。

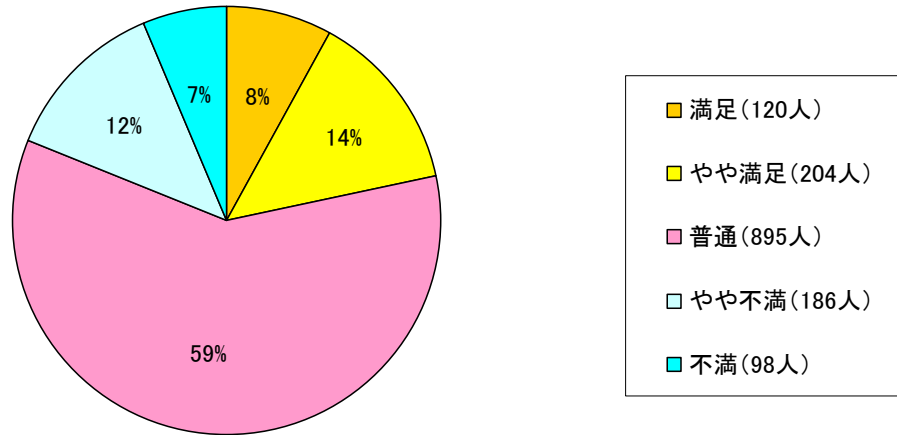
○小・中学校、高校の教育環境に対する満足度



(3) 高齢者が暮らしやすい環境を視点として考えた場合

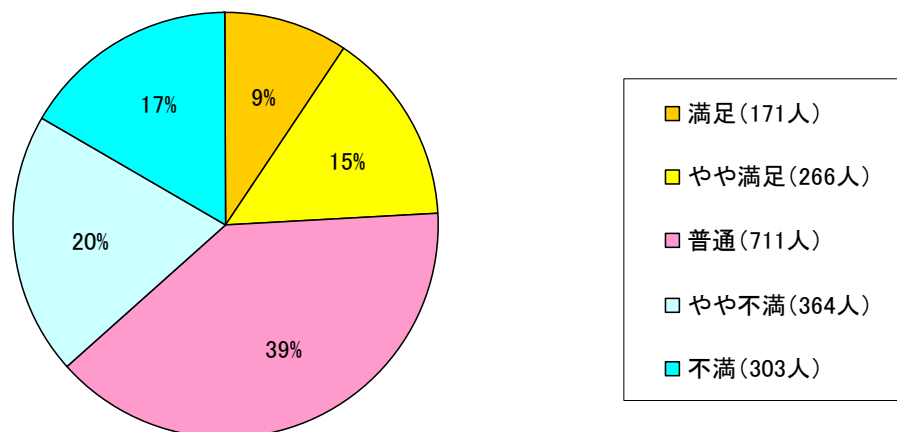
- ・高齢者福祉サービスに対する満足度については、満足を感じた回答（22%）が、不満を感じた回答（19%）を上回っています。

○高齢者福祉サービスに対する満足度



- ・道路や歩道の整備については、不満を感じた回答（37%）が、満足を感じた回答（24%）を上回っています。

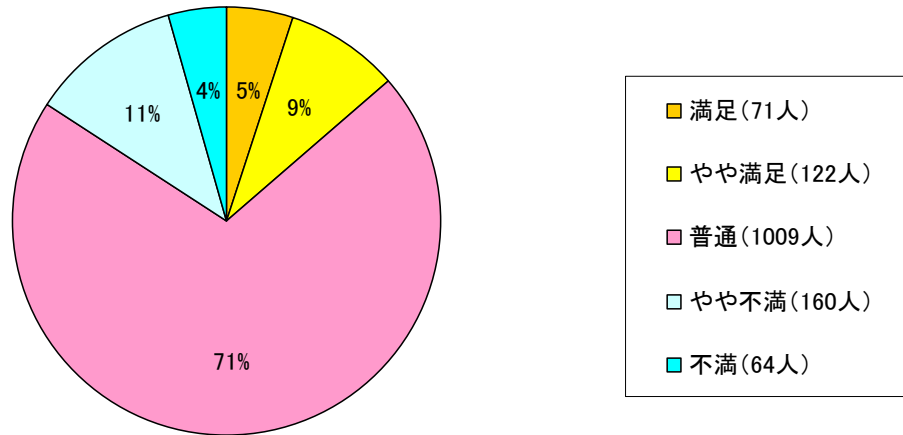
○道路や歩道の整備に対する満足度



(4) 地域とのつながりを視点として考えた場合

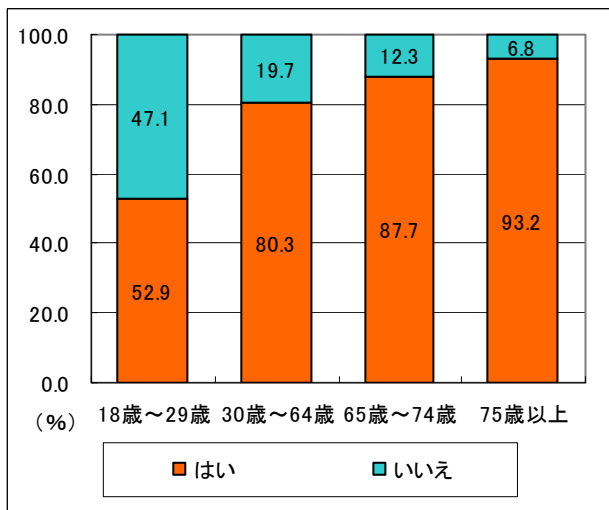
- ・地域と人のつながりについては、若い世代、居住歴の浅い層でコミュニティが形成されていないことがうかがえます。

○地域（コミュニティ）活動への支援に対する満足度

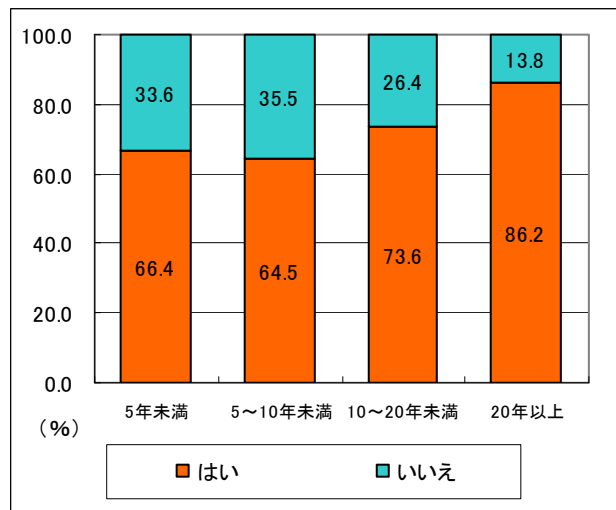


○あなたは近隣住民との交流があり、ご近所で相談したり、助け合える人がいますか？

【年齢別回答】

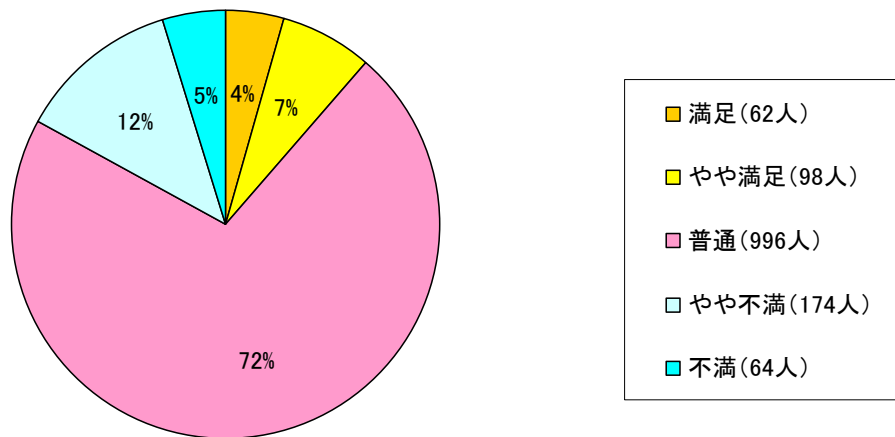


【居住歴別回答】



全体の回答：はい 82.1%， いいえ 17.9%

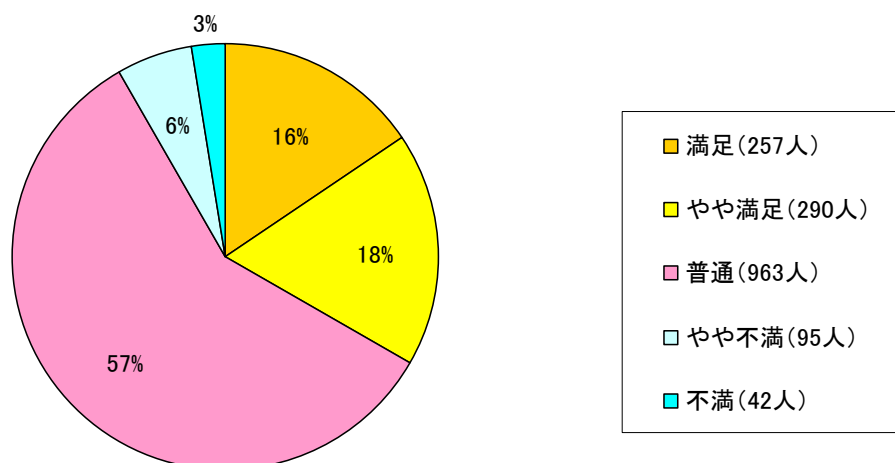
○まちづくりへの住民参加機会に対する満足度



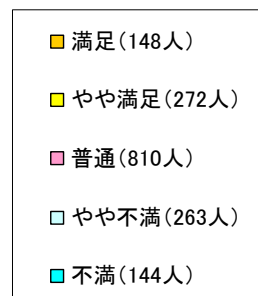
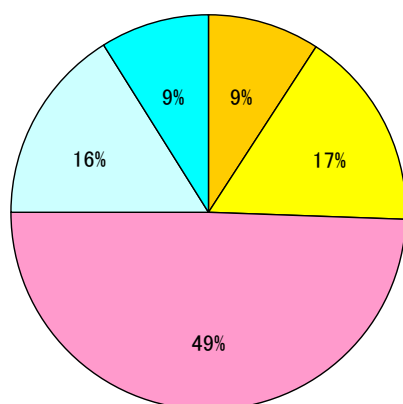
(5) その他

- ・消防・防災体制に対して、住民は概ね満足していると考えられます。

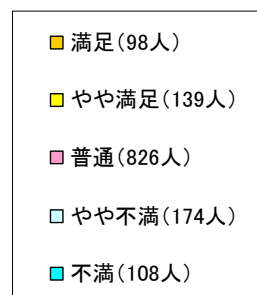
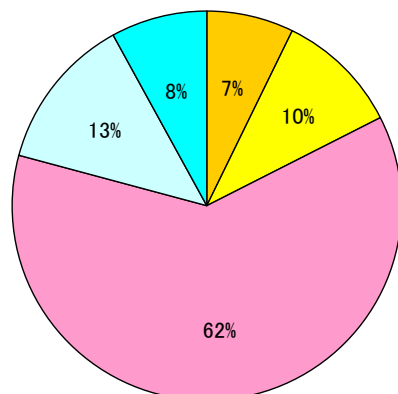
○消防・防災体制に対する満足度



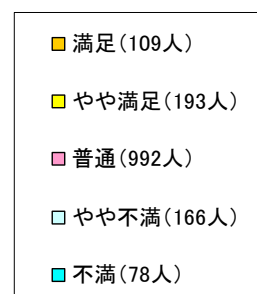
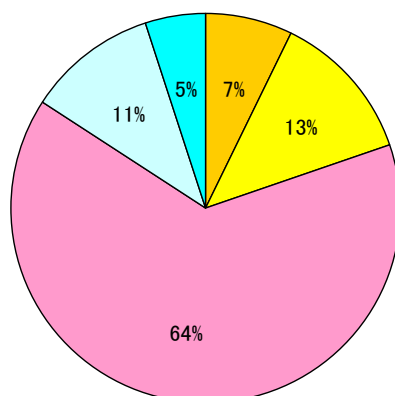
○観光地や施設の宣伝に対する満足度



○障害者福祉サービスに対する満足度



○行政の情報公開、広報活動に対する満足度





第3章 都市づくりの課題

1 変化する時代潮流への対応

本市の都市づくりの課題として、以下に示す4つの視点から、変化する時代潮流へ対応する必要があります。

(1) 都市運営

- ・近年、全国的に少子化・超高齢社会への移行が進むとともに、大都市への一極集中が進む一方で、地方都市の都市活力の維持がさらに困難になっています。
- ・人口流出、生産年齢人口の減少に伴う中心市街地の空洞化、高度経済成長期に拡大した市街地で、老朽化した都市施設の維持管理費用が増大しています。
- ・「成長・拡大型」の都市政策から、既存の都市機能ストックを有効活用した「集約・成熟型」による持続可能な都市運営が求められています。

(2) 環境問題

- ・地球規模での気候変動や途上国の経済発展などにより、温暖化対策は喫緊の課題となっています。
- ・産業面を中心に取り組まれてきた温暖化対策は、都市政策においても重要です。
- ・過度のモータリゼーション※からの脱却や、再生可能エネルギーの活用などにより、低炭素社会の形成及び循環型社会の実現が求められています。

(3) 防災・減災

- ・東日本大震災をはじめとして、これまでの事象や想定外の災害に見舞われるケースが多発しています。
- ・近年の大規模な自然災害を教訓とした、防災機能の充実及び減災機能の向上が必要です。
- ・本市は火山地帯に位置するとともに、南海トラフの地震や津波に襲われる危険性が高く、また、地形的要因から土砂災害や浸水のおそれがあります。

(4) 社会経済情勢

- ・産業構造の複雑化・グローバル化、為替の影響や世界的な金融不安などにより、企業の体力が衰え、雇用不安による出生率の低下など、都市活力の低下につながっています。
- ・平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、福岡や大阪との時間短縮が図られ、本市の交流人口も増加しています。
- ・国の成長戦略の一つである観光立国の実現は、国際的な観光客の誘致や回遊・滞在型の観光施策など、取り組みが強化されています。本市においても平成25年3月に「指宿市観光戦略ビジョン」を策定し、計画的かつ戦略的な観光施策や、まちづくりの展開が求められています。
- ・南薩縦貫道の整備も進みつつあり、薩摩半島横断道路の実現など、広域交通網の実現は本市の新たな発展の起爆剤として期待されます。

2 土地利用に関する課題

(1) 都市の現況分析から抽出する課題

- ・指宿用途地域北部に造成された未利用地や荒れ地が広がっています。また、指宿用途地域の縁辺、指宿港北側の沿岸、開聞都市計画区域の開聞川尻などにも、未利用地が多くみられます。
- ・用途地域内の土地利用の高度化が進んでいません。
- ・土地利用規制の無い指宿用途地域北側の国道226号沿道や、山川都市計画区域の国道226号沿道（山川成川、山川小川）において、無秩序な市街化が進むおそれがあります。
- ・指宿用途地域の準工業地域において、現状と指定用途との乖離かいりがみられます。
- ・山川用途地域の工業地域において、商業系建物が工業系建物と同数程度存在しています。
- ・指宿用途地域内、山川用途地域内ともに近隣商業地域や商業地域における住居系建物の立地が多く、土地利用の高度化が進んでいません。

(2) アンケートから抽出する課題

- ・商業とサービス業の振興に対する市民の満足度が非常に低くなっています。
- ・18歳から64歳の市民のうち約7割は、地元商店街ではなく、郊外的大型店舗を主に利用しています。

(3) 上位計画から抽出する課題

- ・新田地区において有効利用されていない平坦な未利用地がみられます。
- ・郊外部への大規模商業施設等の立地に伴う中心市街地の空洞化が進んでいます。
- ・土地の合理的かつ健全な利用や、幹線道路等の整備による都市機能の充実を図る必要があります。
- ・都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等を活用した、無秩序な土地開発の規制が必要です。
- ・商店街の再活性化が必要です。
- ・日常生活が一定のエリア内で完結できるコンパクトなまちづくりが必要です。



魚見岳から望む指宿市街地

3 市街地開発に関する課題

(1) 都市の現況分析から抽出する課題

- ・ 山川用途地域や指宿用途地域の既成市街地において、老朽化した市街地の更新が必要です。
- ・ 指宿用途地域の北側からJR宮ヶ浜駅周辺にかけて、新築率が比較的高い地域が存在しており、新たな市街地が形成されていることがうかがえるため、対応が必要です。
- ・ JR薩摩今和泉駅周辺、JR宮ヶ浜駅周辺、指宿用途地域縁辺、山川都市計画区域の国道226号沿道、開聞都市計画区域の開聞仙田などに新築建物が密集しており、これらの地区で市街化の動向が活発であることがうかがえるため、対応が必要です。

(2) アンケートから抽出する課題

- ・ 若い世代において中心市街地（商店街）活性化へのニーズが高まっています。
- ・ 近所の商店（小売店）をよく利用する、と回答した人は全体の約3割にとどまっています。

(3) 上位計画から抽出する課題

- ・ 土地区画整理事業^{*}の計画的実施による都市基盤整備が必要です。
- ・ 郊外型大型店舗の進出などにより指宿駅周辺、山川庁舎周辺、開聞庁舎周辺などの商業集積地において、賑わいの喪失や商業機能の低下がみられます。
- ・ まちづくりの拠点となる公共施設や道路網、公共交通網などの整備を推進し、市街地の充実を図る必要があります。
- ・ 日本有数の温泉地として、市民や観光客の多様なニーズに対応した、誰もが歩きたくなる雰囲気漂うまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 地域の玄関口としてJR各駅周辺の整備を推進する必要があります。
- ・ 高速通信網の未整備地域や携帯電話の不感地域解消など、情報通信基盤の整備を行う必要があります。



指宿市街地の様子

4 都市施設に関する課題

(1) 都市の現況分析から抽出する課題

- ・指宿用途地域北部の新市街地において、都市計画道路の整備率の低さがみられます。
- ・指宿用途地域北部、JR宮ヶ浜駅周辺、山川用途地域全域など、人口密度が比較的高いにもかかわらず、都市計画公園のない地域が多く存在しています。
- ・開聞都市計画区域には都市計画公園が存在しません。
- ・指宿市公共下水道事業の整備率は84.0%となっています。
- ・鹿児島空港からのアクセスの向上を図るため、県道指宿・鹿児島インター線などの都市骨格軸を整備する必要があります。

(2) アンケートから抽出する課題

- ・道路や歩道の整備に対して、若干の不満がみられます。
- ・鉄道やバスなどの公共交通の整備に対して、市民の不満度が高くなっています。
- ・回答者の約半数が、指宿市内で運動するときに利用しやすい場所や施設が少ないと回答しています。

(3) 上位計画から抽出する課題

- ・鉄道やバスなどの公共機関については、モータリゼーションの進展により利用者の減少はみられるものの、総合的な交通体系の検討が必要です。
- ・高齢化社会の進展及び主要産業である観光振興の面から、機能性や安全性の向上に配慮した道路整備（歩道の設置、バリアフリー*化等）が必要です。
- ・山川都市計画区域及び開聞都市計画区域において、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。
- ・国道226号の追越し車線を整備するなど、計画的な改修等を実施し、安全で効率的な道路網を構築する必要があります。
- ・観光客が多く利用する道路は「観光ロード」に指定するなどして、景観を生かした環境整備を行う必要があります。
- ・健康増進やゆとりが求められる現代に対応した公園、海、河川、湖などを活用した親水公園の整備を図る必要があります。
- ・持続可能な資源循環型のまちづくりを推進する必要があります。
- ・太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギー、地熱発電など、新エネルギーの導入促進、及び環境への負荷の少ない社会づくりが必要です。

5 都市防災に関する課題

(1) 都市の現況分析から抽出する課題

- ・市全域で建物の老朽化率が高くなっており、耐震・耐火対策が必要な建物が数多く存在します。
- ・指宿用途地域内の既成市街地、JR薩摩今和泉駅周辺、山川用途地域、山川都市計画区域の山川成川、開聞都市計画区域の開聞仙田などで木造建築物が密集（連担）しており、火災が発生すると一気に延焼するおそれがあるため、公園設置などの延焼遮断対策が必要ですが、これらの地域のうち指宿用途地域以外には都市計画公園が存在しておらず、危険な状態です。

(2) アンケートから抽出する課題

- ・消防・防災体制について満足している傾向にある市民が全体の約3割となっており、今後も消防・防災体制の構築が必要です。

(3) 上位計画から抽出する課題

- ・共生・協働のまちづくりに取り組んでいるものの、住民の高齢化などにより地域コミュニティが弱体化し、災害時の周囲への声かけや、避難支援などの地域防災力が低下しています。
- ・狭あい道路が残されている防災上危険な地区について、面的整備等の検討を行う必要があります。
- ・本県の建築物耐震化率71%（平成20年）は全国平均である79%を下回っており、住宅や大規模建築物の耐震改修の促進が必要です。
- ・本市は台風常襲地帯であり、シラス層をはじめとする火山噴出物層などの風雨に弱い地質であることから、災害が発生しやすいと考えられるため、対策が必要です。
- ・本市は54.3kmにも及ぶ海岸線を有することから、高潮や地震発生時の津波による浸水被害の発生が考えられるため、対策が必要です。
- ・近年、異常気象に伴う台風の大型化や局地的な集中豪雨がみられるため、計画的な河川改修をはじめとした総合的な雨水対策が必要です。
- ・急傾斜地崩壊危険箇所については、市街化を抑制する必要があります。

6 観光・交通に関する課題

(1) 都市の現況分析から抽出する課題

- ・観光客数は平成20年をピークに減少傾向です。
- ・観光客数における宿泊客数の割合も減少傾向です。
- ・外国人観光客数については、増加傾向であるが引き続き誘致活動を行う必要があります。
- ・道の駅いぶすき彩花菜館は、近年利用客が減少しています。
- ・JR指宿駅（いぶたま運行開始）、JR西大山駅（JR日本最南端の駅）、JR薩摩川尻駅以外のJR各駅の利用者数が減少しています。
- ・災害時にも活用できる国道226号の代替道路の整備が必要です。

(2) アンケートから抽出する課題

- ・観光地や施設の宣伝については、若年世代や居住歴の浅い層で不満がみられます。

(3) 上位計画から抽出する課題

- ・観光資源が持つ魅力を高めながら、自然環境に配慮した観光ゾーンとしての一体的な整備を進めるとともに、市民や団体などが一体となって、地域資源を活用した観光地づくりを進めていく必要があります。
- ・温泉資源の有効利用（再生エネルギー、医学、観光）を図る必要があります。
- ・多様な資源を生かした6次産業化※、農・商・工連携などによる産業振興や観光地づくりを推進する必要があります。
- ・グリーンツーリズム※、ブルーツーリズム※、まち歩き、トレッキングなどの体験型観光の受入体制の確立と、質的向上を図る必要があります。
- ・南薩地域の魅力を発揮する新たな観光資源の発掘や、他都市との差別化を図る必要があります。
- ・九州新幹線利用による関西、中国地方からの観光客の長期的な滞在や、行動範囲の拡大に対応した、鉄道やバス、船などを利用した広域的な観光ルートの開発が必要です。
- ・指宿、南さつま両地区を結ぶ高規格な道路の整備を促進する必要があります。
- ・指宿港や鹿児島港と離島及び南薩地域内との観光ネットワークを形成し、指宿港の利用拡大を図る必要があります。
- ・指宿から穎娃、知覧、枕崎、坊津、笠沙、加世田の観光地を結ぶ道路の整備を促進する必要があります。
- ・JR指宿枕崎線については、通勤通学者のための増便や、運行時間帯の改善、観光列車の更なる広報・周知活動などで利用促進を図る必要があります。
- ・陸、海の交通ネットワークや情報通信基盤の整備により、地元農林水産物の供給や観光を通じての、国内や東アジアとの地域間交流を進展させる必要があります。
- ・薩摩半島と大隅半島を結ぶ重要な航路である山川一根占航路については、採算性がとれるように利用促進を図る必要があります。

第4章 全体構想

1 都市づくりの基本理念

(1) 都市づくりの基本理念

- ・平成18年1月1日、1市2町（指宿市、山川町、開聞町）の合併により新「指宿市」が誕生しました。
- ・薩摩半島の南端に位置し、池田湖を中心として位置するそれぞれの都市は、古くから歴史、文化、日常生活圏などあらゆる面でのつながりが強い都市です。
- ・今後の都市づくりの基本理念は、一体となった都市計画の検討及び運用を図るため、市政運営の最上位計画である、第一次指宿市総合振興計画の基本理念を踏襲します。

■本計画の基本理念

「地域資源を最大限活用」するまちづくり

「生活の質の向上」をめざすまちづくり

「人づくり」を重視するまちづくり

(2) 目指すべき都市の将来像

- ・第一次総合振興計画に掲げられた将来都市像「豊かな資源が織りなす食と健康のまち」を踏まえ、本市の恵まれた資源は「大地」からもたらされる地形、温泉、地熱、食であり、これらを生かした「観光」「環境」「景観」、そこから生み出す「交流」「健康」の頭文字から『5つの「K」』をキーワードとし、戦略的「互惠」を共有する都市の将来像を以下のように設定します。

■第一次総合振興計画に掲げられた将来都市像

豊かな資源が織りなす食と健康のまち

国際共栄都市 生活充実都市 保養観光都市 健康産業都市 食料供給都市

■本計画の目指すべき都市の将来像

大地の恵みを生かした 戦略的互惠（5K）のまち 指宿

（地形・温泉・地熱・食）

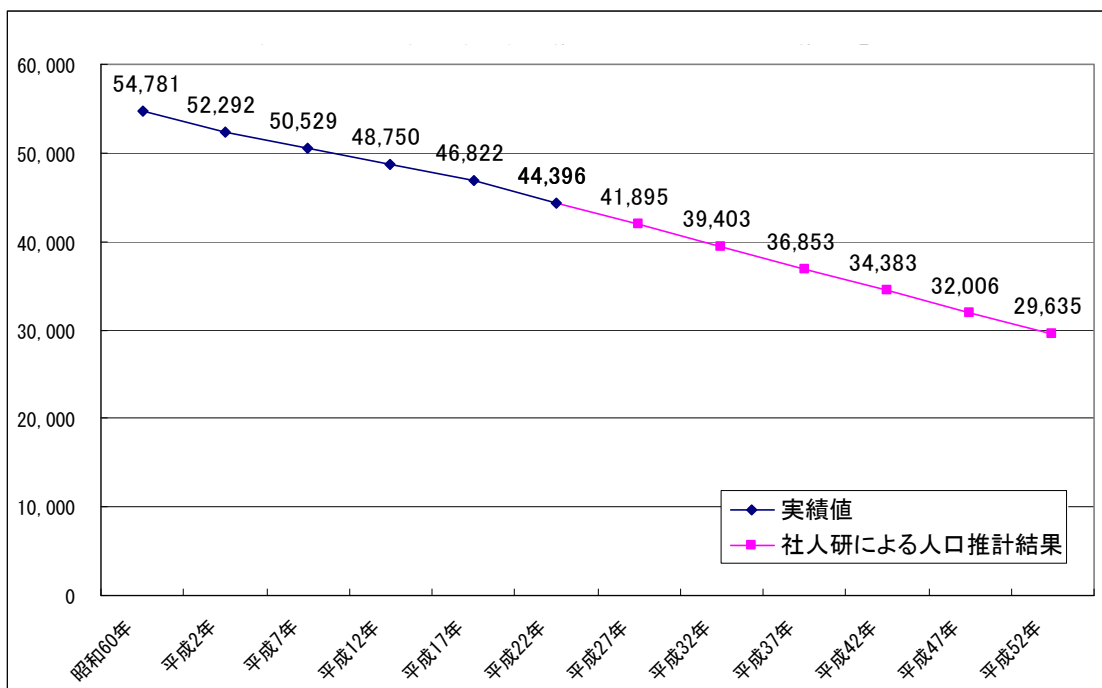
3つのK と生み出す 2つの K
観光 環境 景観 交流 健康

(3) 都市計画の目標

①目標フレーム

- ・ 第一次総合振興計画の目標人口は44,500人（平成27年）。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所による推計では、目標年次である平成45年時点の人口は概ね32,500人と予想されます（平成22年より約11,900人の減少）。

図 国立社会保障・人口問題研究所による「指宿市の将来推計人口」



- ・ 人口の変動要因は、出生数と死亡者数の差で計算される「自然増減」と、転入者数と転出者数の差で計算される「社会増減」に起因します。
- ・ 平成23年度都市計画基礎調査と平成25年度公開の統計いぶすきによると、概ね過去10年間の平均自然増減は258人の減少、平均社会増減は148人の減少であり、死亡者数の増加と転出超過が人口減少の主な要因となっています。

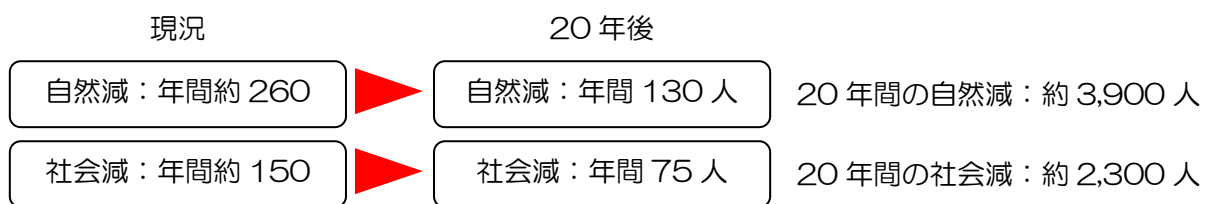
表 人口増減の内訳

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	10年間の平均
出生数	260人	256人	253人	327人	358人	353人	332人	347人	334人	332人	315人
死亡者数	368人	365人	475人	560人	663人	646人	665人	675人	650人	666人	573人
自然増減	▲ 108	▲ 109	▲ 222	▲ 233	▲ 305	▲ 293	▲ 333	▲ 328	▲ 316	▲ 334	▲ 258
転入者数	1,550人	1,401人	1,378人	1,606人	1,576人	1,618人	1,513人	1,470人	1,452人	1,398人	1,496人
転出者数	1,555人	1,505人	1,709人	1,970人	1,861人	1,774人	1,538人	1,510人	1,466人	1,549人	1,644人
社会増減	▲ 5	▲ 104	▲ 331	▲ 364	▲ 285	▲ 156	▲ 25	▲ 40	▲ 14	▲ 151	▲ 148
人口増減数	▲ 113	▲ 213	▲ 553	▲ 597	▲ 590	▲ 449	▲ 358	▲ 368	▲ 330	▲ 485	▲ 406
累計	▲ 113	▲ 326	▲ 879	▲ 1,476	▲ 2,066	▲ 2,515	▲ 2,873	▲ 3,241	▲ 3,571	▲ 4,056	

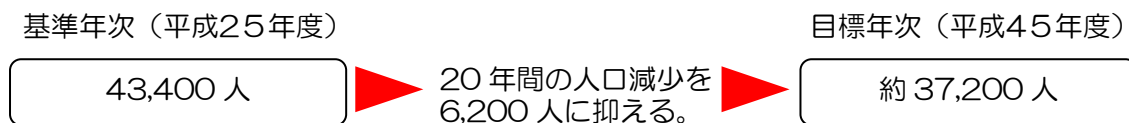
※平成22年国勢調査、統計いぶすき

②目標人口フレームの設定

- ・自然減については、健康志向の支援や、医療機会の充実に取り組むことにより、死亡者数を概ね10年前の水準に戻すことを目標とし、また、子育て支援の取り組みによる出生数の増加を目指し、目標年次（平成45年度）までに自然減を現況の半数に抑えることを目指します。
- ・社会減についても、地域資源を活用した産業の活性化や、定住化の支援などの取り組みにより転出超過の是正に努め、目標年次（平成45年度）までに社会減を現況の半数に抑えることを目指します。



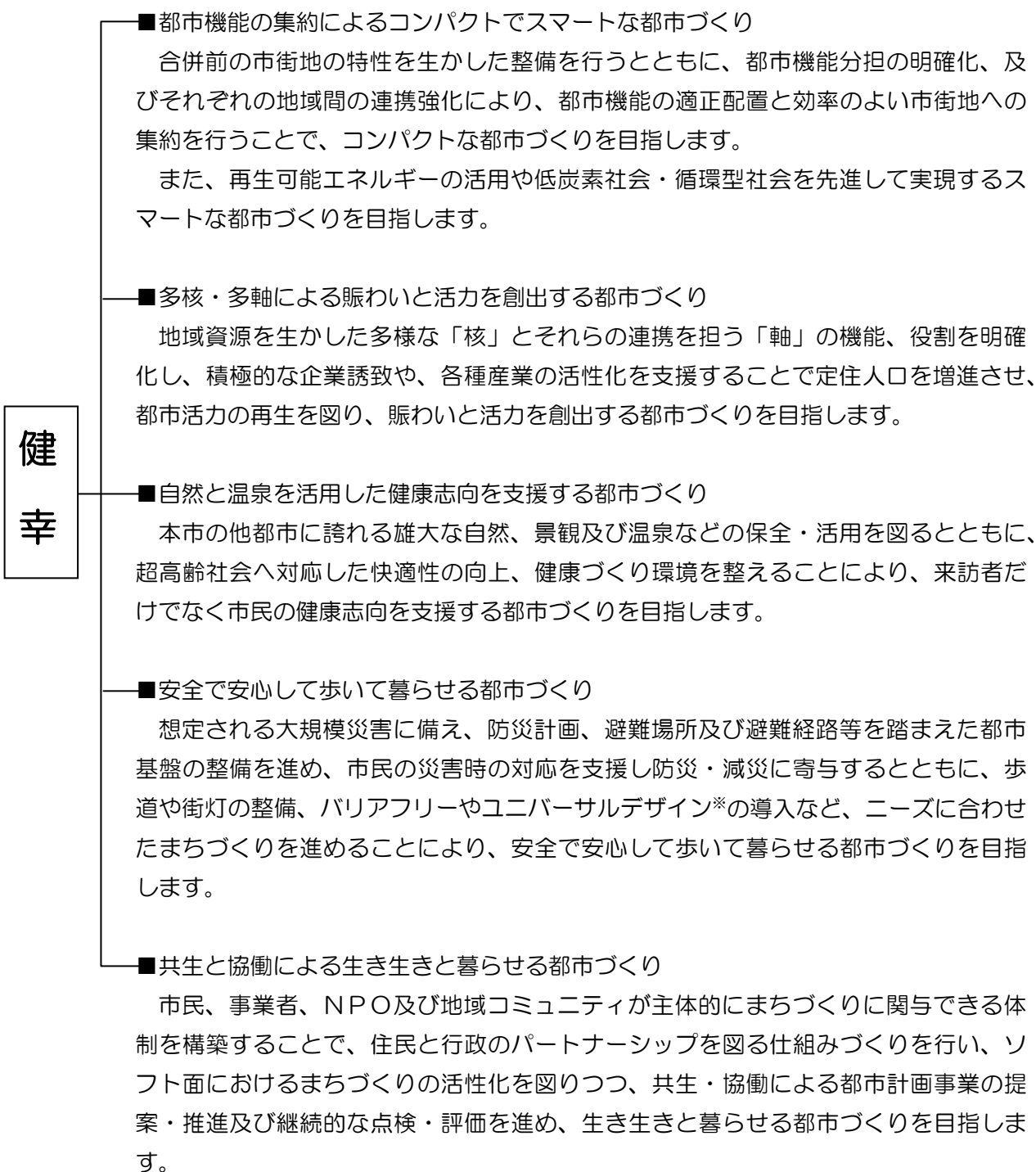
- ・このことから、目標年次（平成45年度）の目標人口フレームを37,200人と設定します。



市街地全景

③都市づくりの目標

- ・目指すべき都市の将来像である、健幸（一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができること）を実感できる都市づくりの基本目標を以下のように設定します。



(4) 将来都市構造

- ・本市の目指すべき都市の将来像を実現する都市づくりの概念を、「核」「都市軸」「エリア」により構成される「将来都市構造」として設定します。

①拠点となる核

都市核	指宿市役所、山川支所、開聞支所
交流核	道の駅いぶすき彩花菜館（観音崎公園）、道の駅山川港活お海道 セントラルパーク指宿、指宿駅、山川駅、開聞駅、薩摩今和泉駅 二月田駅、西大山駅、フェリーのりば、指宿港
観光核	道の駅いぶすき彩花菜館（観音崎公園）、道の駅山川港活お海道 篤姫ゆかりの地、知林ヶ島、エコキャンプ場（国民休暇村） フラワーパークかごしま、長崎鼻、池田湖遊園地、唐船峡、開聞岳 砂むし会館砂楽、砂むし温泉保養施設砂湯里、鰻温泉、指宿駅、西大山駅
景観核	知林ヶ島、魚見岳、開聞岳、鷲尾岳、竹山 メディポリス指宿展望台、池田湖遊園地
健康核	湊山運動公園、メディポリス指宿、鰻温泉、砂むし会館砂楽 砂むし温泉保養施設砂湯里、指宿医療センター（県立養護学校） 開聞総合グラウンド、かいもん山麓ふれあい公園、魚見岳、開聞岳
環境核	指宿市清掃センター、山川地熱発電所、指宿広域汚泥リサイクルセンター

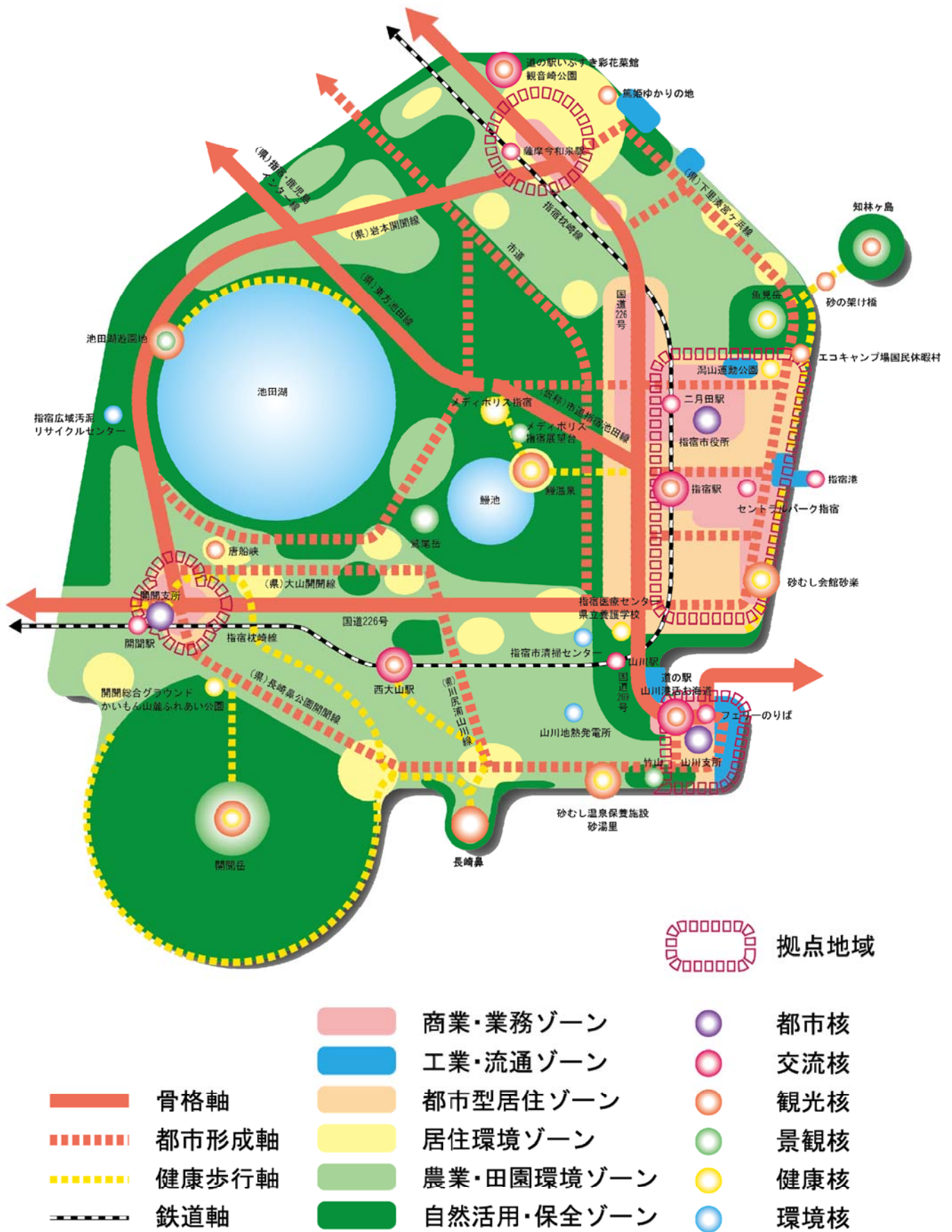
②都市軸

骨格軸	他都市との連携とともに本市の骨格を形成する都市軸
	国道 226 号、国道 269 号、県道指宿・鹿児島インター線 県道岩本開聞線、県道東方池田線から指宿駅に直結する新たなルート
都市形成軸	市内地域間の連携や市街地形成支援の役割を担う都市軸
	県道下里湊宮ヶ浜線、県道大山開聞線、県道川尻浦山川線 県道長崎鼻公園開聞線、農道・林道など
鉄道軸	積極的な交流を促す公共軸（JR 指宿枕崎線）
健康歩行軸	市民・来訪者の健康づくりを支援する歩行軸
	開聞岳登山道、知林ヶ島、池田湖周辺、九州オルレ指宿開聞コース メディポリスと指宿市街を結ぶ自然歩道、九州自然歩道 錦江湾しおかぜ街道など

③エリア

商業・業務ゾーン	活力ある市民生活を支援する商業・業務機能の集積を図るエリア
工業・流通ゾーン	豊かな地域産業を活性化する加工・流通機能の集積を図るエリア
都市型居住ゾーン	定住を支援する潤いと利便性の高い都市型の居住エリア
居住環境ゾーン	コミュニティを醸成する農住近接した生活基盤を整えるエリア
農業・田園環境ゾーン	豊かな田園景観と共生し基幹産業である農漁業を支えるエリア
自然活用・保全ゾーン	貴重な資源である緑地を守り活用するエリア

図 将来都市構造図



2 都市づくりの基本方針《部門別整備方針》

(1) 土地利用の方針

- ・生活・産業・自然などがバランスよく配置され、それらが有機的に結びつきながら都市が健全に維持・発展するために、地域地区[※]や地区計画[※]等の土地利用制度を活用し、あるべき都市像の実現を目指します。
- ・合併後の一体となった都市計画行政を推進するため、都市計画区域の再編・見直しと、用途地域や特定用途制限地域[※]等の地域地区の指定を検討します。

①住居系

- ・中心市街地から郊外の山地に至るまで、地域の特性・役割などに応じた、地域地区や地区計画等の土地利用制度を活用した規制・誘導を行い、地域特性を生かした適正な土地利用を推進します。

■都市型居住ゾーン

- ・交通機能や商業機能に近接した利便性の高い都市型住宅地の形成を図ります。
- ・土地区画整理事業との連携により、都市基盤施設を整備することで、計画的な土地利用を図り、良好な住環境の形成に努めます。
- ・土地区画整理事業が完了した地区や土地区画整理事業が施行中の地区においては、良好な住環境と快適な都市環境の形成に努め、民間等との協働を含めた健全な新市街地への成長を促進します。
- ・都市施設が不十分な地区や今後計画的に宅地の利用増進を図っていく地区については、土地区画整理事業など、面的整備手法の導入について地域住民の合意形成に努めながら、十分な調査・検討のもと、計画的で効率的な市街地更新及び新市街地形成に努めます。
- ・用途地域縁辺部においては、市街地への利便性の高い幹線道路を中心に無秩序な農地の転用や小規模宅地開発などが見られることから、良好な田園景観や自然環境の保全、遊水機能や保水機能など農地や樹林地の持つ公益機能の維持を図るため、適正な土地利用の規制・誘導に努めます。
- ・用途地域に隣接する地区においては、住環境の保全と農地との共生を図るため、きめ細かな建築形態規制値[※]の検討を行います。
- ・幹線道路の沿道においては、商業・業務施設の立地を誘導することにより、住宅と商業施設が共存した利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・適切な土地利用の規制・誘導を図りながら、交通利便性を生かした良好な住宅地形成及び定住人口の増加に努めます。
- ・主要幹線道路沿道などにある住宅地は、沿道景観や周辺住環境に支障のない商業・業務機能の立地をある程度許容し、比較的利便性の高い複合的な住宅地の形成に努めます。

■居住環境ゾーン

- ・定住化の受け皿となる良好な住環境を備えた住宅地の形成を図ります。
- ・自然的土地利用と調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- ・小規模宅地開発などが著しい用途地域縁辺部については、無秩序な市街化を防止し、ゆとりある住環境の維持及び農地との共生を図るため、建築形態規制値、特定用途制限地域などの導入に向けた調査・検討を行います。
- ・国道226号の背後地に位置する既成市街地は、一団の低層住宅地として比較的低密度のゆとりある快適な居住環境の維持・形成に努めます。
- ・定住化促進へ向けた低層系の戸建て住宅の建設を促進し、良好な住環境を備えた住宅地の形成に努めます。
- ・郊外部の集落については、点在する歴史資源や郷土芸能、生活と一体となった田畑や河川、里山など、地区の特色ある風土や伝統を生かした住環境の維持・保全に努めるとともに、市街地への交通利便性の向上や生活排水処理対策の推進など、住環境の育成に努めます。
- ・主要幹線道路や都市幹線道路の沿道及びこれらに近接する集落地は、無秩序な農地の転用や小規模宅地開発などを抑制するとともに、少子高齢化などの社会状況に対応した道路や公園などの生活環境整備を進め、生活と一体となった田畑や河川、里山などの自然的土地利用と調和した集落住環境の維持・育成に努めます。
- ・広域交流に備えた交通結節機能の強化や、商業機能需要に対応した基盤整備により、良好な住環境の形成に努めます。

②工業系

- ・加工・流通業務地の機能の充実とともに適正な誘導と周辺環境との調和を図ります。

■工業・流通業務ゾーン

- ・基盤整備に努め積極的に企業誘致を推進します。
- ・準工業地域においては大規模集客施設の立地の規制及び用途の純化を目的として、地区計画や特別用途地区※などの導入に努めます。
- ・既存の工業地については周辺の住宅環境や自然環境との調和に努め、良好な工業地の維持・保全に努めます。



鰹節加工施設の集積地



多様な機能を担う指宿港

③商業系（含む温泉街）

- ・賑わいにあふれ本市の顔となる商業機能の集積と拠点性の強化を図ります。

■商業・業務ゾーン

- ・商業・業務機能の活性化による中核都心の形成を図ります。
- ・商業・業務施設などの集積・集約化の整備手法について調査・検討を行います。
- ・土地の高度利用による都市機能更新を図り、風格のある中心商業・業務地の形成と活性化に努めます。
- ・住民の日常生活支援と、地域内外の交流を促進する商業地の育成を図ります。
- ・温泉施設と一体となった賑わいと活力のある商業地の形成を図ります。
- ・駅周辺地区は、交通アクセス機能及び交通結節機能の向上、周辺未利用地の活用に努め、質の高い都市機能の集積による拠点性の強化を図ります。
- ・中央通商店街や駅前通り会との連携・協力により、魅力ある中心市街商業地の形成に努めます。
- ・国道226号沿道は、商業施設の進出状況や背後地の住環境との調和を見極めながら、健全な沿道型商業サービス地の育成に努めます。



中央通商店街



商業機能が集積しつつある沿道型商業地

④緑地環境

■健康レクリエーションゾーン

- ・ 湯山運動公園、開聞総合グラウンドをはじめとする運動施設の機能維持・充実を図り、利用促進に努めます。
- ・ 魚見岳、知林ヶ島、開聞岳では、自然と触れ合う登山道やトレッキングルートの維持・充実を図ります。
- ・ メディポリス指宿、指宿医療センター、砂むし会館砂楽、砂むし温泉保養施設砂湯里、鰻温泉、池田湖などをめぐる健康トレッキングルートを設定し、観光と健康が融合した回遊ルートを開発します。
- ・ 地域基幹産業である農業と環境、ツーリズムが融合した定住施設の誘致を図り、健康定住拠点として位置付けます。



砂州（砂の架け橋）で陸続きになる知林ヶ島



全国から利用のあるメディポリス指宿



健康づくりに最適な開聞岳登山

■ 農業・田園環境ゾーン

- ・農地の集積と農業基盤の強化に努めます。
- ・グリーンツーリズムや温泉を活用し、農業と他産業との新たな連携を考慮した活性化の調査・検討を進めるとともに、農用地の荒廃を防止し、美しい田園景観と共生する農村集落の維持・保全に努めます。
- ・用途地域外に広がる優良な農地については、都市の良好な景観を形成する貴重な資源として保全を図ります。
- ・優良な農地については、農産物の生産基盤としての機能と、農地の持つ防災など公益的機能を勘案し維持・保全に努めます。
- ・農業生産基盤整備済みの農用地や、今後整備が見込まれる優良な農地については、農業施策との適正な調整・連携及び長期的視野に立った土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努めます。
- ・農村集落においては、生活道路の改善等による集落環境の整備を推進します。
- ・新規作目の導入や農産物のブランド化に努めるとともに、新たな加工品開発や流通体系（6次産業化）の推進に努めます。



優良な農地と開聞岳

■自然活用・保全ゾーン

- ・貴重な自然的資源である開聞岳をはじめ、市街地の後背に位置する樹林地は、無秩序な市街化を抑制し、良好な自然環境として積極的に保全します。
- ・指宿都市計画区域の西側に広がる山地は、市街地の重要な緑の稜線を形成している山並みとして持続的な保全を図ります。
- ・区域のシンボリックな緑地は市街地における貴重な緑として、また、歴史的背景を有する地域のランドマークとして市民に愛される歴史や文化を伝える「緑のふれあい空間」として保全を図ります。
- ・都市及び地域に潤いを与える貴重な水と緑の保全を図ります。
- ・市街地周辺の丘陵地は、地域の良好な住環境を保ちながら身近に接することができる緑として、また、都市の風致を形成し潤いを与える貴重な緑として保全に努めます。
- ・市内を流れる河川や、市街地に点在する湖沼の水と緑がもたらす潤いの水辺空間については、積極的に保全・利活用を図ります。



形状も特徴的な竹山



歴史的資源でもある松並木

■景観親水ゾーン

- ・池田湖、鰻池などの湖水や河川は、水辺の親水性を高め、自然環境の保全・活用を図り、水辺・動植物等と身近にふれあえる親水空間を創出します。
- ・鹿児島湾から東シナ海につながる海岸部は、複雑で様々な景観をもつ自然空間として、恵まれた自然を生かした景観整備を促進します。



自然と水辺が織りあう池田湖

(2) 市街地の整備方針

①都市機能の集積

- ・ 中心市街地では再構築による商業・業務機能の集積を図るとともに、地区拠点においては都市機能の集積と拠点間の連携を図り、居住機能と商業・業務機能が融合した求心力のある利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・ 適正な事業手法により機能的な市街地を形成する市街地整備を推進します。
- ・ 地域の特性を勘案した地域地区制度等の活用により、中心市街地における魅力創出を図り、民活導入などの整備手法も含め、実現化へ向けた検討を行います。
- ・ 市街地開発事業などの実施の際には、住民の理解を得ながら地区計画や建築協定*などの都市づくりのルールを導入を検討し、市街地の美しい景観形成に努め、魅力的な都市づくりを目指します。
- ・ 建物用途の混在や道路・公園の未整備など、都市基盤の整備が遅れている市街地においては、安全で快適な生活環境を整備し、地区ごとの特徴や環境を踏まえた、計画的な市街地の形成に努めます。
- ・ 賑わいを回復するため公共交通機能の向上、駐車場の確保などに努めるとともに、歩行者優先空間の整備や、都市型文化施設などの集客施設の機能充実を促進し、快適で魅力的な市街地の形成に努めます。
- ・ 生活利便施設の集積や、良好な住宅の立地誘導により、都心部における定住人口の確保に努めます。



駅前通り

②環境負荷の小さいコンパクトな都市づくり

- ・ 土地利用の規制・誘導により、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制するとともに、用途地域外における地域コミュニティの活力の維持を図り、効率的な社会資本投資と、環境負荷の小さい都市づくりに努めます。

③低未利用地の活用

- ・ 都市的土地利用が進行していない地区においては、周辺の土地利用の動向を考慮しつつ、自然環境と調和した計画的な市街化を誘導します。
- ・ 用途地域内の宅地開発は、住環境悪化を防止するために良好な開発を誘導します。
- ・ 用途地域外においては、地域コミュニティや活力の維持を図るため、周辺の土地利用との調和に配慮した、地区計画制度等による住環境の整備や、開発許可制度の適正な運用を図ります。

④都市の風致の維持・形成に関する方針

- ・ 市街地に含まれ、又は隣接・近接している里山等の緑地については、風致地区*や緑地保全地区*等の指定などによる保全策を検討します。

図 土地利用方針図



(3) 都市施設の整備方針

①道路整備の方針

- ・日常生活における自動車交通への依存度が高い状況にあることが、混雑に拍車をかけており、円滑な都市活動を支える交通体系の実現に努めます。

■道路の区分

- ・主要幹線軸（国道226号、国道269号、県道岩本開聞線、県道東方池田線、（仮称）市道指宿池田線、県道指宿・鹿児島インター線）…本市と周辺市との連絡を果たし本市の都市構造の主要な骨格を形成する道路。
- ・都市幹線軸…主要幹線道路の役割を補完して本市の市街地間の交通ネットワークを形成し本市の都市構造の骨格を形成する道路。
- ・補助幹線軸…都市幹線道路の役割を補完して市街地の形成や利便性の向上を図る幹線道路としては比較的小規模な道路。
- ・生活道路…住宅地内や集落間の道路網を構成し住宅地から都市幹線軸や補助幹線軸に接続する生活に密着した道路。

○主要幹線軸の整備方針（都市間連携を強化する広域交通体系の確立）

- ・人・モノ・情報の交流・連携を支える総合的な広域交通体系の確立を図ります。
- ・未整備区間や橋梁部を中心に車線数の不連続区間の拡幅整備や交差点の改良等を図ります。
- ・鹿児島空港から一時間圏を目指す新たなルート（県道指宿・鹿児島インター線～県道東方池田線～（仮称）市道指宿池田線～指宿駅）の整備を検討し、交流促進や産業の活性化につながる高速交通体系の確立を図ります。
- ・都市の骨格を形成するとともに近隣市との連携や、鉄道駅への交通アクセスの利便性を高める主要幹線軸の整備促進を図ります。
- ・近隣市との交流促進や産業の活性化を図るため、国道226号の追越し車線の整備、主要幹線軸の整備促進に努めます。

○都市幹線軸、補助幹線軸の整備方針

- ・道路の役割に合わせた体系的な整備に努め、道路交通の円滑化や道路サービスの向上、交流の促進を図る道路体系の構築を進めます。
- ・都市内の交通連携の強化や、快適な移動性の向上を目指した都市幹線軸の整備を推進します。
- ・土地区画整理事業と連携した都市計画道路の早期整備を推進し、本市中心市街地へ流入する交通量の分散化を図ります。

- ・実現化の見込みの少ない長期未着手の都市計画道路については、周辺の現状や都市計画法第53条の規定に基づく申請の有無、代替機能の有無の検討などを行い存続、変更、又は廃止の具体的な見直しの方針を明らかにします。
- ・日常交通の中心となる路線においては、円滑な交通体系の検討とともに、交通施設の改善を図るため、交差点改良やユニバーサルデザインの考え方を基本に、バリアフリーに配慮した歩道や自転車道の整備を促進し、住民が安全・安心・快適に歩いて利用できる道路空間の形成に努めます。
- ・重要橋梁については、構造物の耐震点検などを踏まえた補強・架け替えを推進し、災害時の緊急輸送及び災害応急対策活動を確保します。



都市計画道路 北町通線



整備中の庁舎湯山線

○生活道路の整備方針

- ・住民の生活において最も身近な生活道路のうち、狭い道路や線形の危険な道路などについては、地域の実情や住民のニーズに配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、通学路などにおける歩道整備や段差の解消など、安全で快適な生活道路の形成に努めます。
- ・街灯や植栽などの設置を進め、景観や防犯に配慮した沿道環境の整備を図ります。

■公共交通施設等との連携強化による利便性の向上と利用促進

- ・自動車との適切な役割分担のもとに、都市の基幹交通である鉄道やバスを高速性・定時性に優れた交通システムとして構築するとともに、交通結節拠点等の整備を行い、公共交通施設の利便性向上と利用促進を図ります。
- ・人や環境に優しい交通として、自転車などの利用促進を図る施設整備等に努めます。

②鉄道等公共交通（交通連携）

- ・陸上、船舶、鉄道交通の相互連携による、機能性の高い交通ネットワークの形成を図ります。
- ・海の玄関口にふさわしい旅客ターミナルの整備及びウオーターフロントの開発・整備を推進します。
- ・JRの各駅については、駅前広場、駐車場、駐輪場等の整備を推進し、交通結節機能及び利便性の向上に努めます。
- ・JR指宿枕崎線、路線バス、市内循環バスなどの利用促進に努め、渋滞解消や都市環境の改善につながる交通手段の転換を図るとともに、交通手段の少ない地域での利用しやすい公共交通機関のあり方について調査・検討を行います。
- ・自動車利用者の交通サービスと中心市街地の利便性向上のため、公共と民間の役割分担のもと、適切な駐車場の配置に努めます。特に、駅周辺においては、鉄道利用者への交通サービス施設として、パークアンドライド*の実践と駅周辺の中心市街地活性化につながる公共駐車場・駐輪場の整備に努めます。
- ・歩道の設置、自転車道との区分などにより、歩行者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を進め、バリアフリー化について市民と交通事業者、行政等が一体となって推進します。



本市の玄関口であるJR指宿駅



市街地との連絡が必要なJR山川駅



主要幹線軸上の交通結節点



種子島屋久島航路が立ち寄る指宿港

③公園・緑地

- ・市街地の公園密度や身近な緑が希薄となっていることから、適正な公園・広場の配置と残存する貴重な自然環境の保全・活用に努めます。
- ・公園が不足している地区を中心に、住民の身近な公園として街区公園*を徒歩圏内に配置するなど、計画的かつ総合的な公園整備を推進します。
- ・既存の公園については、アダプトプログラム**や、地域住民によるボランティア活動などの協力・連携による維持・管理の推進に努めます。
- ・来訪者の立ち寄りスポット及び住民の憩いの場となる良好な景観を持つ公園については、遊具などの施設や周辺的环境整備に努めます。
- ・既存の都市計画公園の整備充実と適切な維持・管理に努めます。
- ・湯山運動公園については、周辺施設とともにスポーツ・レクリエーション機能の充実を図り、市民の健康づくり、体力づくりの拠点として整備を行います。また、プロスポーツのキャンプやスポーツイベントの誘致にも努めます。
- ・市内に点在する史跡の緑地は、後世に伝承すべき歴史的・文化的資源として、市民参加を軸とした適正な維持・管理や、保全・活用に努めます。

④下水道・河川

- ・下水道をはじめとした生活排水処理対策と河川の整合を図りつつ、公共用水域の水質浄化や雨水排水対策に努め、河川環境の保全・向上と総合的な治水対策を推進します。
- ・公共下水道計画区域以外の地区については、地区特性に応じた合理的な生活排水処理対策を促進し、清潔で快適な都市環境と、自然環境にやさしい都市づくりを進めます。
- ・生活排水処理対策として、供用済の公共下水道事業への加入促進を図りつつ、施設の機能維持に努め、点在する集落地など人口集積の低い地区においては、小型合併処理浄化槽の設置など、それぞれの地域の実情に応じた排水処理方法を検討し、公共用水域の水質汚濁の解消に努めます。
- ・河川流域においては、計画的に洪水対策や水防活動の強化を進めます。
- ・治水安全性の確保、生態系に配慮した魅力ある水辺環境整備、憩いと安らぎがあり、人にやさしい河川空間の創出を進めます。
- ・都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、被害を軽減する総合的な治水対策の促進を図るとともに、貴重な自然環境を生かし、生態系にも配慮した親水空間の形成に努めます。
- ・洪水による被害を軽減するため河川の整備を図ります。
- ・良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適な潤いのある水辺環境の創出に努めます。

⑤その他都市施設

- ・ごみ処理施設については、生活水準の向上、行政の広域化などによるごみの増大に対応して、ごみの減量化や分別徹底によるごみの再資源化に努めながら、施設機能の維持・管理に努めます。
- ・ごみの減量化や再資源化をよりいっそう進めるため、資源ごみの分別収集やリサイクルなどを市民との協働で推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な資源循環型社会の実現へ向け、情報提供や意識の啓発に努めます。
- ・し尿処理施設については、合併処理浄化槽の普及に伴う浄化槽汚泥の増加に対応するため定期的な清掃や機能検査を行うとともに、施設の適正な管理・運営を行います。
- ・火葬場については、適切に対応できるよう施設の維持・管理に努めます。



指宿市清掃センター

図 都市施設整備方針図



拠点地域



都市核



交流核



観光核



健康核



主要幹線軸の整備促進



都市幹線軸の整備推進



補助幹線軸の整備推進



健康歩行軸の整備・管理



鉄道軸



整備済都市公園の適正な維持管理



都市公園の整備推進・見直し



都市公園徒歩圏の拡大



下水道事業予定箇所の整備推進



下水道認可区域



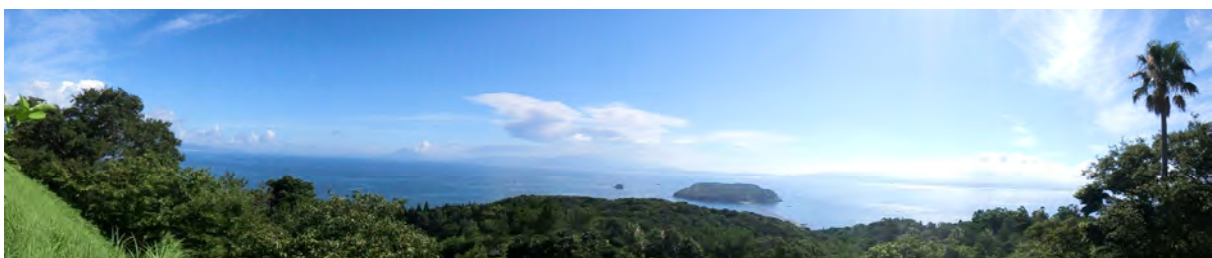
下水道計画区域



その他の都市施設の維持管理

(4) 都市景観形成の方針

- ・本市の貴重な景観資源を財産として後世に残すため、景観法の主旨を踏まえながら景観計画区域や景観地区の指定を検討し、景観資源の保全を図ります。
- ・本市の豊かな山の緑、田園、緑地、海辺の緑については、指宿市民であることの誇りにつながる風景として、緑地の質や量の維持・保全に努めます。
- ・豊かな自然、豊富な歴史・文化資源を活用し、生活にゆとりと潤いある都市空間の整備・充実を図るとともに、都市のアイデンティティー*形成につながる美しい都市・自然景観の保全・形成を推進します。
- ・市街地においては、道路整備や土地区画整理事業を通し景観に配慮した社会基盤の創出を積極的に推進します。
- ・市街地内及び市街地縁辺部に残存する緑地については、本市の豊かな歴史や文化を生かした景観整備に努めるとともに、新たな保全・活用策について検討します。
- ・生垣や花壇の設置等による緑化を推進し、花と緑に囲まれた、潤いある市街地の形成を図ります。
- ・既成市街地及び土地区画整理事業などにより形成される新市街地において、都市景観や風致の誘導・創出を目的とした緑地協定や建築協定、地区計画など、都市づくりのルール導入の検討を進めます。
- ・屋外広告物条例による広告物の適正化や市民との協働による違反広告物の除去など、良好な景観形成に努めます。
- ・宅地内の緑化や生垣の普及、民間で所有する歴史的・文化的建造物や、樹木などの保存を推進し、住民の手による景観形成を促進します。また、民有の山地においては、土地所有者の協力を得て緑の保全・育成に努めます。
- ・景観形成が必要な地区における建築物や工作物については、地域の特性や周辺地域との調和に配慮した、色彩や形態・意匠等の誘導により、地域景観の形成を図ります。
- ・景観形成が必要な地区における道路等の公共施設については、街路樹等による植栽の整備、適正な舗装などにより、周囲の景観に配慮した道路空間の整備を推進します。また、利用者にわかりやすく、景観に配慮した標識やサイン等の整備を進め、美しい道路景観の形成を図ります。
- ・公園や緑地では、地域の特性や周囲の景観に配慮した整備を進めるとともに、適正な維持・管理に努め、美しい公園・緑地景観の形成を図ります。



本市の豊かな自然風景

- ・優良な農地、水路、農家住宅などからなる美しい田園景観の維持・保全に努めます。
- ・工場の周辺では緑化を推進することで環境の維持や保全を推進します。
- ・都市計画道路の沿道緑化や、コミュニティ道路、水辺の散歩道などで、公園、緑地、地域を結び、安全で快適な歩行者ネットワークの形成と沿道景観の向上を図ります。
- ・郊外部の農地については、良好な田園景観を構成する要素として、適正に維持・保全を図るとともに、野鳥などの生態系が観察できるフィールドとして保全に努めます。
- ・心のやすらぎと豊かさを醸し出す水・緑・文化に培われた景観の保全・育成を図ります。



貴重な海岸景観

- ・豊かな緑の保全を図るとともに、その緑と調和した美しい景観の保全・形成を図ります。
- ・市街地を取り囲む丘陵地については、市街地の背景として、重要な緑の稜線を形成しており、これらの山の緑が果たしている景観形成の役割とその重要性について、市民への普及・啓発に努め、良好な市街地景観の維持に努めます。
- ・開聞岳は、将来的にも地域のシンボリックな景観を形成する緑地であることから、優れた自然環境として今後もその保全に努めます。
- ・隼人松原や長崎鼻など、自然海岸や景勝が残る地区では、樹木の管理・保全や、適正な開発制限などに努め、良好な自然景観の保全を図ります。



豊かな緑の風景

(5) 自然環境の保全・活用及び都市環境整備の方針

①本市の財産である豊富な自然環境の保全

- ・ふるさとの緑を形成する山地、丘陵地、河川、農地などの自然環境の保全を図ります。
- ・水源涵養、土砂崩壊防止、保水など、治水や防災上重要な機能を担う森林を保全します。
- ・保全にあたっては、風致地区制度の活用のほか、特別緑地保全地区や郷土の緑保全地区等の指定の検討も行います。

②市民生活に潤いを与える緑豊かな市街地の形成

- ・市街地内、又は市街地に隣接する身近な丘陵地の自然環境や社叢林※（しゃそうりん）等については、都市の風致を形成する重要な緑であり、保全を図ります。
- ・公園や道路、住宅地等における緑化を推進し、花と緑で鮮やかに彩られた市街地の形成に努めます。
- ・レクリエーション、防災、環境、景観など、様々な面で地区の拠点となる公園・緑地の整備を推進します。
- ・ごみの不法投棄などに対応するため、投棄場所の把握や見回り活動、奉仕作業など、住民との協働による取り組みを行い、豊かな景観資源の保全及び地域社会と連携した環境教育・環境美化活動の充実に努めます。

③低炭素社会・循環型社会の実現

- ・環境基本計画の着実な実施により、環境保全に対する住民意識の向上を図るとともに、地熱発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの有効利用による低炭素型・循環型のまちづくりを推進します。
- ・再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地熱発電所を活用した環境教育に努めます。
- ・ストックマネジメント※により、都市施設や建築物等の長寿命化や再利用を促進し、新設や建て替えに伴う廃棄物の発生を抑制します。
- ・路線バス、市内循環バスの運行ルートの改善、JR指宿枕崎線の駅を中心とした交通結節機能の充実、自転車利用の促進により、公共交通機関と連携して環境負荷の低減を図ります。

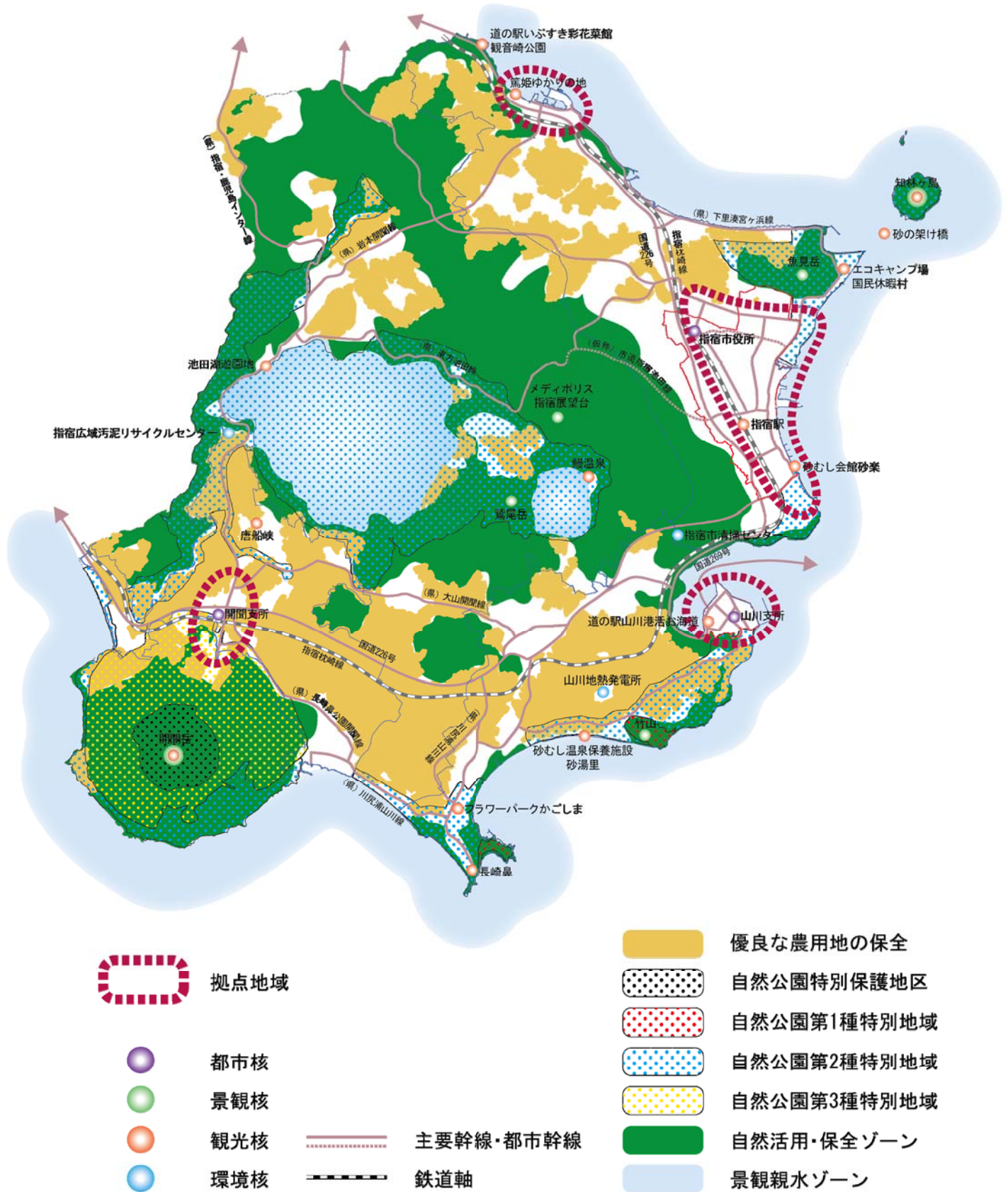


地熱発電所



JR二月田駅

図 都市景観形成及び自然環境の保全・活用方針図



(6) 都市防災の方針

- ・災害の危険を軽減し、災害から住民の生活を防護し、安全な避難を可能とする安全で安心に暮らせる都市の形成を目指します。

①土砂災害の防止・減災

- ・地域防災計画との整合を図りつつ、国・県と一体となり地滑りや土石流の発生防止など、治山・治水事業による危険箇所の改修を進めます。
- ・急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業などの推進により、土石流やがけ崩れなどの未然防止や被害の抑制に努めます。
- ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などを推進します。

②避難路・避難場所の確保

- ・大雨・台風による水害や火災などの災害時における市民の安全・安心を確保するため、避難所、小・中学校や地域運動場、公園（住区基幹公園※）などを中心とした避難場所の安全性の確保に努めます。
- ・新たな避難場所や避難路の整備、案内誘導の充実を図ることにより、避難者の安全確保や避難困難地区の解消に努めます。
- ・避難時に必要な情報を適時伝達できる情報システムや情報機器などの整備を進め、防災体制の強化に努めます。
- ・狭あい道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火・救助活動のためのルート確保に向けた道路整備を推進します。
- ・建物の倒壊による避難・輸送路の寸断を防止するため、必要な幅員の確保や、建築物のセットバック※を推進します。
- ・建物が密集した市街地や都市施設の少ない地区においては、緊急時における避難路の安全性確保、救急・救助活動を支援する適正な道路や公園などの公共空地の配置に努めます。
- ・街路灯や防犯灯の設置を進め、夜間も安心して歩行できる道路空間の創出に努めるとともに、道路線形の改良や見通しの良い公園などの公共施設の整備を図り、犯罪に強い都市づくりに努めます。

③建築物の耐震化

- ・地震時における建築物等の倒壊を防止するため、旧耐震基準により建てられた建築物の診断や耐震改修を推進します。
- ・災害時における避難地・避難路・ライフラインの確保を図るとともに、防災拠点となる公共施設の耐震性確保に努めます。

④火災の延焼防止

- ・木造建築物が密集し、延焼の危険度が高いと考えられる木造密集市街地では、住環境整備事業の導入などによる都市構造の転換や、地域の特性を考慮した防火地域・準防火地域の指定について調査・検討を進めます。
- ・木造密集市街地の解消に向けた、住環境整備事業を推進します。
- ・延焼遮断帯となる公園・緑地や、幹線道路などの適正な配置・整備を推進します。
- ・防災上重要な公共施設及びその周辺の建築物の不燃化を促進します。

⑤水害の防止

- ・河川の治水・排水機能の確保など、基本的な都市基盤の整備に加え、適正な土地利用の誘導を図ることにより、森林や農地の保水・遊水機能を確保し、浸水被害の防止に努めます。
- ・低地における浸水被害を防止するため、河川の堤防の強化や河道の浚渫、ポンプ場の設置などを推進します。
- ・森林や農地の保水・遊水機能を確保するため、適正な土地利用の誘導などにより、保安林などの保全を図ります。
- ・宅地開発における雨水流出量の増加に対応するため、雨水調整池の整備を徹底するとともに、浸透・貯留施設の設置を働きかけます。
- ・防災を視野に入れた土地利用や建築基準法の規制により、災害発生の未然防止や被災時の被害軽減に努めます。

⑥ライフラインの確保

- ・ライフライン施設の耐震性向上による機能確保を目指します。
- ・被害を受けたライフライン施設の早期復旧を可能にする情報システムの構築を図ります。

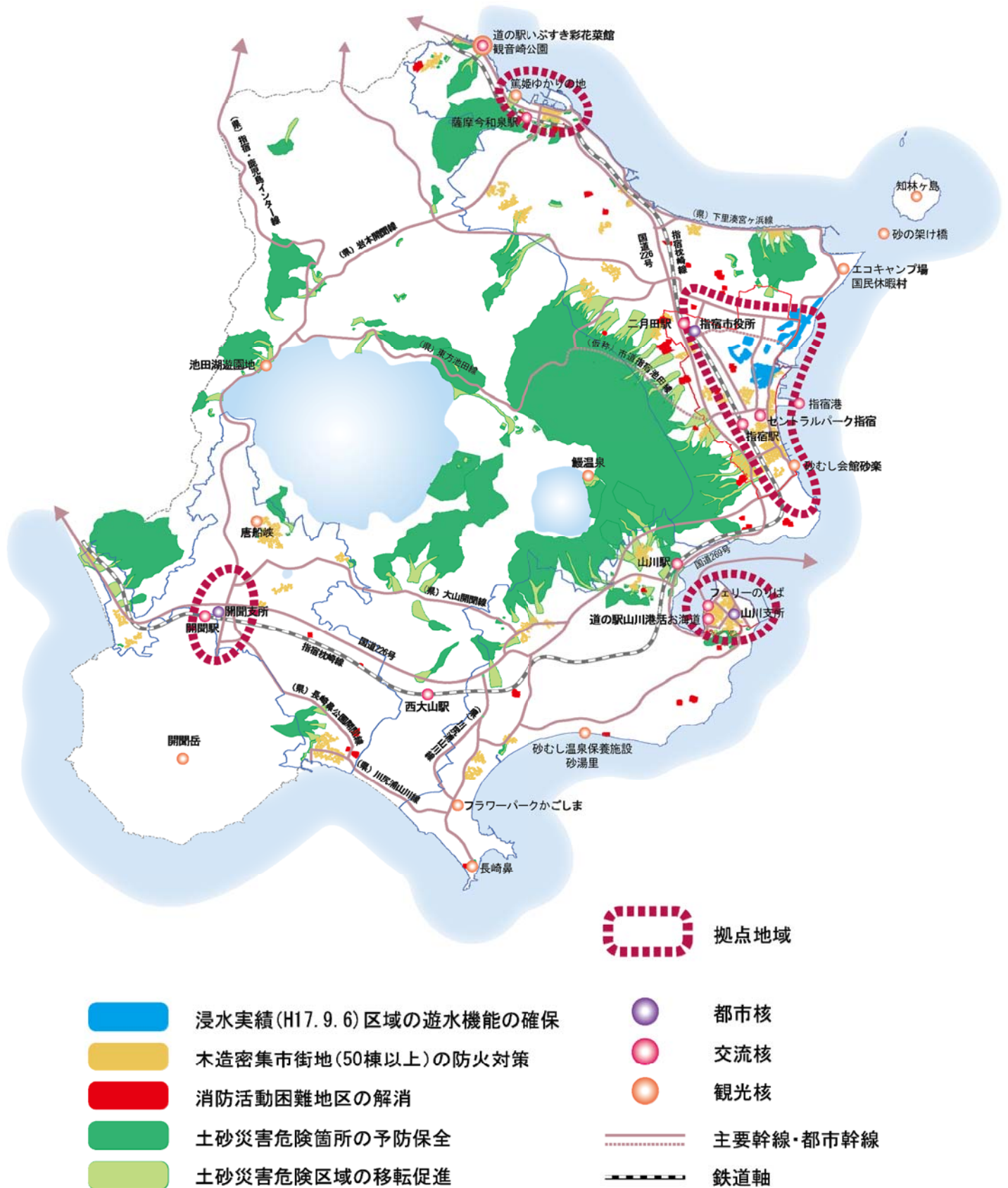
⑦防災体制の確立・強化

- ・ハザードマップ[※]の活用や自治会（町内会）活動を通して、災害危険箇所や避難場所・避難路の周知を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努めます。
- ・防災連絡体制の確立と強化により、迅速かつ正確な情報を継続的に提供し、的確な避難の誘導などにより、二次災害の防止に努めます。
- ・高齢化などにより弱体化した地域コミュニティの活性化を図り、災害時の周囲への声かけや避難支援の強化を推進します。

⑧大規模な地震や津波等への対応

- ・南海トラフや桜島大規模噴火など、想定される地震や津波に対応したまちづくりを検討します。
- ・浸水や津波発生時に安全に避難できるよう、高台などの避難所を確保します。
- ・沿岸部の道路が浸水した際に、緊急車両通行や物資流動を確保するリダンダンシー[※]を確保します。

図 都市防災方針図



(7) 都市づくりのための共生と協働

①住民との協働による居住環境の改善

- ・自分たちのまちは自分たちの手で良くしていこうとする市民のまちづくり活動に対して、必要な情報提供、話し合いの場の確保、まちづくり専門家の派遣など、市民・事業者の主体的なまちづくり活動を支援する制度の充実を図ります。
- ・文化財や「いわれ」など、歴史的環境が残された地区においては、その優良な資源や景観を生かしたまちなみ整備等を、地域住民と協働して行います。
- ・地域主体のまちづくり活動を進めるため、地域や地区においてまちづくりリーダーとなる人材（キーパーソン）の発掘・育成に努めます。
- ・地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、「環境」問題を市民一人ひとりが社会に主体的に参画し解決できるよう、環境教育の重要性について、市民への意識啓発に努め、持続可能な社会の構築を目指します。
- ・地球環境への意識向上のもと、市民協力によるごみの分別収集の徹底や、リサイクル運動など、市民と一体となった環境対策を積極的に進め、環境負荷の少ない資源循環型社会の実現へ向けた総合的・計画的なごみ処理対策の推進に努めます。

②共生と協働を生む仕組みづくり

- ・市民、事業者、行政の協働によって、花と緑豊かな都市づくりを推進していくため、ボランティア組織や基金の創設など、必要な体制や仕組みの整備を図るとともに、ボランティア活動への市民参加の機会拡大、意識啓発、人材や団体の育成など、市民・事業者と行政のパートナーシップの形成に努めます。
- ・市の広報紙やホームページでの情報公開、パンフレットなどによるPR、シンポジウムやセミナー、ワークショップ[※]の開催、優れたまちづくり活動団体の表彰など、市民参加機会とまちづくりの普及・啓発を充実させます。
- ・都市計画マスタープランが都市計画の総合的な指針として機能するため、都市計画分野はもとより産業、環境、福祉、教育、文化などの各分野・関係部署との調整を行い、住民参加によるまちづくりに関する検討の場に、積極的に関わる庁内体制の充実を図ります。
- ・広域的な幹線道路や観光周遊ネットワークの整備に関して、国・県・周辺市町の役割分担や計画調整及び財政的支援などについて、連携と協力を働きかけていきます。

第5章 地域別構想

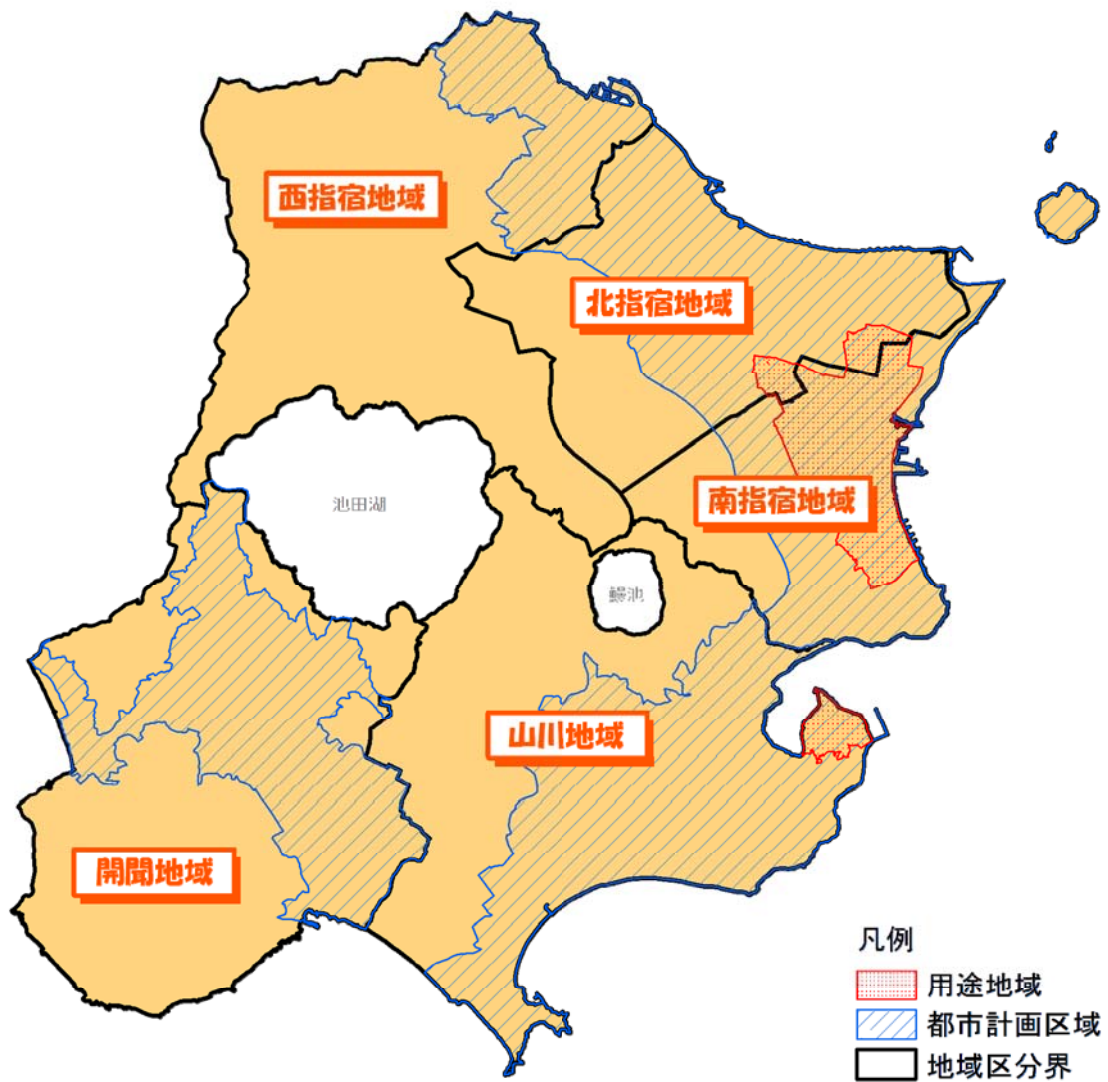
1 地域区分

地域別構想では指宿市を以下の5地域に区分します。

- 北指宿地域
- 南指宿地域
- 西指宿地域
- 山川地域
- 開聞地域

なお、この地域別構想については、市民がイメージしやすいように中学校区で設定し、「地域住民ワークショップ」による検討を終え、策定したものです。

図 地域区分図



2 北指宿地域のまちづくり構想

(1) 地域の現況と課題

北指宿地域は本市の北東部に位置し、行政の中心である指宿市役所があり、市道北町通線と国道226号沿道には商業施設が集積しています。東部には魚見岳自然公園や知林ヶ島、西部にはそらまめ・オクラ・実えんどうなどの栽培が盛んな農地が広がっており、市街地と自然地が共存した地域となっています。

用途地域内、東方の中心付近、北指宿中学校の南西側などで農地転用や住居系の新築などの都市活動が行われており、市街化が進行していることが見受けられます。

図 北指宿地域位置図

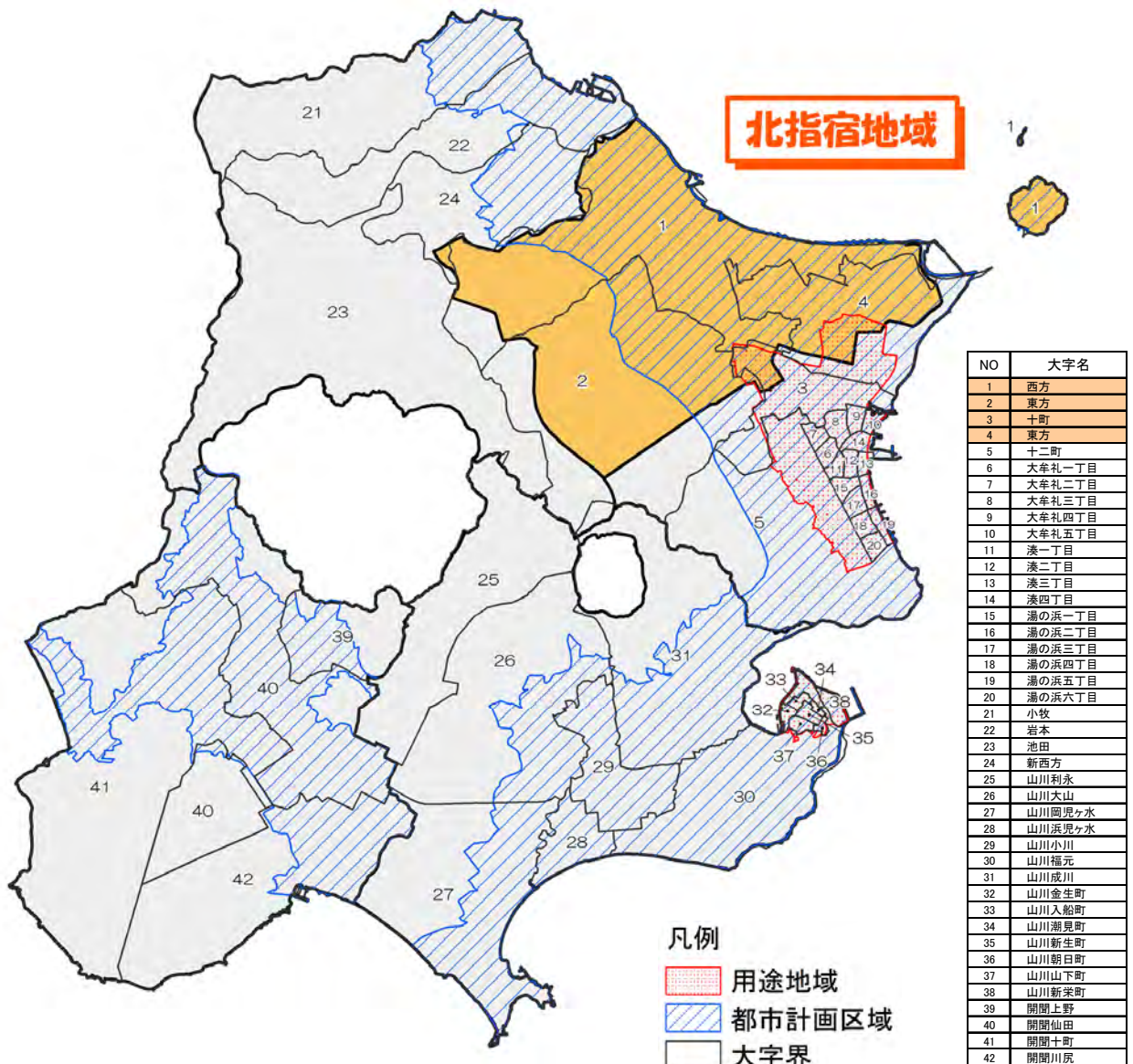
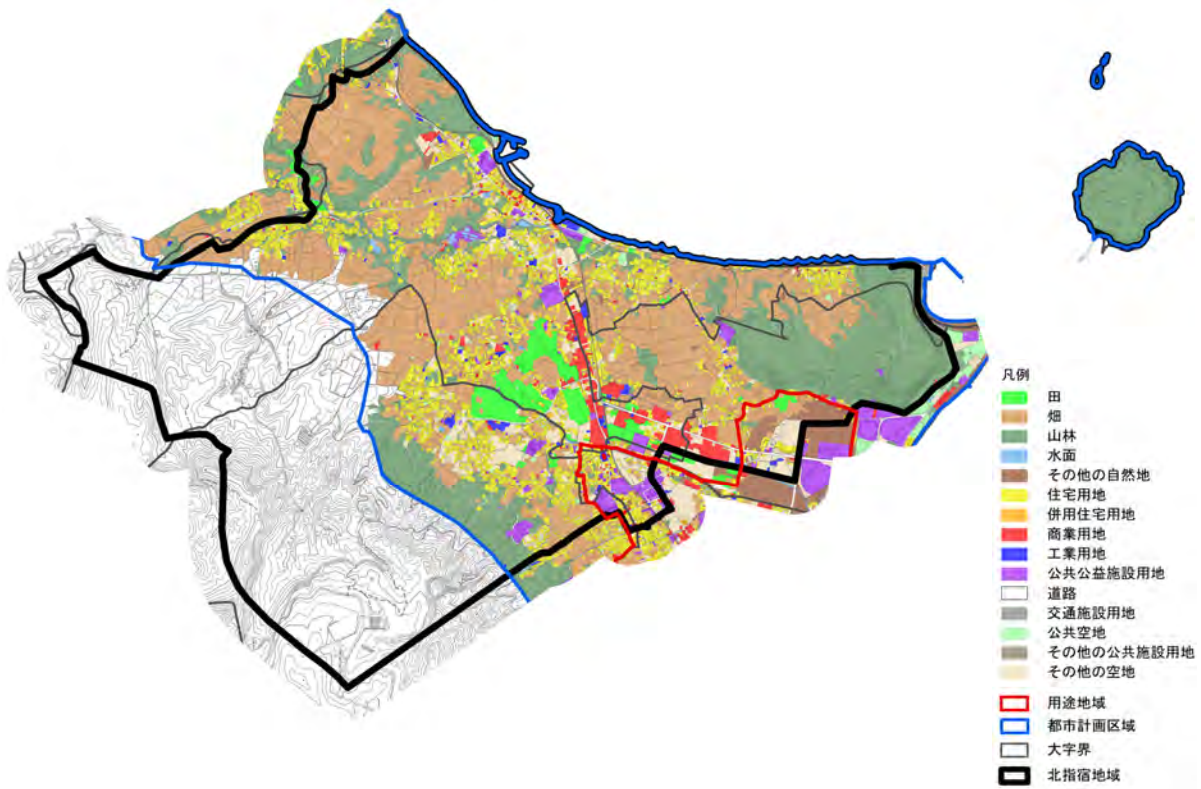
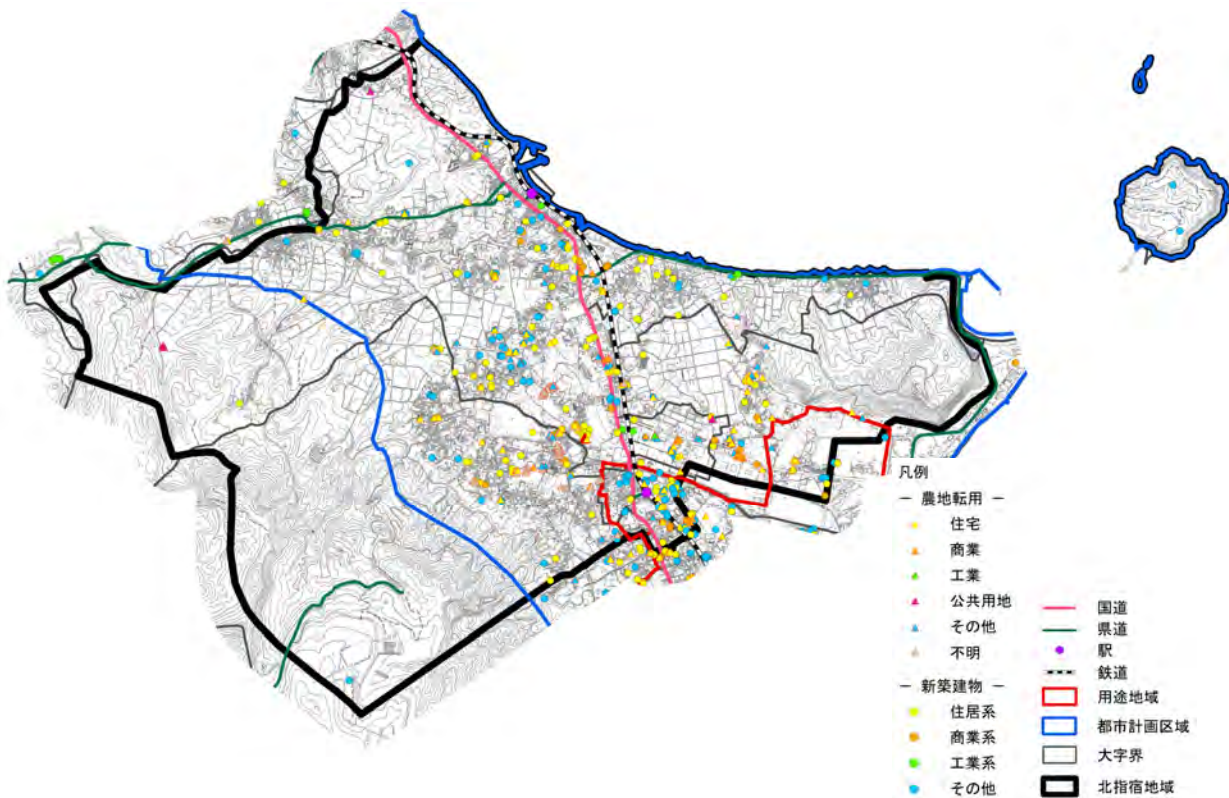


図 都市計画区域内土地利用現況



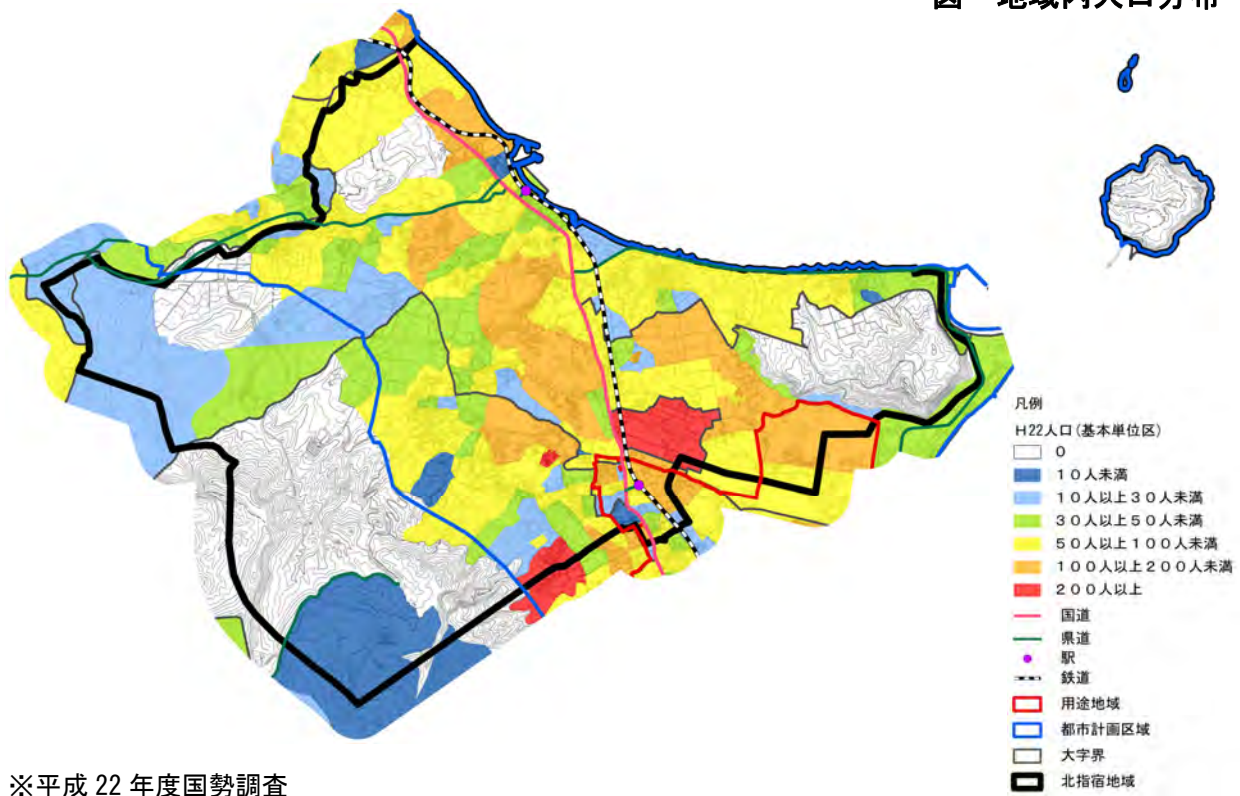
※平成 23 年度都市計画基礎調査

図 都市計画区域内新築状況・農地転用現況



※平成 23 年度都市計画基礎調査

図 地域内人口分布



※平成 22 年度国勢調査

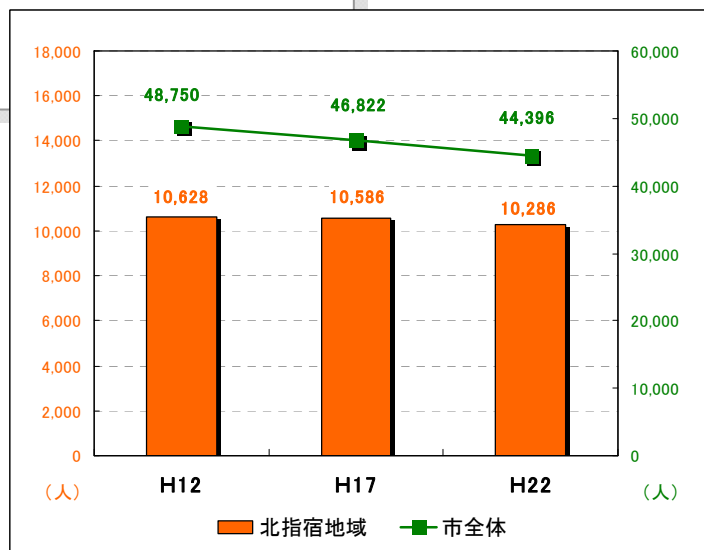
図 地域内人口密度分布



※平成 22 年度国勢調査

平成22年時点の北指宿地域の人口は10,286人となっており、本市の人口44,396人の約1/4を占めています。用途地域縁辺の東方、西方に人口の集積が見られます。

図 人口推移



人口の推移を見ると、市全体が平成12年と比べ約9%減少しているのに対し、北指宿地域は約3%の減少にとどまっています。このことから、北指宿地域は比較的人口減少が抑制されている地域と言えます。

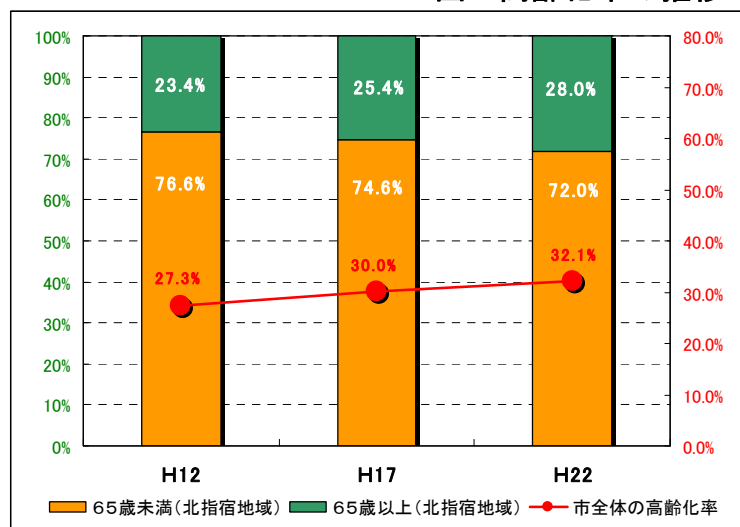
図 地域内高齢化率分布



※平成 22 年度国勢調査

北指宿地域では高齢化率が35%以上の地区がなく、集中して高齢化が進んでいる地区はありませんが、地域全域の高齢化率が25%以上となっており、全体的に高齢化が進行していることがうかがえます。

図 高齢化率の推移



高齢化率は市全体が約32%であるのに対し、北指宿地域は約28%となっており、約4%低くなっています。

平成12年からの推移を見ると、市全体と同じ増加率で高齢化が進んでいます。

■住民アンケートによる評価

住民アンケート結果を地域ごとに集計した結果、北指宿地域においては、消防・防災体制、ごみ処理・分別・リサイクルについて満足の声が多い傾向にあります。また、道路や歩道の整備、鉄道・バスなどの公共交通の整備、子育て支援・保育環境については、不満の声が多い傾向にあります。

(2) 北指宿地域のまちづくり将来像と基本方針

①将来像

地域づくりの将来像（キャッチフレーズ）

いにしえと湯けむり 香る
食と癒しのまち北指宿

いにしえ
殿様湯、宮ヶ浜
揖宿神社など

湯けむり
殿様湯など
温泉が豊富

食
そらまめ・オクラ
生産日本一！



住民ワークショップの様子

②北指宿地域のまちづくり基本方針

3つのKからなる

3つの基本方針

観光 環境 景観

公共施設が集積した新市街地として活力のある市街地の形成

本地域には指宿市役所などの公共施設や商業施設が集積していることから、本市の新市街地として多くの人が集い、商業、業務、流通、教育など様々な活動が活発に行われるまちを目指します。

沿道商業施設が集積した利便性の高いまちづくり

国道226号や市道北町通線沿道に立ち並ぶ商業施設を中心に、生活に身近なサービスを受けることのできる生活利便性の高いまちを目指します。

海岸、魚見岳、知林ヶ島などの特徴のある自然景観の保全と活用

本地域の特徴ある自然環境を保全・活用し、自然の恵みや楽しさを実感できる自然と生活が調和したまちを目指します。

(3) 地域整備方針

①土地利用（市街地整備、住宅、農地、商工業地）

- ・ 若干の人口集積がみられる十町の用途地域などでは、土地区画整理事業をはじめとした土地利用の適正な誘導を促進します。
- ・ 東方、十町の用途地域内で、住居地域に指定されているにもかかわらず未利用地となっている地域においては、低未利用地*の有効利用方策の検討など、活力ある市街地の形成を促進します。
- ・ 東方を南北に走る国道226号沿道には、商業・業務施設が多数立地しており、今後も周辺の自然環境や景観に十分配慮しながら、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を図ります。
- ・ 国道226号沿道の住宅地においては、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導を図ります。
- ・ 地域内に広がる、そらまめなどの栽培が盛んである農地では、農業生産環境を維持するため、今後も引き続き保全を図ります。



市役所周辺の土地区画整理

②都市施設（道路、公園、下水、河川、その他ごみ処理場、火葬場 等）

- ・ 都市計画道路の未改良区間については、適切な整備・見直しを推進し、国道226号の渋滞解消など、他地域からの流動を踏まえた交通の円滑化を図ります。
- ・ 市道北町通線沿道においては、地域の日常生活を支える近隣商業地として、一層の機能強化を図ります。
- ・ 通学路、主要公共公益施設へのアクセス道路などの整備・拡幅を推進し、快適な市街地形成を図ります。
- ・ 市役所の最寄り駅であるJR二月田駅は、東口広場の整備を促進し、更なる利便性の向上を図ります。
- ・ 魚見岳自然公園などの公園については、利用促進に向けた機能拡充を推進し、多くの人々が健康づくりを楽しめる公園として、適切な維持・管理に努めます。
- ・ 公園整備を促進し、身近に利用できる公園・広場が不足している地区での公園不足の解消に努めます。また、既存の公園については、地域住民との協働による維持・管理に努めます。



沿道商業施設

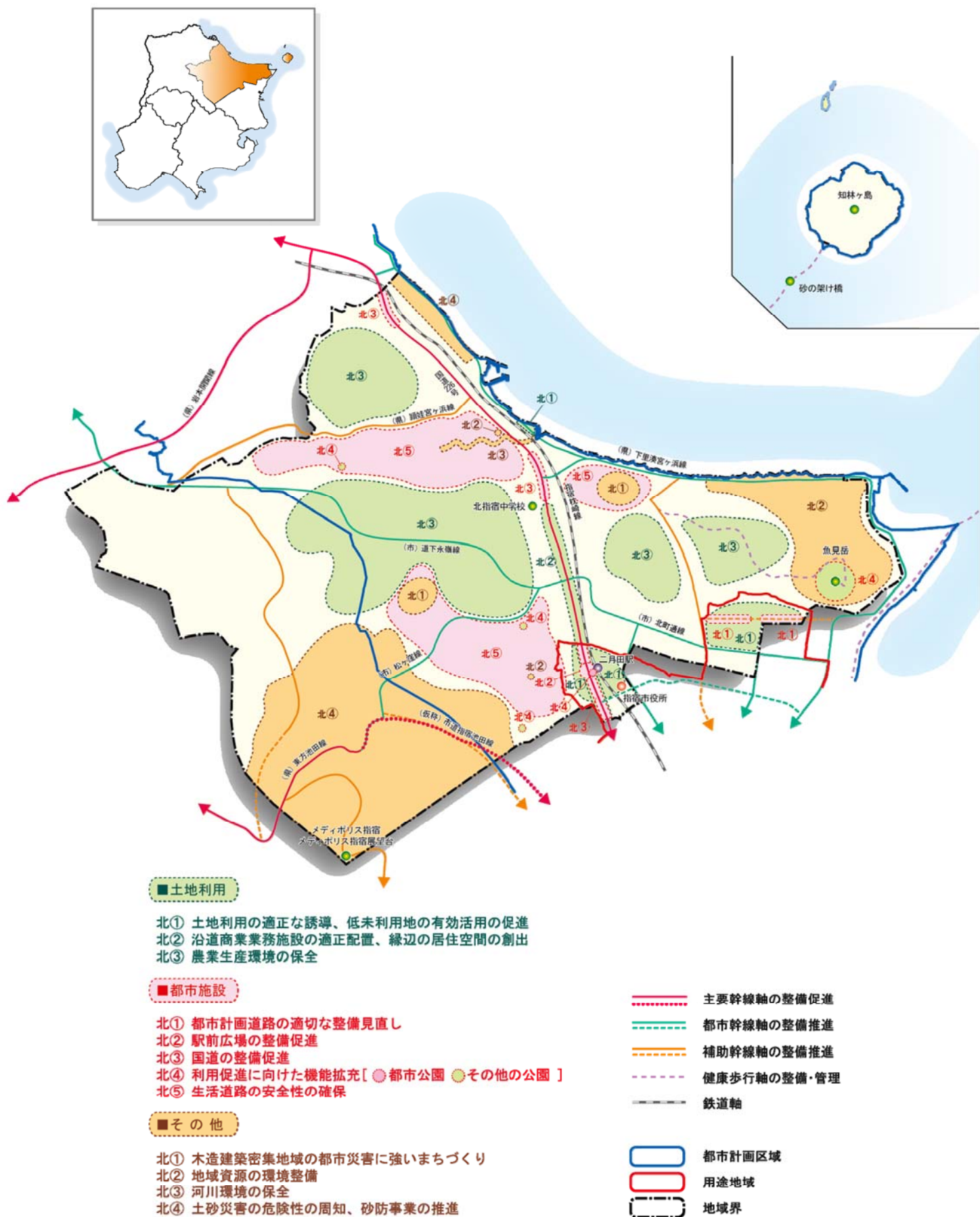
③その他（都市核の形成、都市景観形成、自然環境の保全・活用、都市防災 等）

- ・ 魚見岳、海沿いの松並木を含む国立公園、揖宿神社、宮ヶ浜の巨木など、地域資源である文化財を生かし、多様な交流活動の場となる環境整備を推進します。
- ・ 市外からの利用者も多いメディポリス指宿を活用し、市民の健康に対する意識の啓発に努めます。
- ・ 老朽化した木造建築が密集する西方の集落などは、水害や都市災害に強いまちづくりを推進します。
- ・ 狭あい道路に沿って老朽化した木造建築が密集している地区においては、避難地・避難路などの計画的な整備とともに、建築物の不燃化・耐震化を促進し、災害に強い居住環境の形成を図ります。
- ・ 湊川、二反田川などの河川については、水質汚染を抑制し、生物の良好な生息環境や河川環境の保全を図り、親水性の向上に努めます。
- ・ 湊川、二反田川などの河川については、豪雨による災害の危険を未然に防止するため、周辺住民への危険性の周知や治水対策を推進します。
- ・ 地域の西部に広がる山間部は、土石流危険区域に指定されており、今後も引き続き、周辺住民への危険性の周知や砂防事業を推進します。



魚見岳から望む知林ヶ島

図 北指宿地域の地域整備方針図



3 南指宿地域のまちづくり構想

(1) 地域の現況と課題

南指宿地域は本市の東部に位置し、本市の主要な観光地である砂むし温泉街を中心に、観光客向けの商業・宿泊施設が集積しています。また、用途地域内は本市最大の市街地であり、JR指宿駅を中心に、本市の観光の玄関口としての役割を担っています。

用途地域内で住居系の新築が多く分布していますが、農地転用は他地域と比較して少なくなっています。

図 南指宿地域位置図

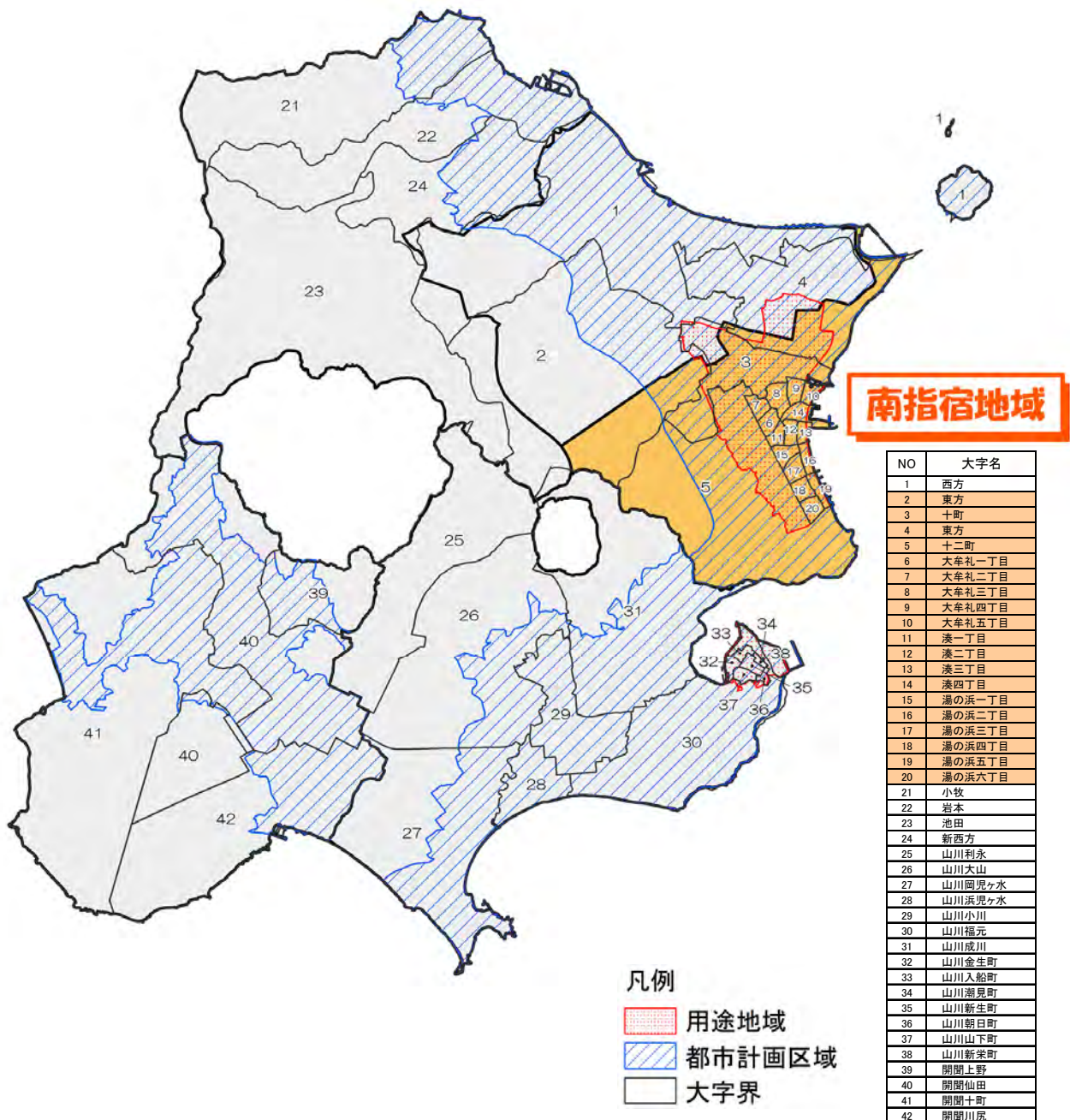


図 都市計画区域内土地利用現況

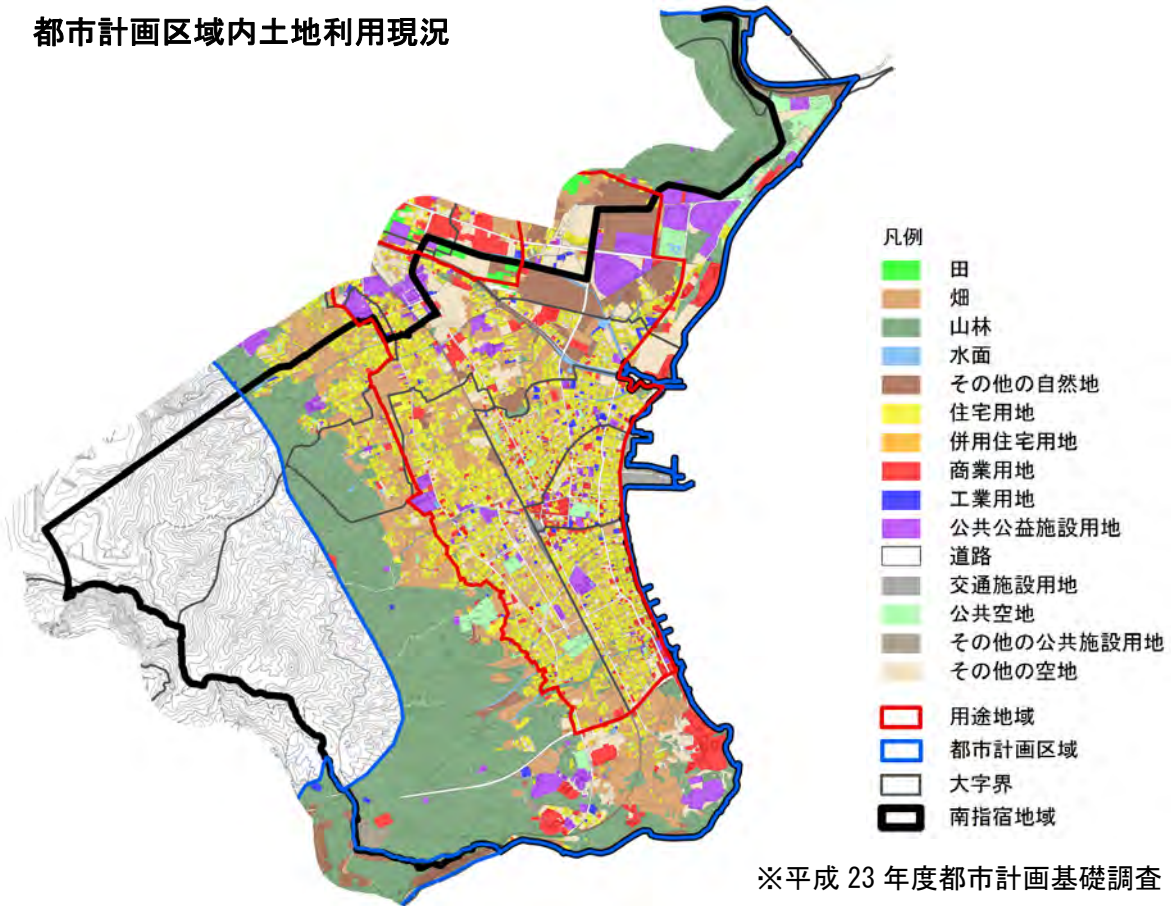


図 都市計画区域内新築状況・農地転用現況

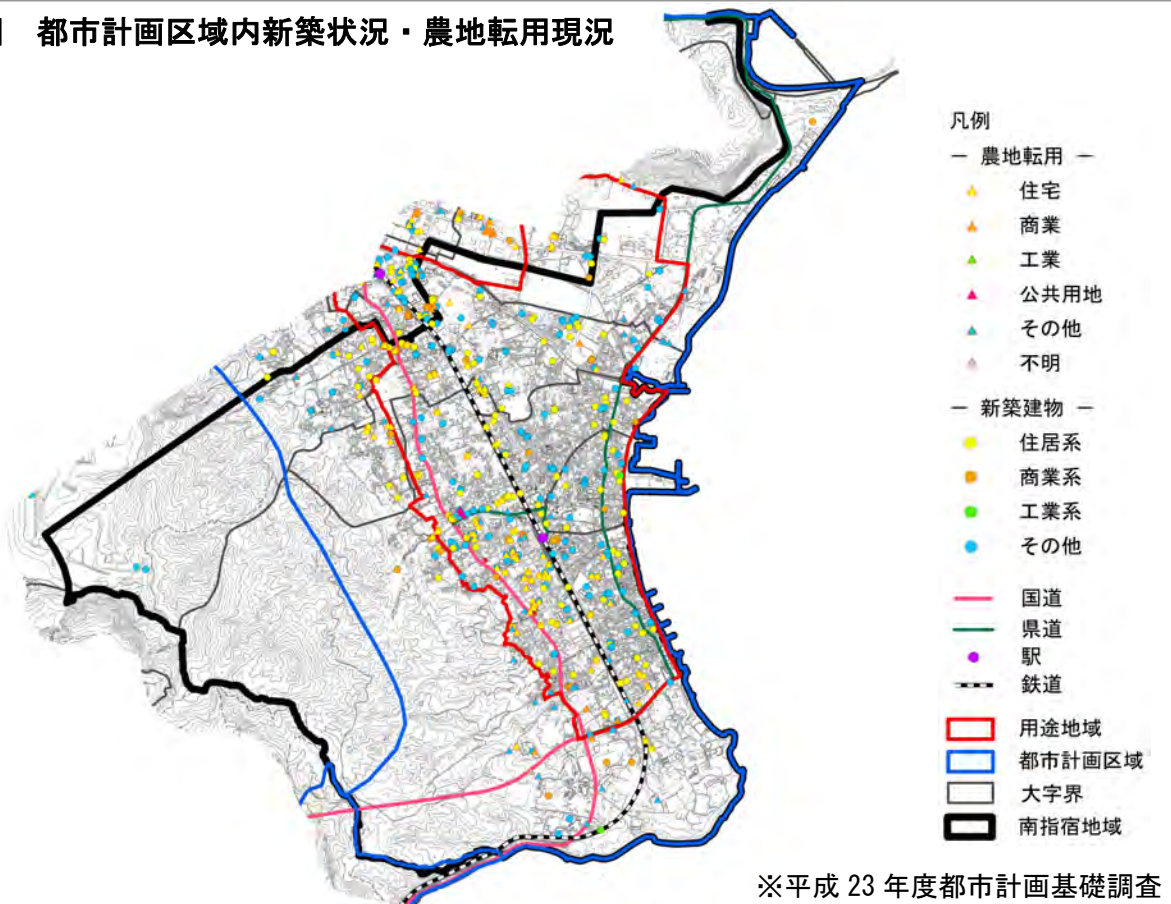


図 地域内人口分布

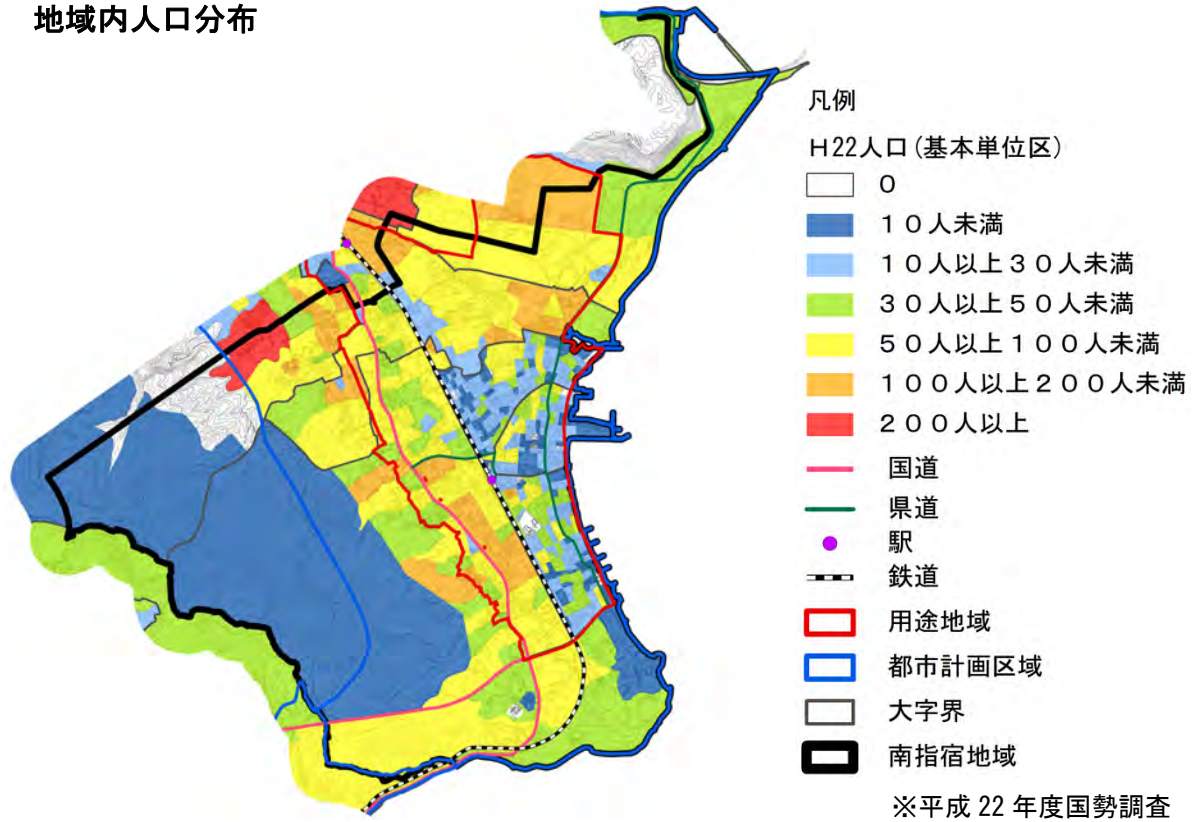
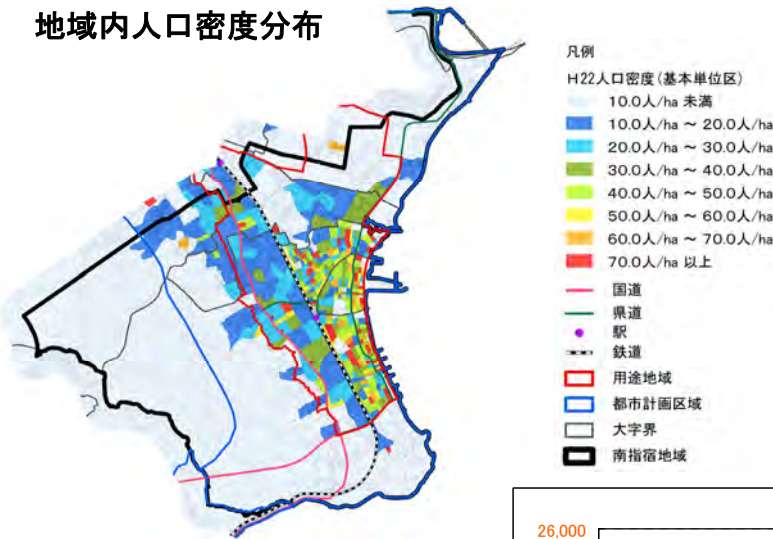


図 地域内人口密度分布



※平成22年度国勢調査

人口の推移を見ると、市全体が平成12年と比べ約9%減少しているのに対し、南指宿地域は約6%の減少にとどまっています。このことから、南指宿地域は比較的人口減少が抑制されている地域と言えます。

平成22年時点の南指宿地域の人口は14,457人となっており、本市の人口44,396人の約1/3を占めています。

JR沿線の西側では人口の集積が見られますが、人口密度は東側で高くなっています。

図 人口推移

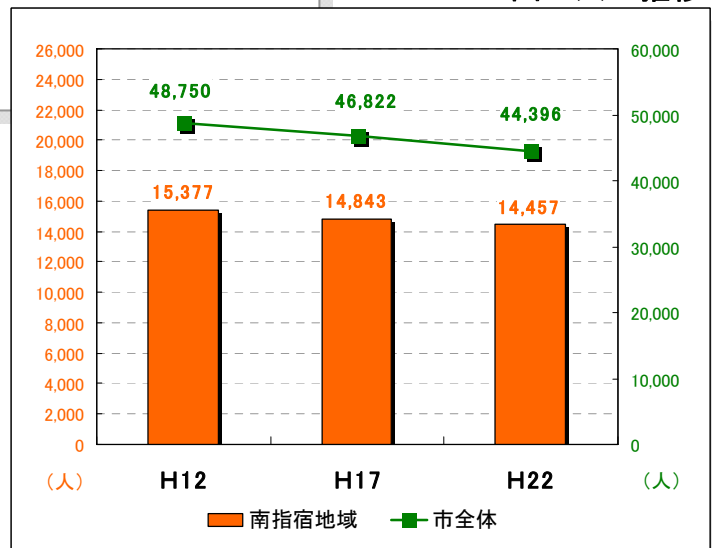
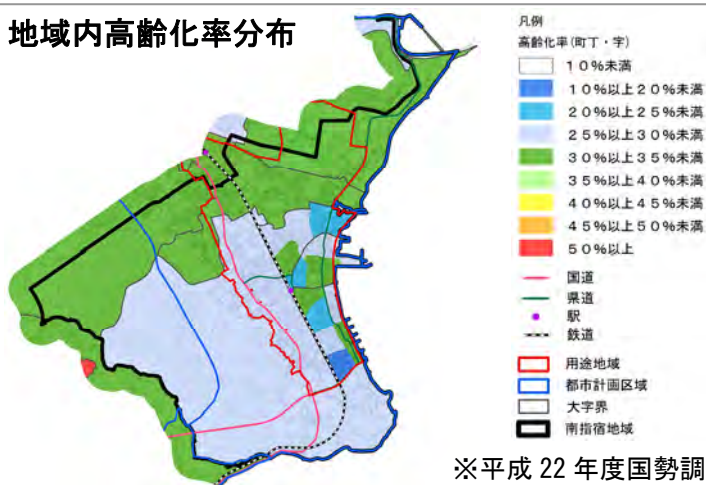


図 地域内高齢化率分布



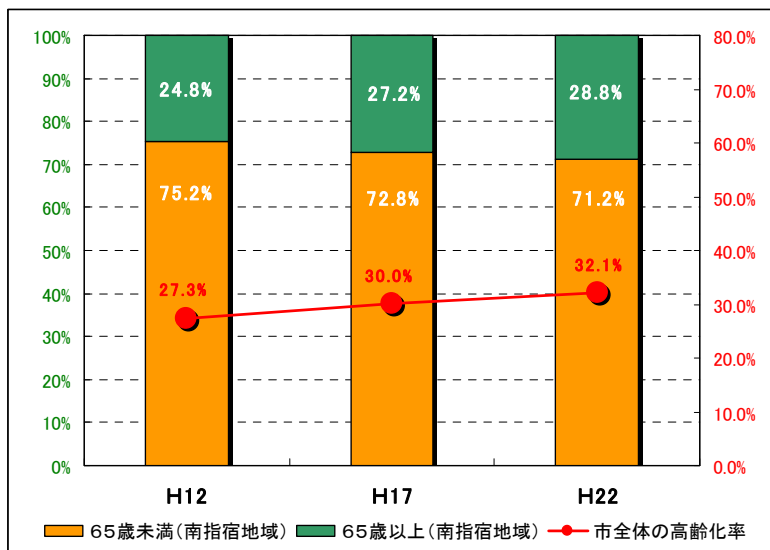
南指宿地域では高齢化率が35%以上の地区はありませんが、用途地域外では30%以上と高齢化が比較的進行しています。用途地域内の大牟礼、湊、湯の浜で比較的高齢化率の低い地区があります。

※平成22年度国勢調査

図 高齢化率の推移

高齢化率は市全体が約32%であるのに対し、南指宿地域は約29%となっており、約3%低くなっています。

平成12年からの推移を見ると、市全体と同じ増加率で高齢化が進んでいます。



■住民アンケートによる評価

住民アンケート結果を地域ごとに集計した結果、南指宿地域においては、消防・防災体制、ごみ処理・分別・リサイクルについて満足の声が多い傾向にあります。また、道路や歩道の整備、鉄道・バスなどの公共交通の整備、商業・サービス業の振興については、若干の不満の声がみられる傾向にあります。

(2) 南指宿地域のまちづくり将来像と基本方針

①将来像

地域づくりの将来像（キャッチフレーズ）

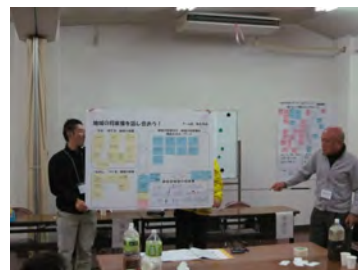
世界一の砂むしのある海岸線

人情あふれるおもてなし

人・街・食 未来にこぼれる南指宿

※こぼれる・・・未来にこぼれるほど沢山のという意味をこめて

（住民ワークショップより）



住民ワークショップの様子

②南指宿地域のまちづくり基本方針

3つのKからなる

3つの基本方針

観光 環境 景観

定住する魅力あふれる市街地形成

多世代の多様な交流が育まれるように、本市最大の市街地を生かし、生活利便性が高く定住に適したまちを目指します。

指宿駅を中心とした賑わいのある商店街の創出

本市に訪れる観光客の公共交通の玄関口である指宿駅を中心に、観光客と地域住民がいきいきと交流し、活力があふれるまちを目指します。

世界的にも珍しい指宿の観光名所天然砂むし温泉の活用

世界的にも珍しい天然砂むし温泉や海域公園地区に指定されている海岸線を生かし、賑わいのあるまちを目指します。

(3) 地域整備方針

①土地利用（市街地整備、住宅、農地、商工業地）

- ・本地域は他地域と比べ人口が多いことから、多世代が住み続けることのできる住環境の創出を図ります。
- ・十町や十二町内で、人口の集積がみられる地区においては、適正な土地利用を誘導し、住民がこれからも長く住み続けたいと思えるような住環境の形成に努めます。
- ・JR指宿駅周辺においては、商業・業務機能の集積が低くなっており、地域の活性化の課題となっていることから、駅舎・駅前広場を生かした、指宿の玄関口にふさわしい都市機能の集積を促進します。
- ・国道226号沿道の住宅地においては、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導を図ります。
- ・東方に存在する未利用地においては、低未利用地の有効利用方策の検討などを行い、活力ある市街地の形成を促進します。



JR指宿駅



JR指宿駅周辺

②都市施設（道路、公園、下水、河川、その他ごみ処理場、火葬場 等）

- ・歩道やガードレールのない生活道路がある地区においては、生活道路の安全性の確保を推進し、住民が安全・安心に生活できる道路環境の形成に努めます。
- ・都市計画道路のうち、現道のある路線区間については、現行の機能を分析するとともに、将来需要を把握し、現道のない路線区間については、代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえ、必要性の再検討を行います。
- ・本地域には、他地域と比べて都市公園が比較的多く存在していることから、健康レクリエーションの促進のための施設改善や適切な維持・管理を行い、利便性の向上を図ります。



県道下里湊宮ヶ浜線



セントラルパーク指宿

③その他（都市核の形成、都市景観形成、自然環境の保全・活用、都市防災 等）

- ・ JR指宿駅周辺においては、温泉街と居住空間が混同していることから、適正な配置を誘導することにより、温泉街と居住空間が調和した都市景観の形成を促進します。
- ・ 世界的にも珍しい天然砂むし温泉、それを取り囲むように多数点在する温泉施設と商業・業務地の立地を適性に誘導・配置することで、中心拠点にふさわしい質の高い都市景観の形成を図ります。
- ・ 良好な自然景観に恵まれた地域東部の海岸線については、観光地としての景観の保全と周辺施設の利便性の向上に努めます。
- ・ 逆瀬川や山王川などの河川については、水質汚染を抑制し、生物の良好な生息環境や河川環境の保全を図り、親水性の向上に努めます。
- ・ 地域の西部に広がる山間部は、土石流危険区域に指定されていることから、今後も引き続き、周辺住民への危険性の周知や砂防事業を推進します。
- ・ 指宿港海岸保全施設については、海浜侵食、越波対策など防災機能の強化を図るとともに、魅力ある海浜空間として、国直轄事業での整備を目指します。

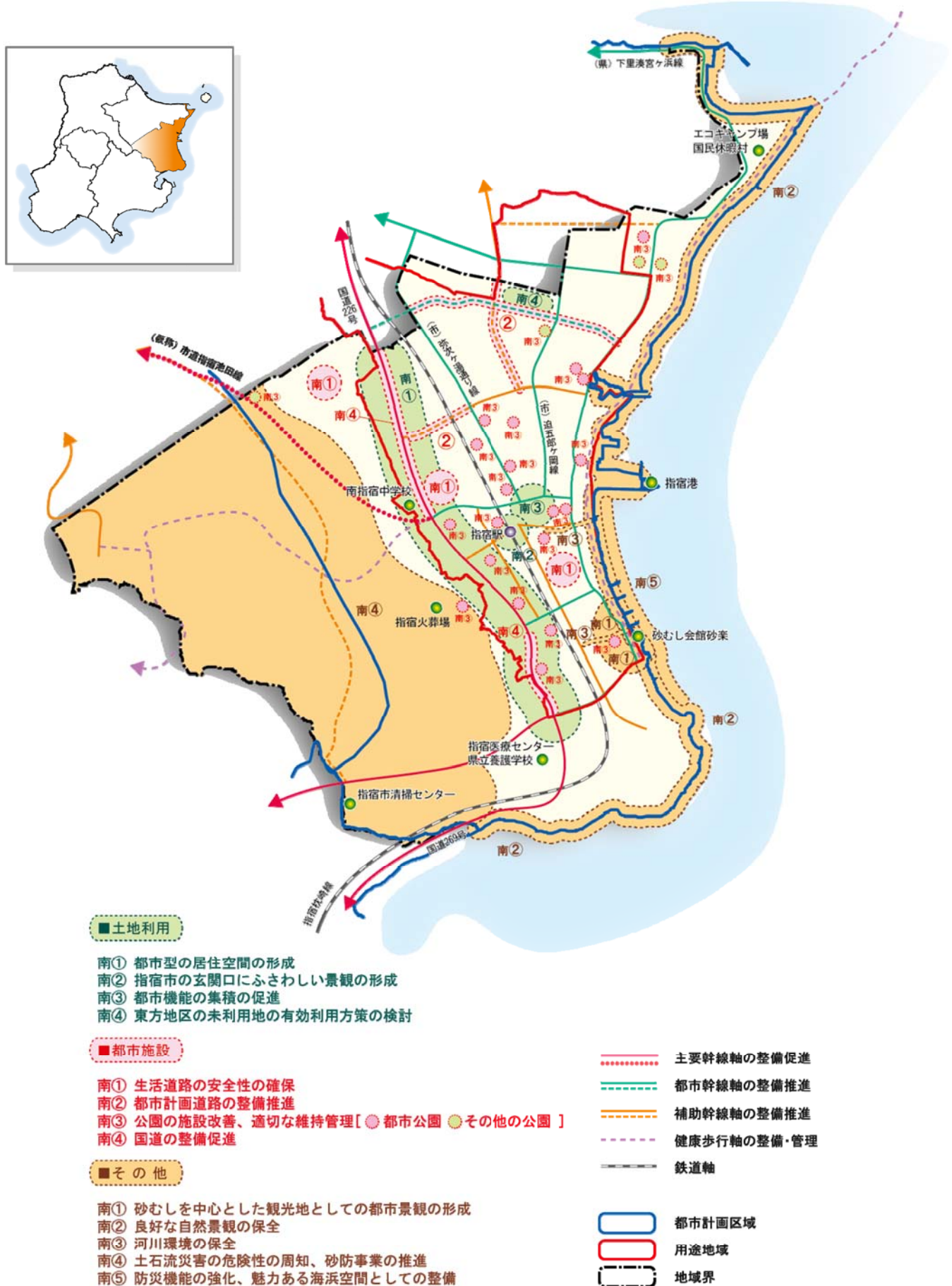


砂むし会館砂楽



海岸部

図 南指宿地域の地域整備方針図



4 西指宿地域のまちづくり構想

(1) 地域の現況と課題

西指宿地域は本市の北部に位置し、地域の南部には本市の主要な観光地である池田湖、沿岸部には今和泉漁港、地域の西部には優良な農地が広がり、国道226号沿道にはそれらの農水産物を直売する道の駅いぶすき彩花菜館があります。

また、篤姫ゆかりの地は本市の新たな観光資源として注目を集めています。

JR薩摩今和泉駅周辺、小牧、岩本、新西方の集落内で住居系の新築が分布しており、農地転用は他地域と比較して少ない地域となっています。

図 西指宿地域位置図

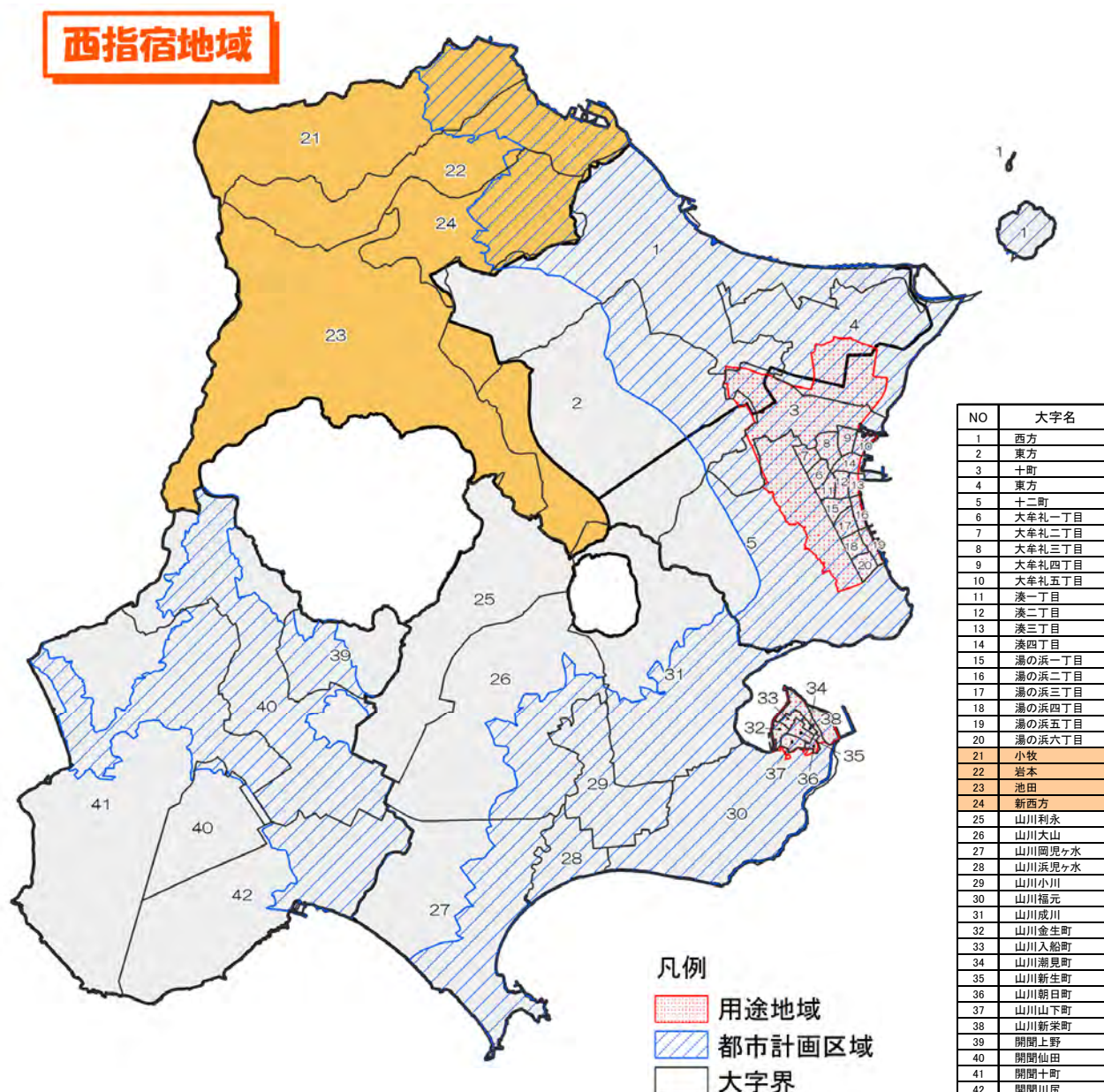


図 都市計画区域内土地利用現況

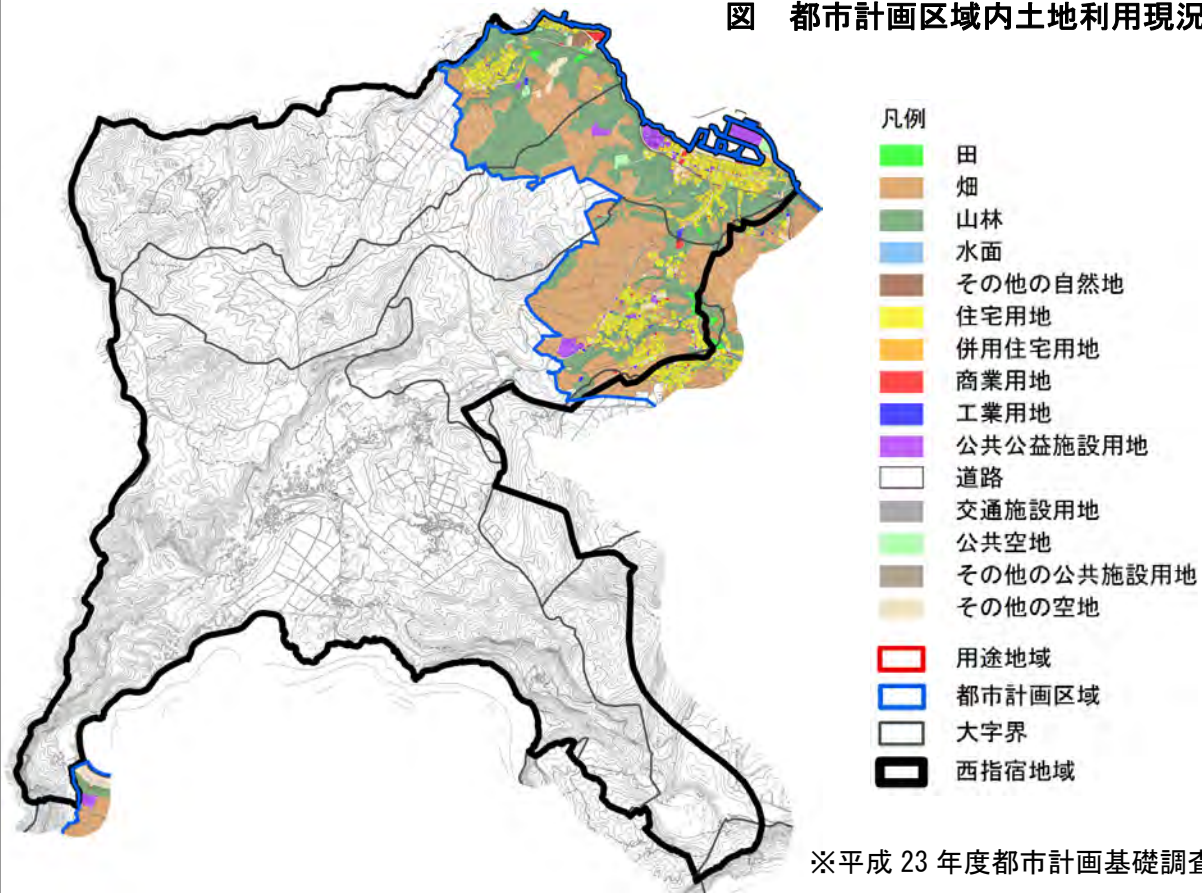


図 都市計画区域内新築状況・農地転用現況

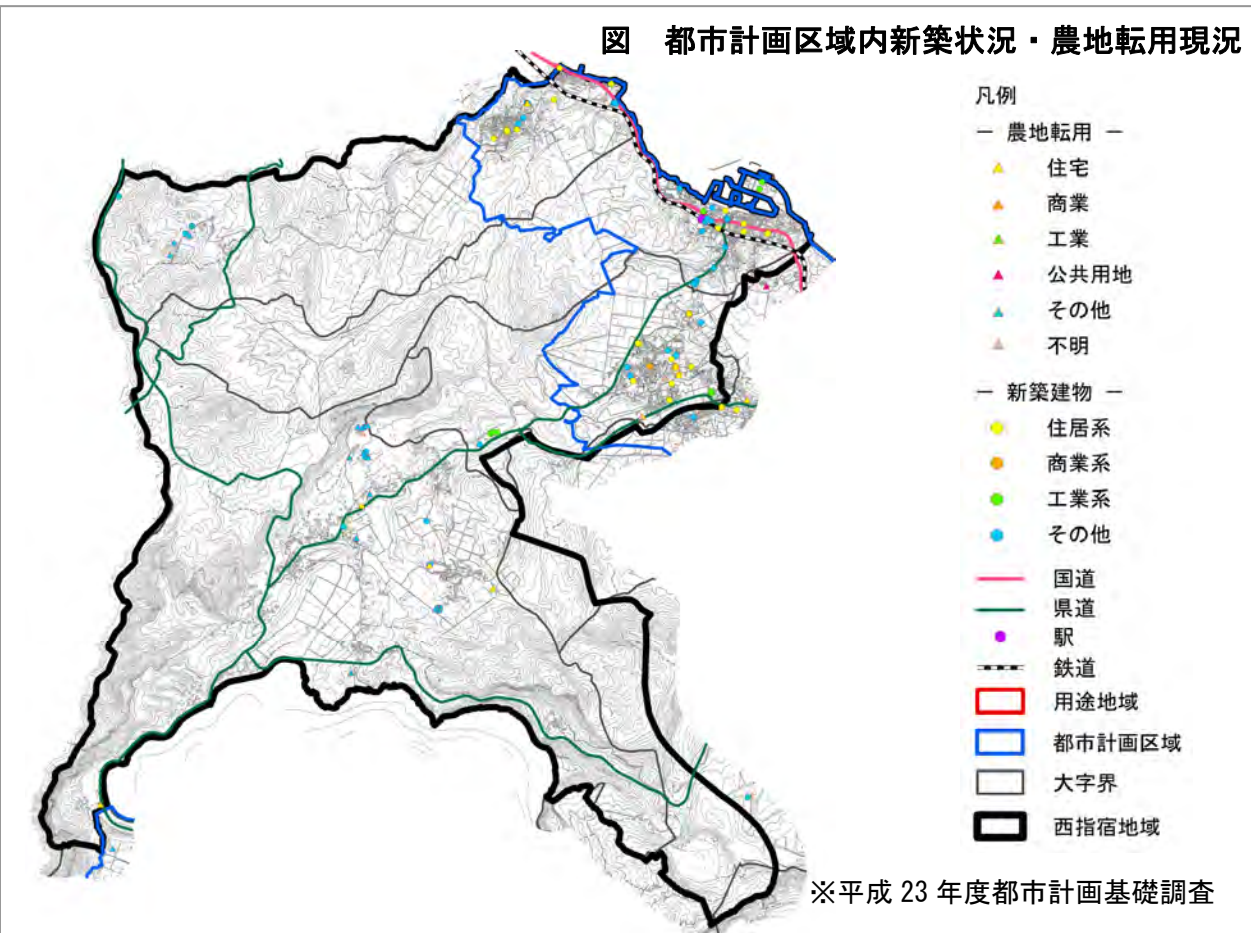


図 地域内人口分布

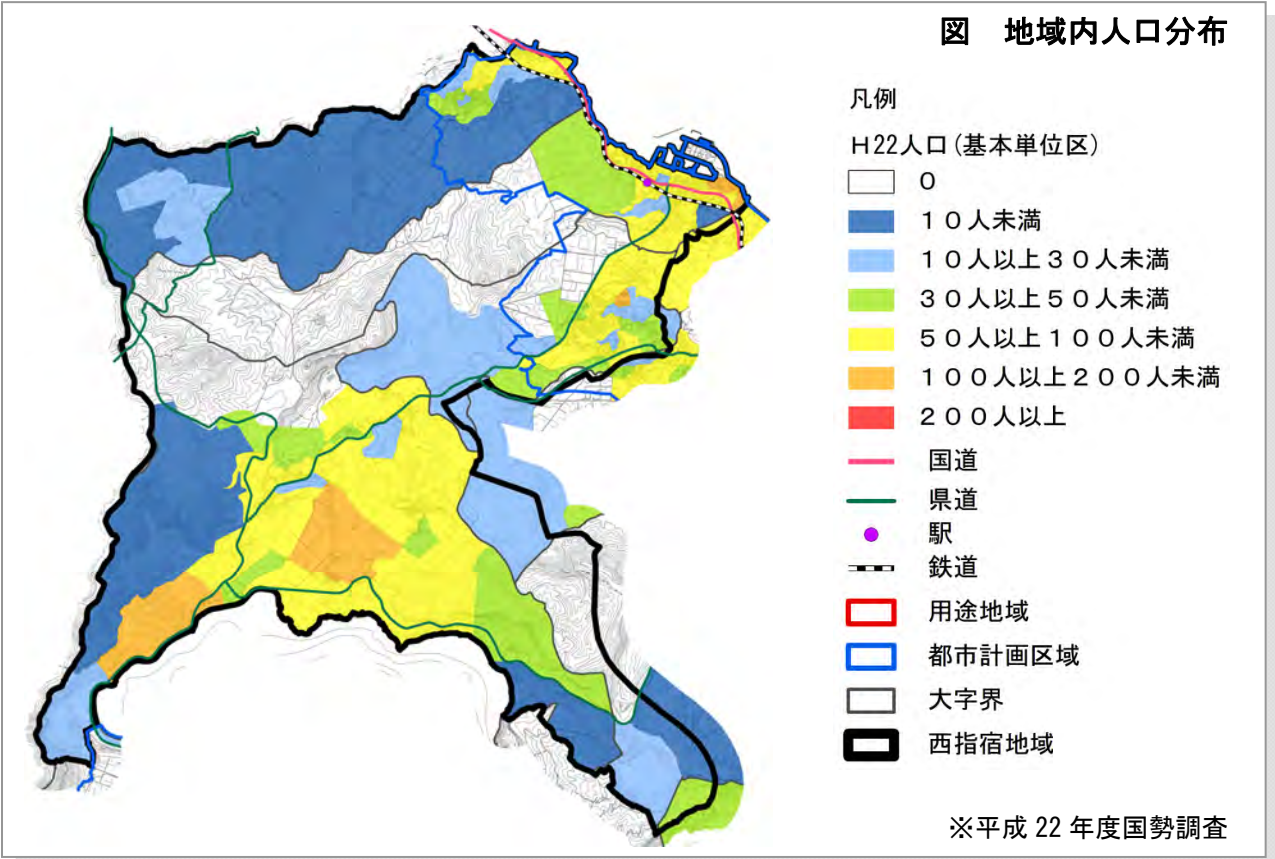
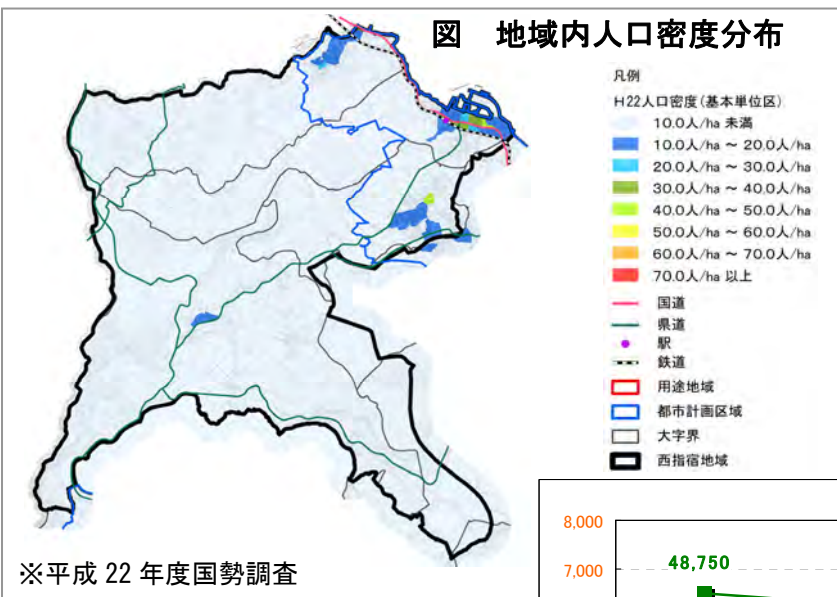


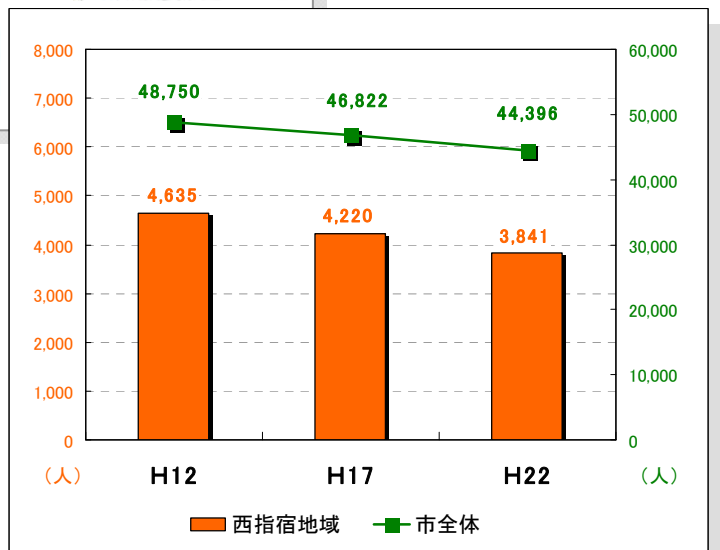
図 地域内人口密度分布



平成22年時点の西指宿地域の人口は3,841人となっており、本市の人口44,396人の約1割となっています。

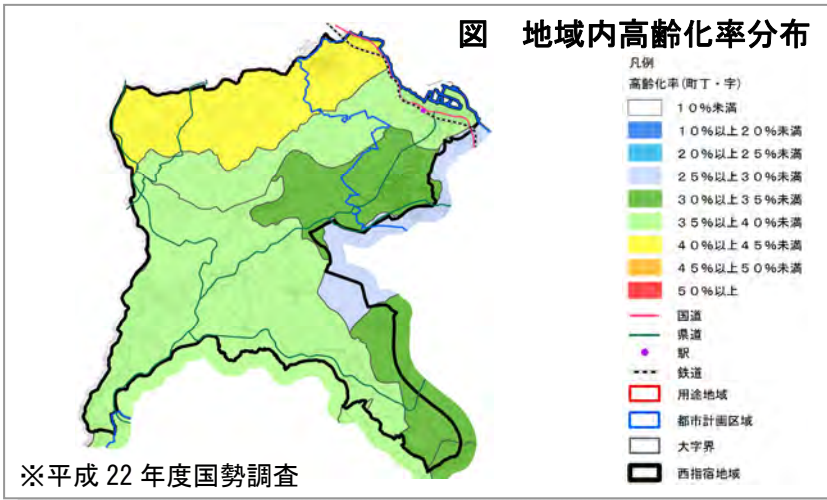
JR薩摩今和泉駅周辺で人口の集積が見られます。

図 人口推移



人口の推移を見ると、市全体が平成12年と比べ約9%減少しているのに対し、西指宿地域は約17%の減少となっています。このことから、西指宿地域は比較的人口減少が進行している地域と言えます。

図 地域内高齢化率分布

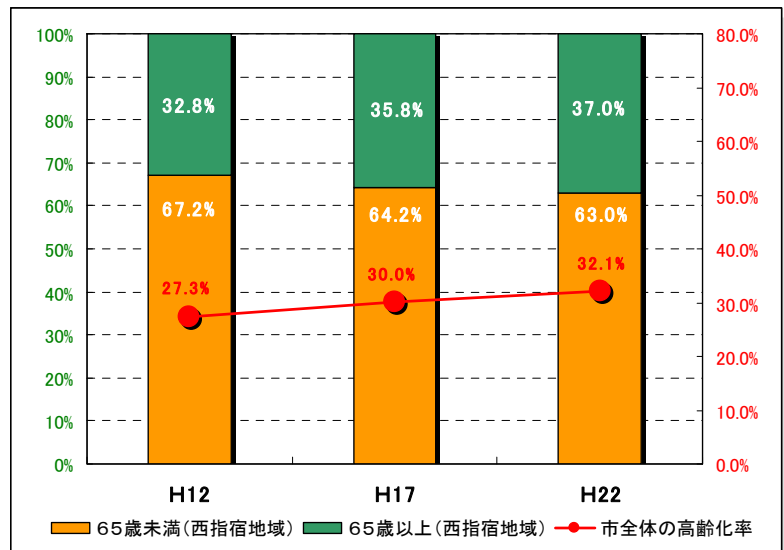


西指宿地域では、ほぼ地域全域で高齢化率が30%以上となっています。中でも小牧では高齢化率が40%以上となっており高齢化の進行が顕著です。

図 高齢化率の推移

高齢化率は市全体が約32%であるのに対し、西指宿地域は約37%となっており、約5%高くなっています。

平成12年からの推移を見ると、市全体と同じ増加率で高齢化が進んでいます。



■住民アンケートによる評価

住民アンケート結果を地域ごとに集計した結果、西指宿地域においては、消防・防災体制、ごみ処理・分別・リサイクル、高齢者福祉サービスについて満足の声が多い傾向にあります。また、鉄道・バスなどの公共交通の整備、商業・サービス業の振興については、若干の不満の声がみられる傾向にあります。

(2) 西指宿地域のまちづくり将来像と基本方針

①将来像

地域づくりの将来像（キャッチフレーズ）

いけてる 池輝う ひめてる 姫輝↑ とれてる 獲輝ひ
みんな いきてる 活輝!! 西指宿

池輝…池（池田湖）周辺が輝いている（観光地、史跡など）。

姫輝…可能性を秘めている。篤姫周辺（観光地、史跡）が輝いている。

獲輝…農産物（そらまめ、オクラなど）や海産物がよく獲れる。

活輝…地域が生き活きとしている。生きている（長寿）。



住民ワークショップの様子

②西指宿地域のまちづくり基本方針

3つのKからなる

3つの基本方針

観光 環境 景観

広大な農地と共生する緑豊かな農村集落の創出

地域内に広がる良好な自然環境と各集落農村が協調し、生産と生活が密着したまちを目指します。

篤姫ゆかりの地を中心とした新たな指宿の観光名所の創出

篤姫ゆかりの地や池田湖周辺の観光レジャー施設を生かし、生活・産業の交流活動に資するまちを目指します。

池田湖周辺の歴史・自然資源の保全・活用

池田湖周辺の歴史・自然資源など、雄大な景観をアピールしつつ、子供から若者、高齢者までが多様に交流できるまちを目指します。

(3) 地域整備方針

①土地利用（市街地整備、住宅、農地、商工業地）

- ・人口密度の比較的高いJR薩摩今和泉駅周辺では、生活利便施設や都市型住宅の充実を図り、生活利便性が高く、安全で安心な居住空間の形成に努めます。
- ・戸建ての住宅を中心とする住宅地については、低層住宅地としての保全を図るとともに、周辺の自然環境に配慮した身近な生活利便施設の誘導を図ります。
- ・各地区に点在する集落については、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図り、一定の生活利便性を確保することで、若者から高齢者まで多世代が住み続けることのできる、住環境の創出を図ります。
- ・地域内の農村集落間の連携を強化することで、消費者と生産者の信頼関係の向上を図り、地産地消※やグリーンツーリズムなど、農業・農村の発展を促進します。
- ・新西方から岩本東部、小牧東部にかけて広がる農地を活用し、農業の健全な発展と、豊かで住み良い農村の確立に努めます。
- ・池田湖北部などで盛んな農畜産業については、持続的発展を促進します。



地域内の農地



池田湖畔の農地

②都市施設（道路、公園、下水、河川、その他ごみ処理場、火葬場 等）

- ・本地域に多く存在する、狭あいな生活道路については、道路の拡幅や歩道・ガードレールの設置など、安全性の確保に努めるとともに、幹線道路の整備を推進します。
- ・道の駅いぶすき彩花菜館及び観音崎公園については、計画的な維持・管理に努めます。
- ・池田湖遊園地については、周辺の観光施設と一体となった、計画的な整備及び維持・管理に努めます。
- ・池田湖を周遊する遊歩道の整備を推進し、健康と観光の融合した歩行空間の創出を図ります。



道の駅いぶすき彩花菜館と観音崎公園

③その他（都市核の形成、都市景観形成、自然環境の保全・活用、都市防災 等）

- ・道の駅いぶすき彩花菜館と地元農業との連携を強化し、農家で採れる地域食材を活用することで地域経済の活性化を図ります。
- ・本地域には、篤姫ゆかりの地などの魅力的な観光地が存在しており、今後も引き続き周知・広報活動に努めます。
- ・篤姫ゆかりの地など、ポテンシャルのある魅力的な観光地と、池田湖周辺などの既存観光地との連携の強化を図り、周遊観光ルートの創出を促進します。
- ・今和泉漁港を中心に、漁業環境と一体となった海岸景色の維持・保全を図ります。
- ・本地域の南部に広がる池田湖周辺においては、交通の利便性を図り、地域と一体となった観光地としての周知・保全を推進します。
- ・岩本の集落内など、老朽化した木造建築が狭あい道路に沿って密集する地区においては、火災時の延焼のおそれや緊急車両の通行に支障の出るおそれがあるため、避難地・避難路などの計画的な整備とともに、建築物の不燃化・耐震化を促進します。



篤姫ゆかりの地



池田湖遊園地

図 西指宿地域の地域整備方針図



■土地利用

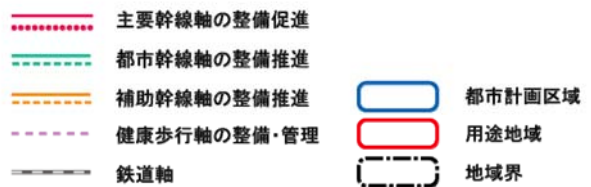
- 西① 生活利便性が高く安全で安心な居住空間の形成
- 西② 一定の生活利便性を確保した、緑豊かでゆとりある住宅地の形成
- 西③ 農畜産業の持続的発展

■都市施設

- 西① 生活道路の安全性の確保
- 西② 道の駅いぶすき彩花菜館の計画的な維持・管理
- 西③ 公園の計画的な整備及び維持・管理 [●都市公園 ●その他の公園]
- 西④ 池田湖を周遊する遊歩道の整備
- 西⑤ 国道の整備促進
- 西⑥ 市道の整備

■その他

- 西① 建築物の不燃化・耐震化、災害時の避難場所や避難路の整備
- 西② 篤姫ゆかりの地、池田湖の観光地の広報・周知
- 西③ 漁業環境と一体となった海岸風景の維持・保全



5 山川地域のまちづくり構想

(1) 地域の現況と課題

山川地域は本市の南東部に位置し、用途地域に指定されている地域の東部には、鯉節の加工工場や造船所などがあり、第二次産業の盛んな市街地を形成しています。山川小川には地熱発電所、地域南部には長崎鼻や竹山といった観光名所や良好な景観があり、また、地域全域に優良な農地が広がり、農業・漁業・工業が共存した地域です。

JR大山駅周辺では住居系の新築、山川成川の集落内では農地転用などの都市的活動が比較的多く行われており、市街化が進行していることが見受けられます。

図 山川地域位置図

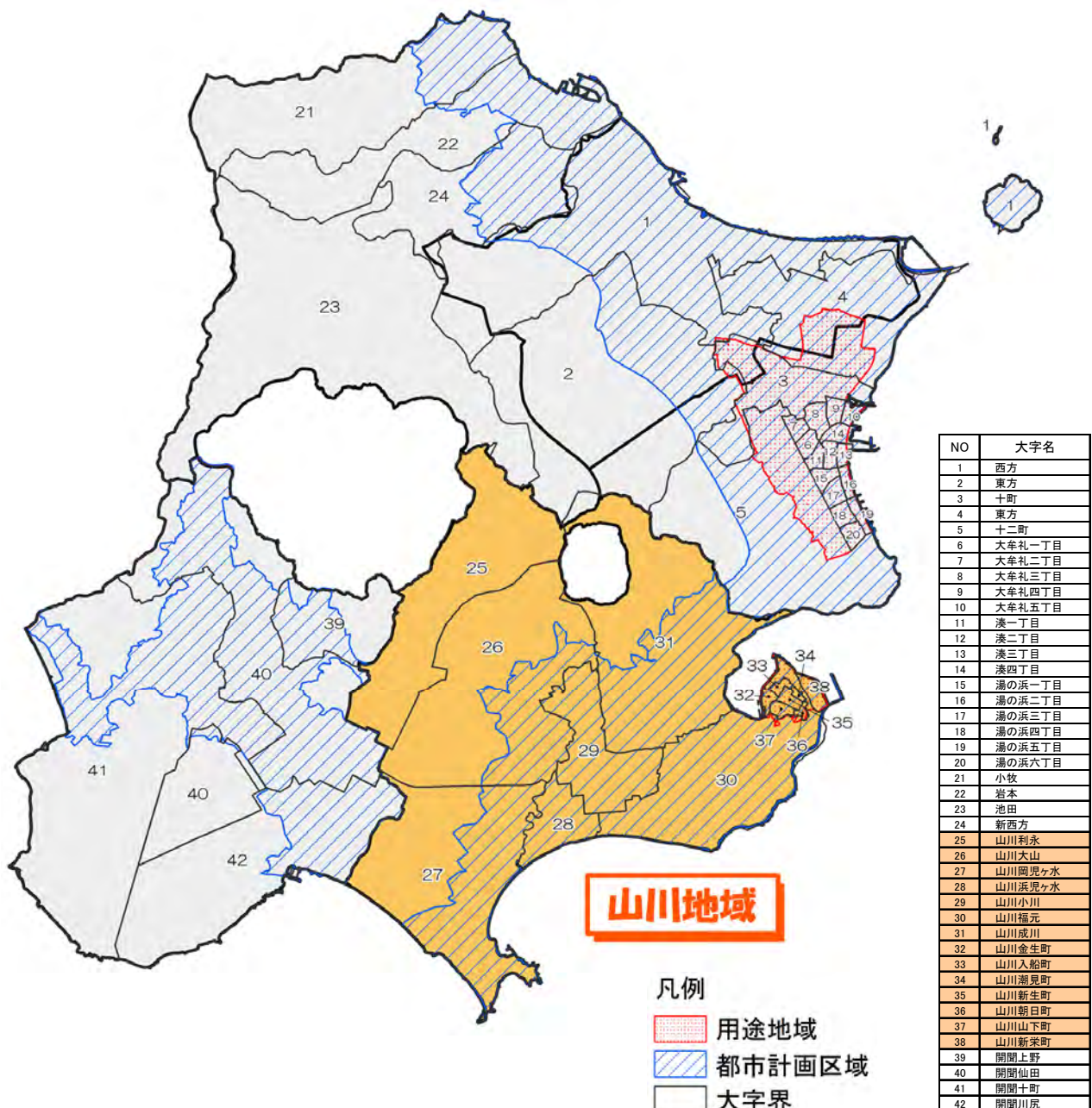


図 都市計画区域内土地利用現況

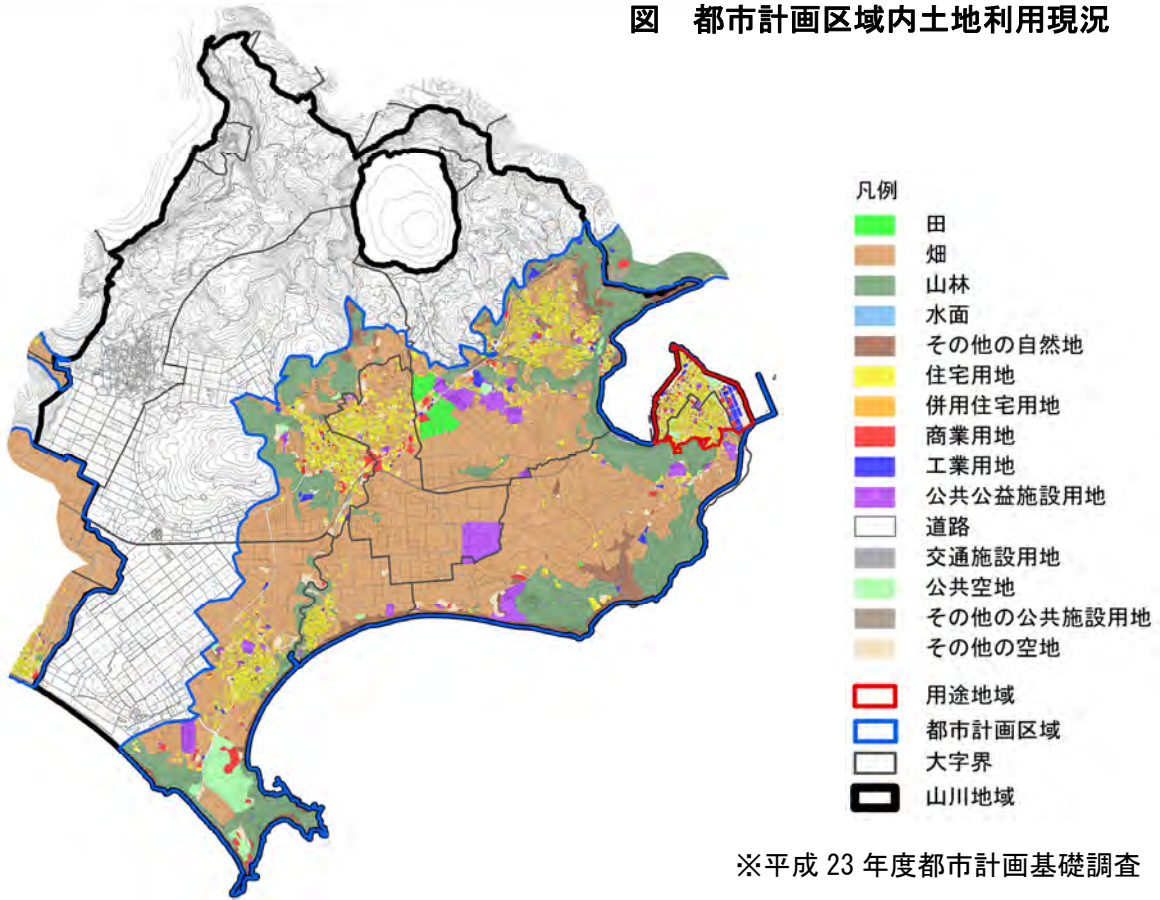
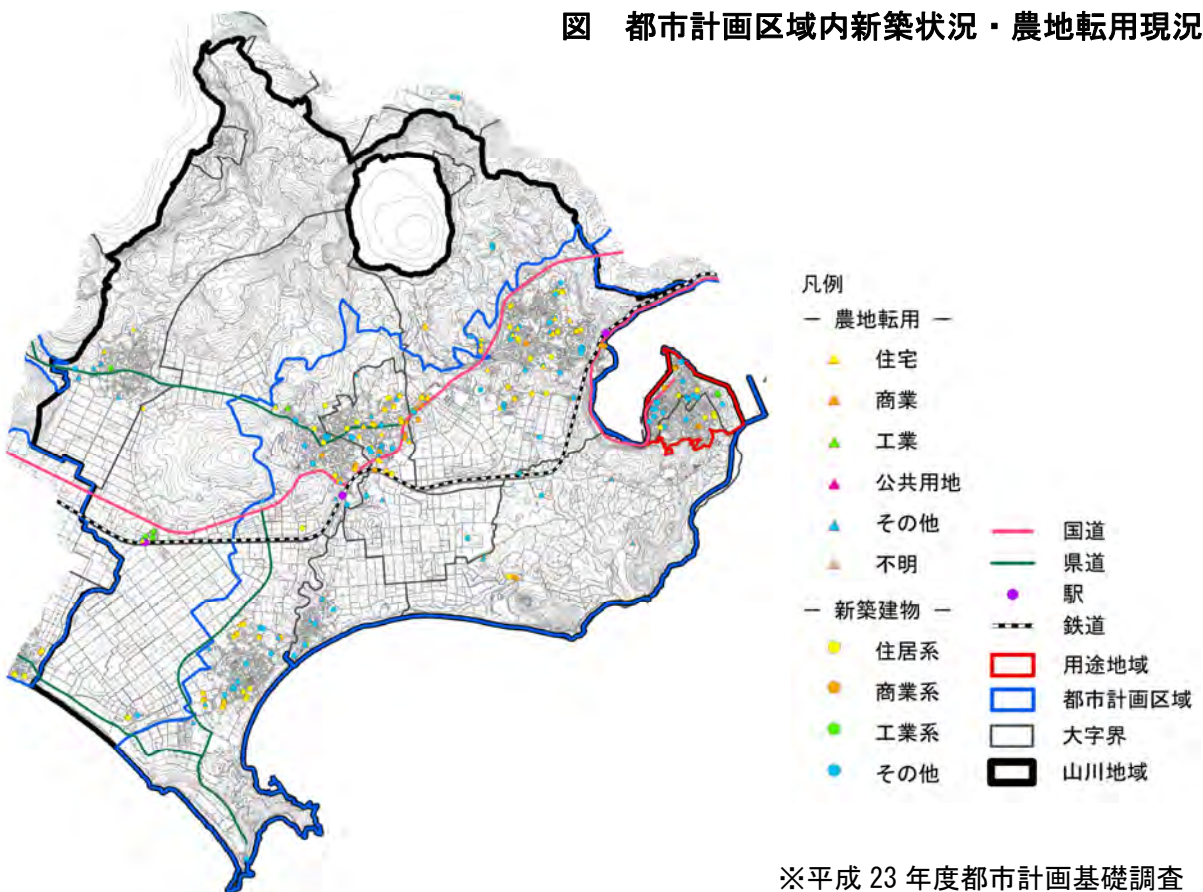
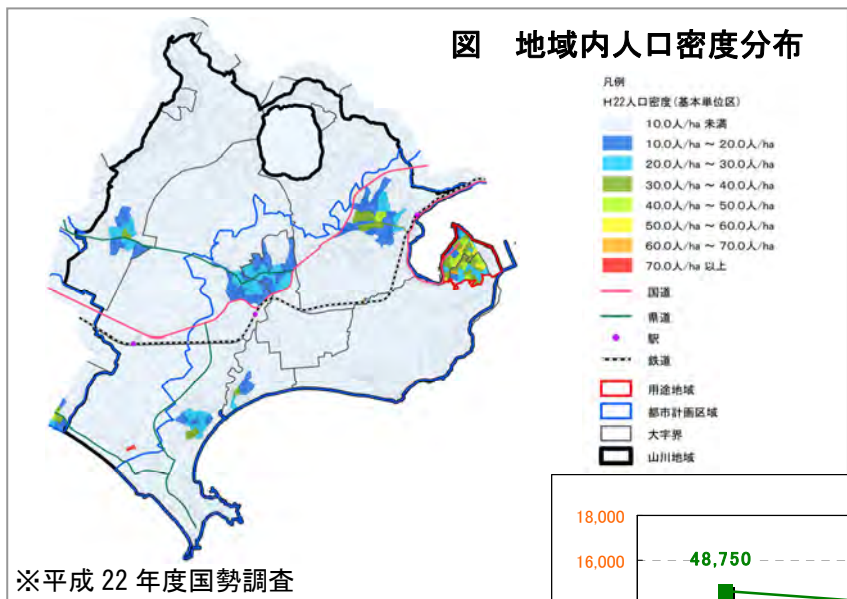
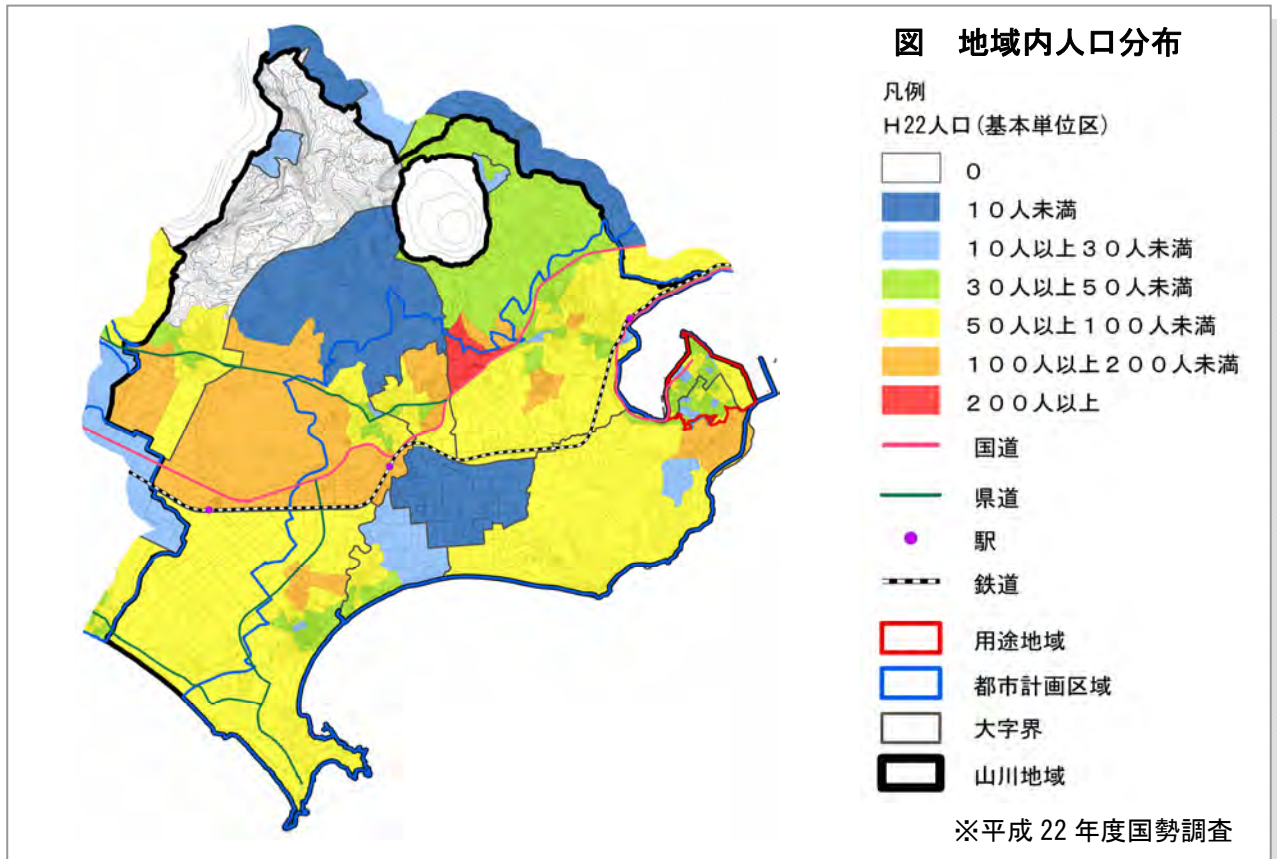


図 都市計画区域内新築状況・農地転用現況

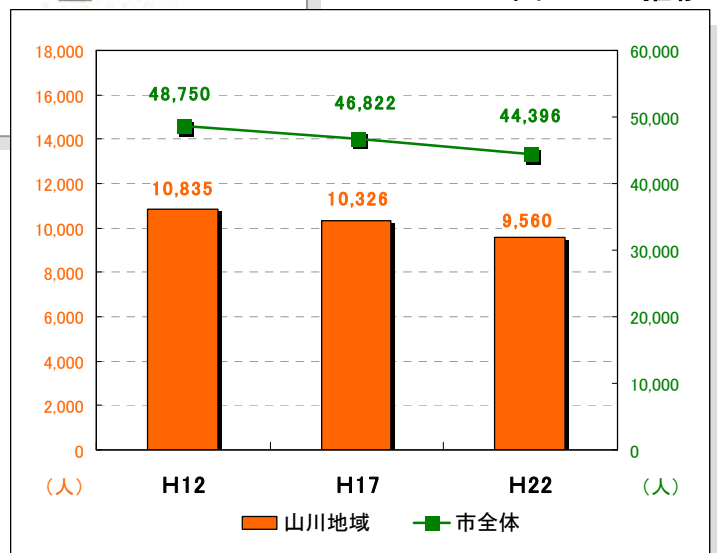




平成22年時点の山川地域の人口は9,560人となっており、本市の人口44,396人の約2割となっています。

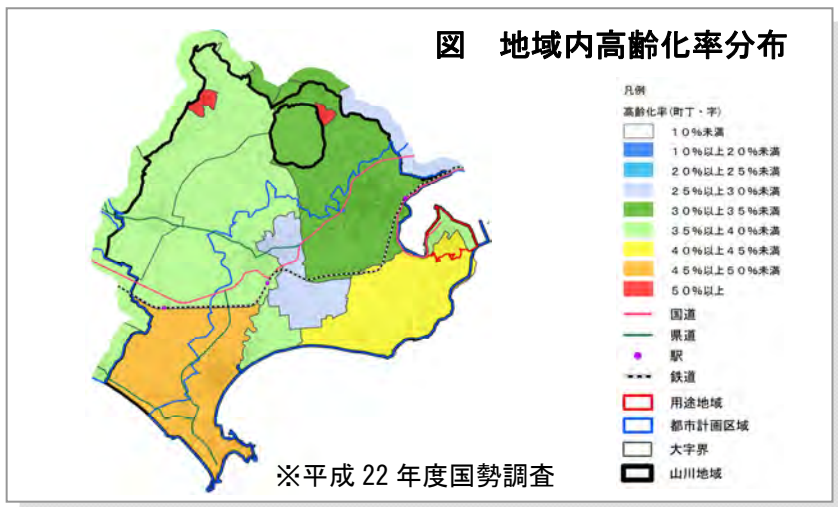
用途地域以外では、山川成川と山川大山の集落内で人口の集積が見られます。

図 人口推移



人口の推移を見ると、市全体が平成12年と比べ約9%減少しているのに対し、山川地域は約12%の減少となっています。このことから、山川地域は比較的人口減少が進行している地域と言えます。

図 地域内高齢化率分布

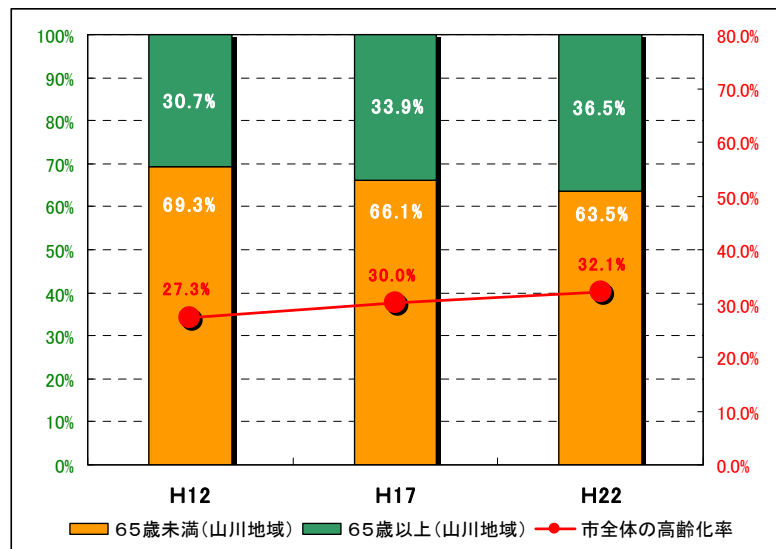


山川地域では、ほぼ地域全域で高齢化率が30%以上となっています。中でも山川福元、山川岡兎ヶ水、尾下、鰻では高齢化率が40%以上となっており、高齢化の進行が顕著です。

図 高齢化率の推移

高齢化率は市全体が約32%であるのに対し、山川地域は約37%となっており、約5%高くなっています。

平成12年からの推移を見ると、市全体と同じ増加率で高齢化が進んでいます。



■住民アンケートによる評価

住民アンケート結果を地域ごとに集計した結果、山川地域においては、消防・防災体制、ごみ処理・分別・リサイクル、高齢者福祉サービスについて満足の声が多い傾向にあります。また、鉄道・バスなどの公共交通の整備、商業・サービス業の振興については、不満の声が多い傾向にあります。

(2) 山川地域のまちづくり将来像と基本方針

①将来像

地域づくりの将来像（キャッチフレーズ）

ユ- ユ- シテキ
You・湯・自適なみなとまち
山川



住民ワークショップの様子

②山川地域のまちづくり基本方針

3つのKからなる

3つの基本方針

観光 環境 景観

山川漁港を中心とした農・漁・工が共存した魅力あふれる市街地の形成

用途地域内にある加工工場、漁港、造船所がそれぞれ調和し身近に生活利便施設が整い、多世代が安全・安心して住み続けることのできるまちを目指します。

長崎鼻・砂むし温泉・鰻温泉を周遊する観光ネットワークの創出

地域に点在する豊富な観光施設を生かし、生活・産業の交流活動の活性化に資するまちを目指します。

地熱発電を活用した環境意識の啓発

環境にやさしい地熱発電所を生かし、再生可能エネルギーなどに関する意識啓発の発信源となるとともに、環境・エネルギー政策を牽引するまちを目指します。

(3) 地域整備方針

①土地利用（市街地整備、住宅、農地、商工業地）

- ・山川用途地域内の工業地域においては、周辺の自然環境や居住環境に配慮し、既存の操業環境の維持に努めます。
- ・山川用途地域内においては、工場・商業施設と周辺の居住空間が調和した生活環境の維持に努めます。
- ・用途地域が無指定である地区においては、小規模開発による宅地化や市街化が進行しており、農地や自然環境と調和のとれた市街地形成を図るため、市街地の状況に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・本地域内の国道226号沿道、県道川尻浦山川線沿道に広がるまとまりある農地においては、比較的多くの農地転用が行われており、農業生産環境の維持を図るため、これらの農地の保全に努めます。



山川地域の市街地



用途白地区域

②都市施設（道路、公園、下水、河川、その他ごみ処理場、火葬場 等）

- ・産業・物流の更なる効率化を目指して、国道226号と国道269号を軸とした広域交通ネットワークの形成を図ります。
- ・本地域の市街地の骨格を形成する都市計画道路山下通線は未着手となっており、必要性を検討します。
- ・山川成川などの集落内においては、狭あい歩道やガードレールのない生活道路が多く、生活道路の安全性の確保に努めます。
- ・広域交通（鉄道・幹線道路）の利便性を高めるため、住宅地から鉄道駅や幹線道路に接続する生活道路のアクセス改善に努めます。
- ・広域的な公共交通のネットワーク性を高め、乗り継ぎ環境の強化を図ります。
- ・地域内のJR各駅周辺では、事業者との協働により、パークアンドライド、キスアンドライド*のための適切な駐車場・駐輪場整備を推進します。



JR山川駅

- ・道の駅山川港活お海道と地元の農業・漁業・工業間の連携を強化し、地域食材を活用することで地域経済の活性化を図ります。
- ・本地域は、成川公園や複数の農村公園など、レクリエーション空間には恵まれていることから、今後も引き続き、これらの公園の改善や適切な維持・管理に努めます。
- ・地域内の生活道路については、通行上の不便さ・危うさを指摘される箇所が多くなっているため、必要に応じて道路の拡幅、バリアフリー化、ガードレール・道路照明灯の設置などにより、改善を図ります。



集落内の道路



道の駅山川港活お海道

③その他（都市核の形成、都市景観形成、自然環境の保全・活用、都市防災 等）

- ・鯉節や徳光すいかなど地域の特産品については、生産環境の向上を促進します。
- ・本地域の長崎鼻や砂むし温泉、鰻温泉などの観光資源を有効に活用するため、周知活動の強化を推進します。
- ・本地域は、国内でも数少ない地熱発電所を有しており、この施設を有効に活用することで、環境意識の啓発を促進します。



鰻温泉

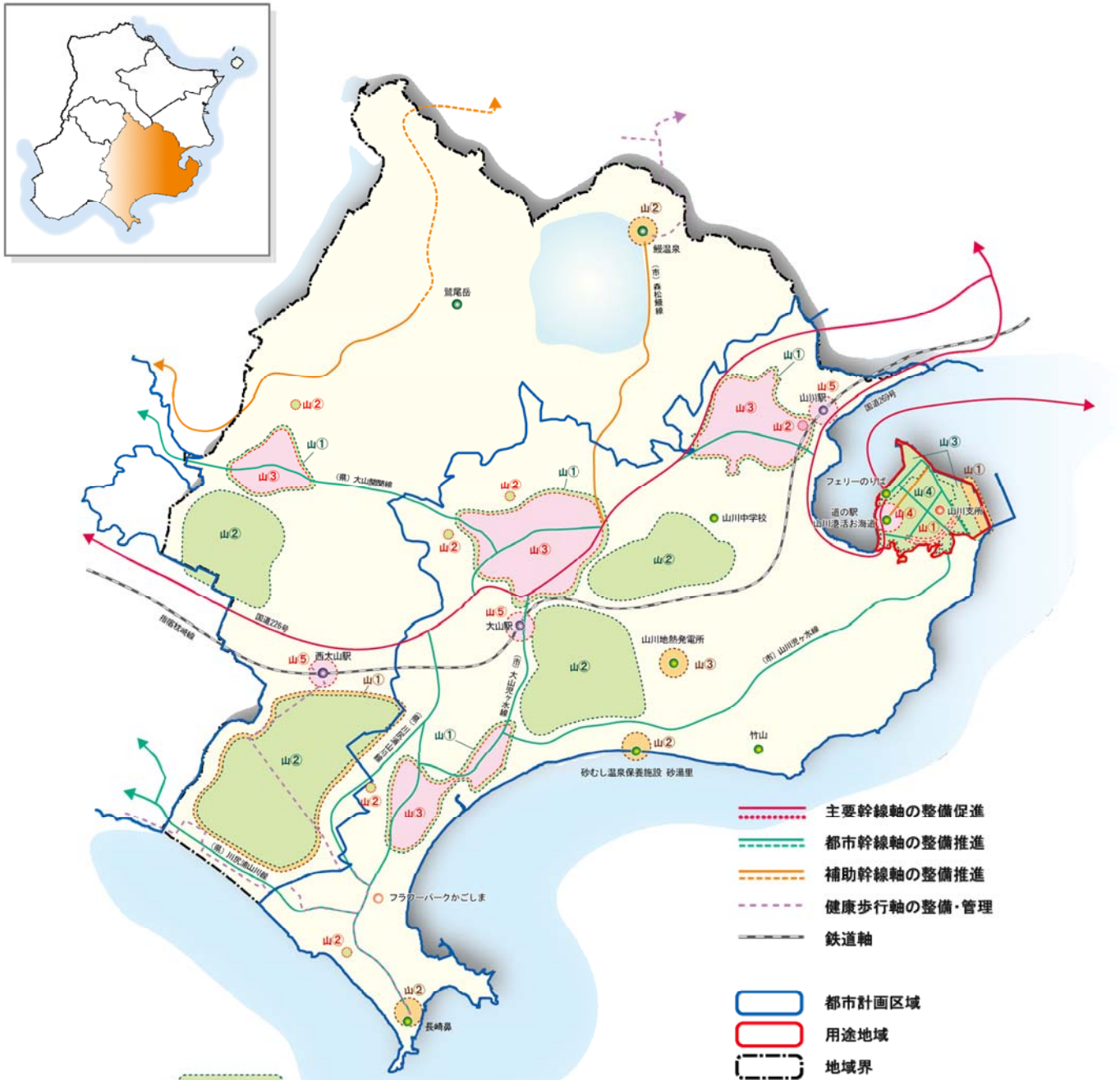


地熱発電所



畑の風景

図 山川地域の地域整備方針図



■土地利用

- 山① 適切な土地利用の規制・誘導による、農地や自然環境と調和のとれた市街地の形成
- 山② 国道226沿線、県道川尻浦山川線沿線のまとまりある農地の保全
- 山③ 周辺環境に配慮した工場の操業環境の維持
- 山④ 用途地域内の工場・商業施設と居住空間が調和した生活環境の維持

■都市施設

- 山① 未着手路線の必要性の再検討
- 山② 公園の適切な維持管理 [● 都市公園 ● その他の公園]
- 山③ 生活道路の安全性の確保
- 山④ 道の駅山川港活お海道と地元漁工業間の連携強化による地域経済の活性化
- 山⑤ 駅周辺：適切な駐車場・駐輪場整備等による乗り継ぎ環境の強化

■その他

- 山① かつお節や徳光すいかななどの地域の特産品の生産環境の向上
- 山② 長崎鼻、砂むし温泉保養施設砂湯里、鰻温泉などの観光資源の周知活動の強化
- 山③ 地熱発電所を活用した環境意識の啓発

6 開聞地域のまちづくり構想

(1) 地域の現況と課題

開聞地域は指宿市の南西部に位置し、地域の南部には日本百名山の一つにも数えられる、見事な円錐形の開聞岳、開聞岳麓にはかいもん山麓ふれあい公園、地域の北部には唐船峡などの集客施設があり、観光資源の豊富な地域です。

また、地域全体に優良な農地が広がっていることから農業の活性化が期待されます。

開聞仙田、国道226号と県道岩本開聞線との交差点周辺、JR入野駅周辺では住居系の新築が分布しており、地域全体で農地転用などの都市的活動が行われています。

図 開聞地域位置図

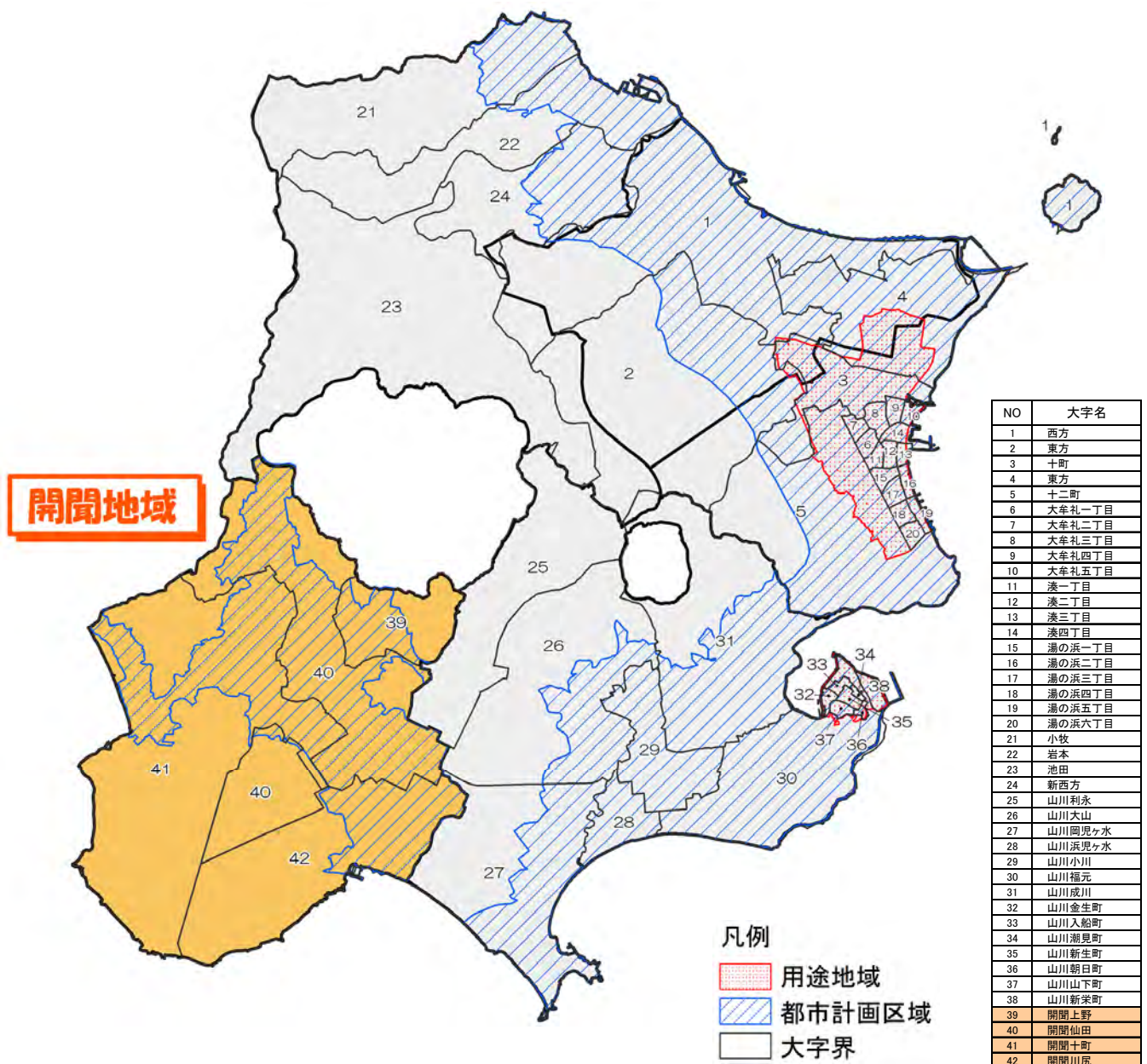


図 都市計画区域内土地利用現況

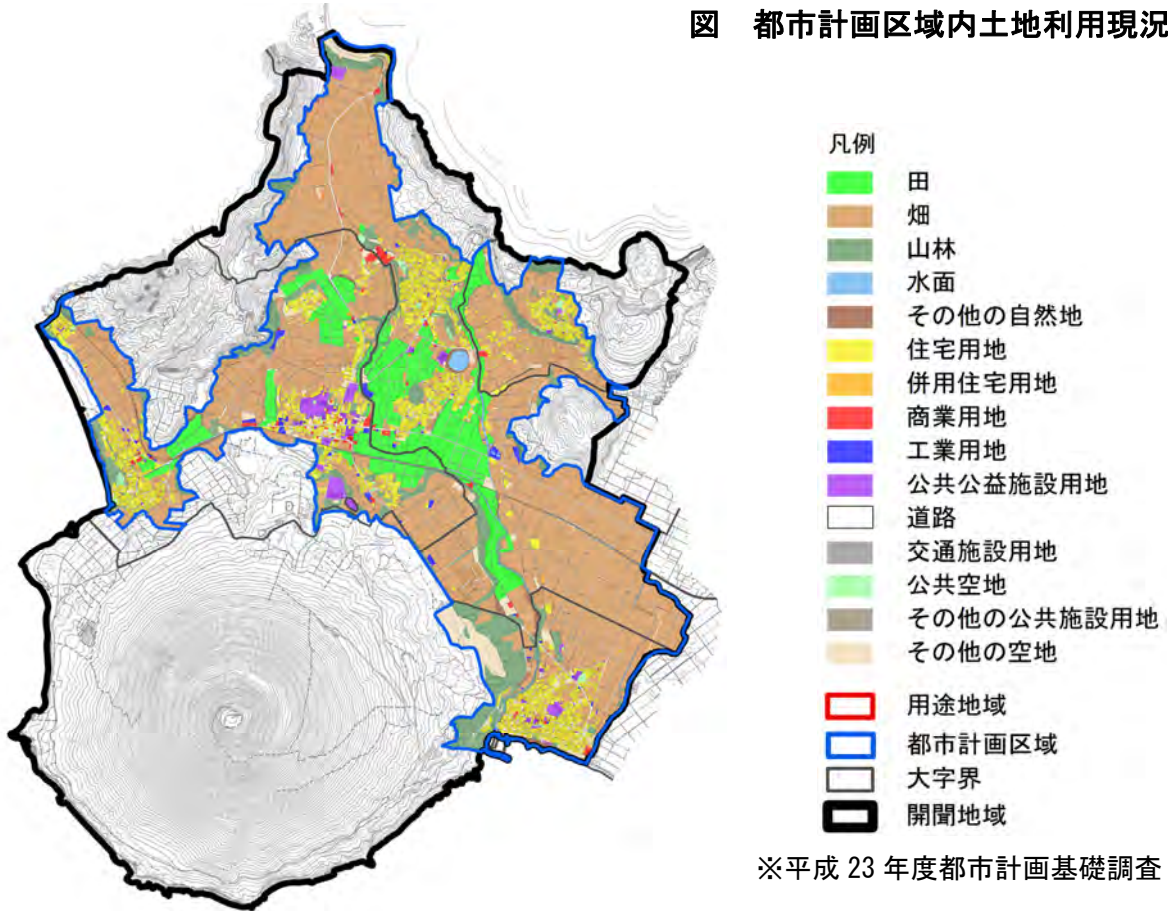
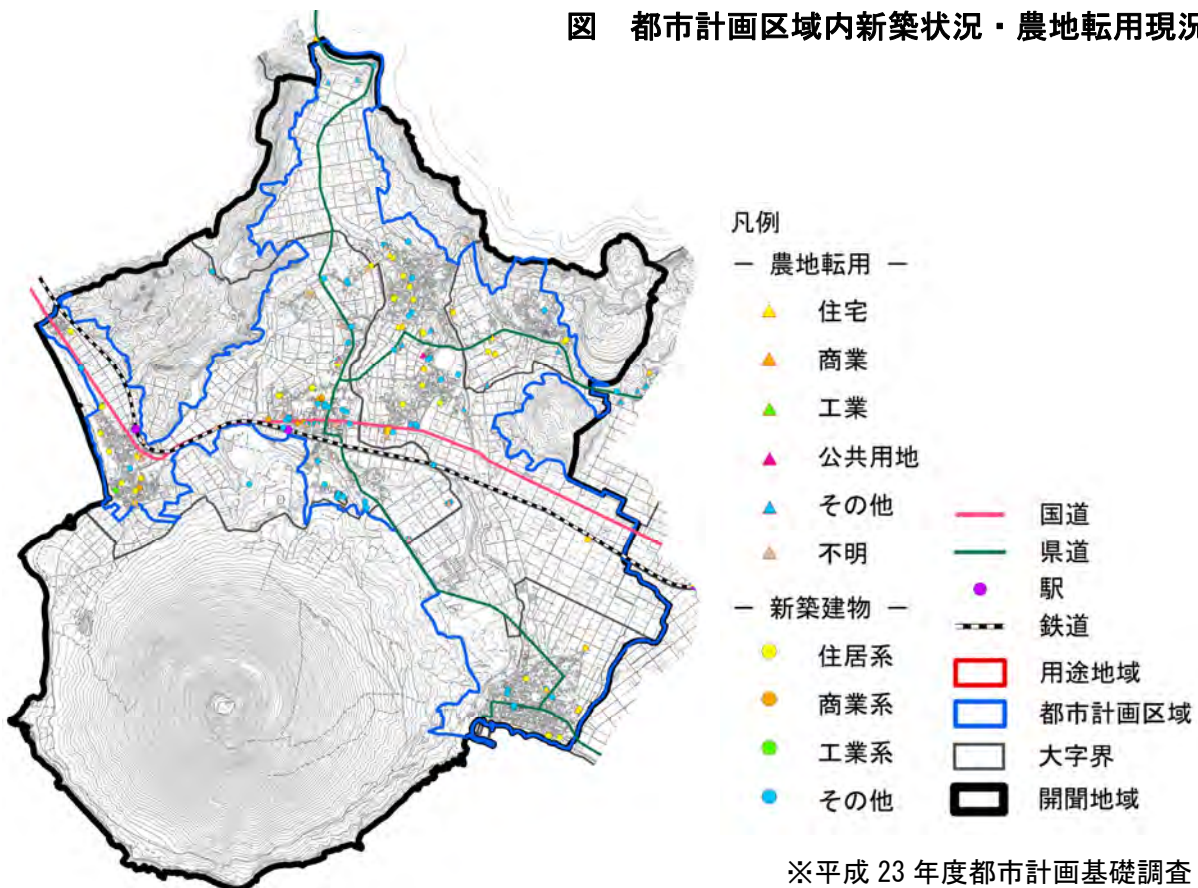
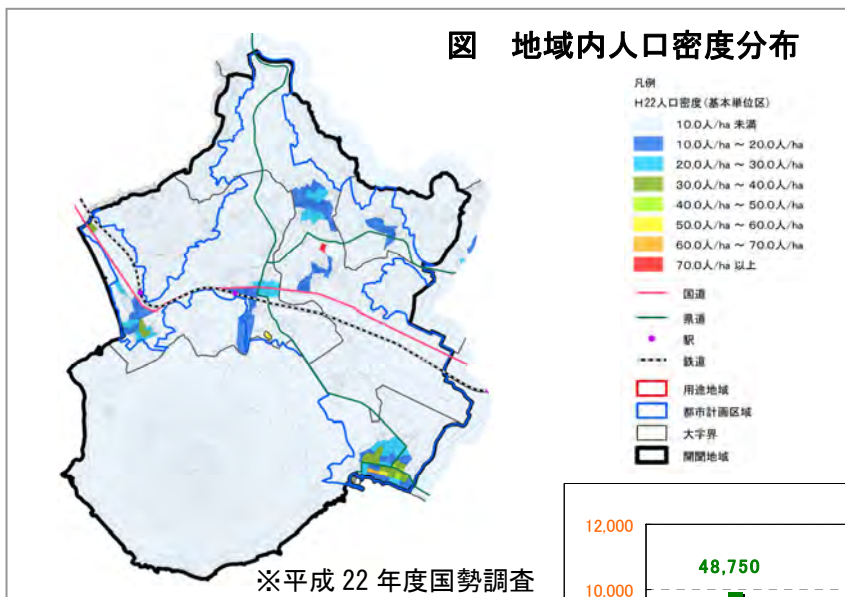
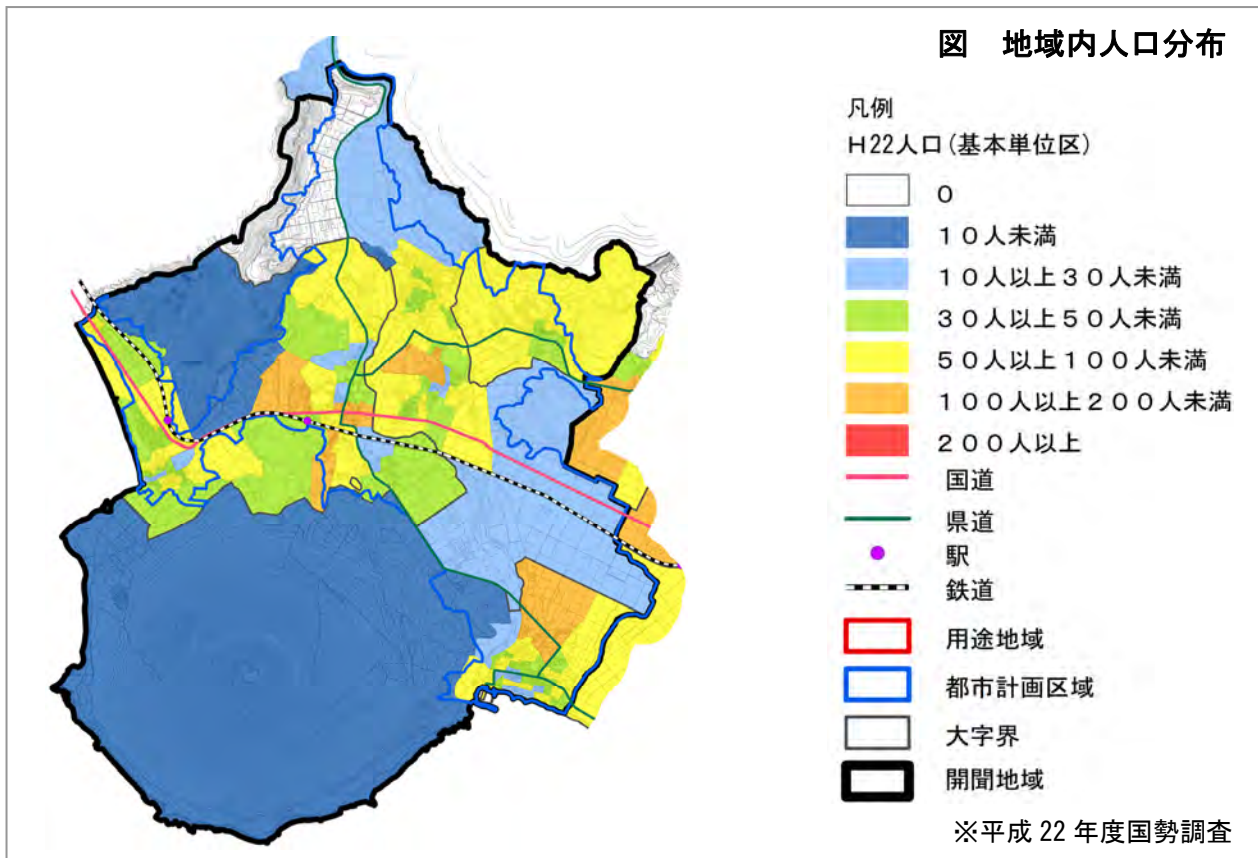


図 都市計画区域内新築状況・農地転用現況





平成22年時点の開闢地域の人口は6,252人となっており、本市の人口44,396人の約1.5割となっています。

開闢仙田、開闢川尻、国道226号と県道岩本開闢線の交差部で人口の集積が見られます。

人口の推移を見ると、市全体が平成12年と比べ約9%減少しているのに対し、開闢地域は約14%の減少となっています。このことから、開闢地域は比較的人口減少が進行している地域と言えます。

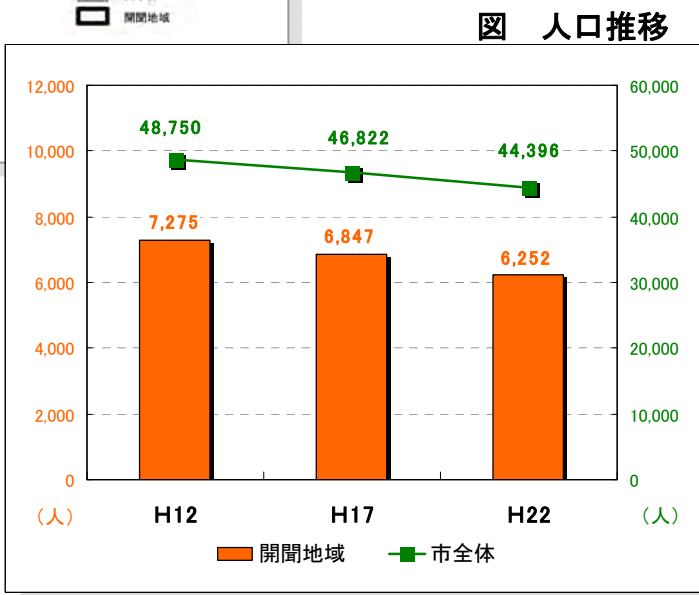
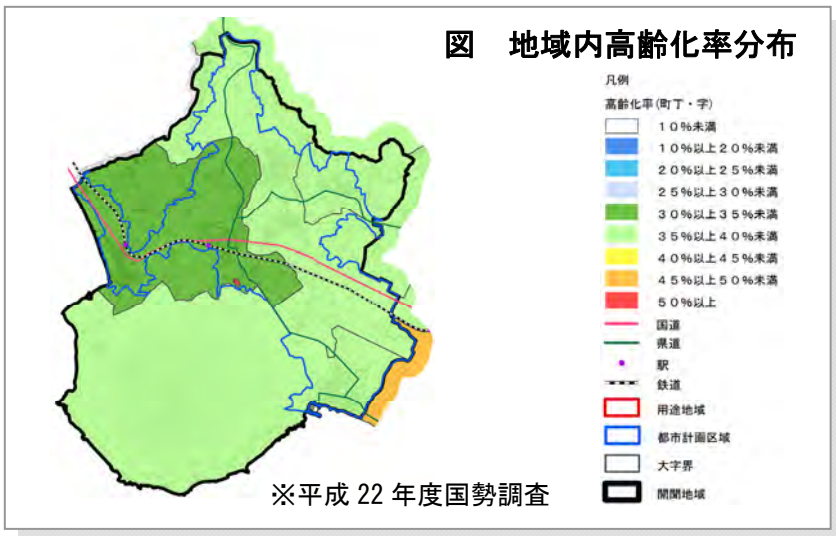


図 地域内高齢化率分布

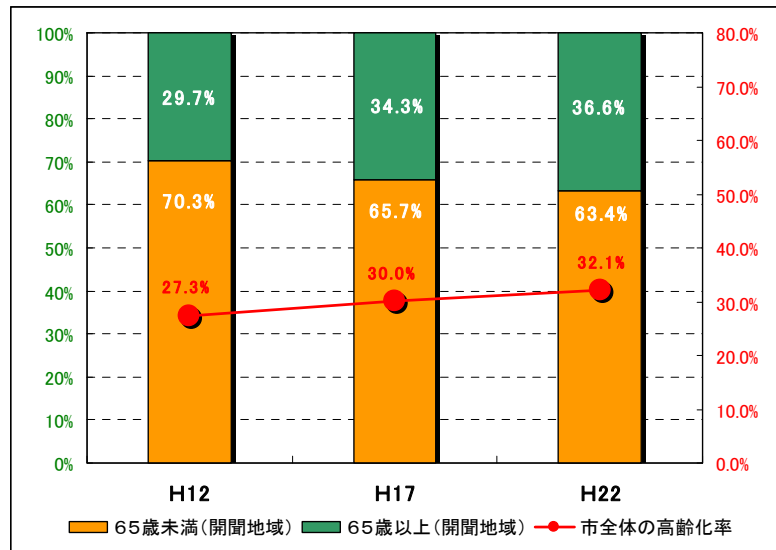


開聞地域では、突出して高齢化が進行している地区はありませんが、地域全域で高齢化率が30%以上となっています。

図 高齢化率の推移

高齢化率は市全体が約32%であるのに対し、開聞地域は約37%となっており、約5%高くなっています。

平成12年からの推移を見ると、市全体と同じ増加率で高齢化が進んでいます。



■住民アンケートによる評価

住民アンケート結果を地域ごとに集計した結果、開聞地域においては、消防・防災体制、ごみ処理・分別・リサイクル、小中学校の教育環境について満足の声が多い傾向にあります。また、鉄道・バスなどの公共交通の整備、商業・サービス業の振興については、不満の声が多い傾向にあります。

(2) 開聞地域のまちづくり将来像と基本方針

①将来像

地域づくりの将来像（キャッチフレーズ）

開聞岳と歴史の懷で
ゆっくり流れる 時の中を
老いも若きも いきいき暮らす
花いっぱい街 かいもん



住民ワークショップの様子

②開聞地域のまちづくり基本方針

3つのKからなる

3つの基本方針

観光 環境 景観

各集落を中心とした人と人のつながりの強い居住空間の創出

地域の絆やつながりを大切にし、優良農地と住宅地が共生した落ち着いたある居住空間のあるまちを目指します。

地域に広がる農地を生かした産業の促進

地域に広がる優良農地を生かし、開聞地域の基幹産業である農業の推進により、活力あるまちを目指します。

開聞岳などの雄大な自然環境の保全と活用

開聞岳などの雄大な自然環境を生かし、自然の恵みや楽しさを実感でき、自然と生活が調和した潤いのあるまちを目指します。

(3) 地域整備方針

①土地利用（市街地整備、住宅、農地、商工業地）

- ・人口の集積がみられる開聞川尻の東部においては、適正な土地利用を誘導し、住民がこれからも長く住み続けたいと思えるような住環境の創出に努めます。
- ・本地域においては高齢化の進行に対応するため、若者から高齢者まで多世代が住み続けることのできる、快適な住環境の創出に努めます。
- ・本地域内の各集落地においては、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図るとともに、一定の生活利便性の確保に努めます。
- ・本地域においては、地域全体にまとまりある農地が広がっており、農業生産環境の維持を図るため、これらの農地の保全に努めます。
- ・本地域においては、商業店舗の集積が低いため、地域の日常生活を支える魅力ある商業機能の強化を図ります。
- ・地域拠点である開聞支所周辺においては、適切な土地利用の規制・誘導、低未利用地の有効活用などにより、都市機能の強化を図ります。



開聞支所



開聞十町交差点

②都市施設（道路、公園、下水、河川、その他ごみ処理場、火葬場 等）

- ・本地域内の各集落地においては、狭あいや歩道やガードレールのない生活道路が多いことから、生活道路の安全性の確保に努めます。
- ・生活の利便性や産業活力の維持向上を図るため、道路ネットワークの充実を図ります。
- ・開聞岳を一周する市道開聞岳一周線の整備を推進します。



県道川尻浦山川線



畑の風景

③その他（都市核の形成、都市景観形成、自然環境の保全・活用、都市防災 等）

- ・地域の特色である住民間の強いつながりを生かし、地域コミュニティを前面に出したまちづくりを推進します。
- ・市内の多くの場所から望むことのできる開聞岳や初春の菜の花は本市の原風景とも言えます。また、開聞十町や開聞仙田に広がる里山の風景は、懐かしいふるさと感じさせる魅力的な景観要素であり、これらの維持・保全に努めます。
- ・本地域に存在する優良農地、森林などについては、地域住民にやすらぎを与える資源として保全するとともに、教育やレクリエーションの場などでの活用を推進します。
- ・開聞岳や池田湖など、良好な自然環境の保全を図るとともに、地域住民や団体との協働により、これらの自然環境を生かした活動を促進します。
- ・枚間神社などの歴史・文化資源については、これらの地域資源自体を維持・保全するとともに、地域資源と調和した街並み環境の創出を図ることで、地域の魅力向上に努めます。
- ・本地域は開聞岳や枚間神社などの魅力ある自然文化資源、歴史資源を有していますが、アクセス道路の整備や周辺の修景整備が不十分であるため、これらの地域資源と調和した環境の改善・創出を図ります。



枚間神社



唐船峡

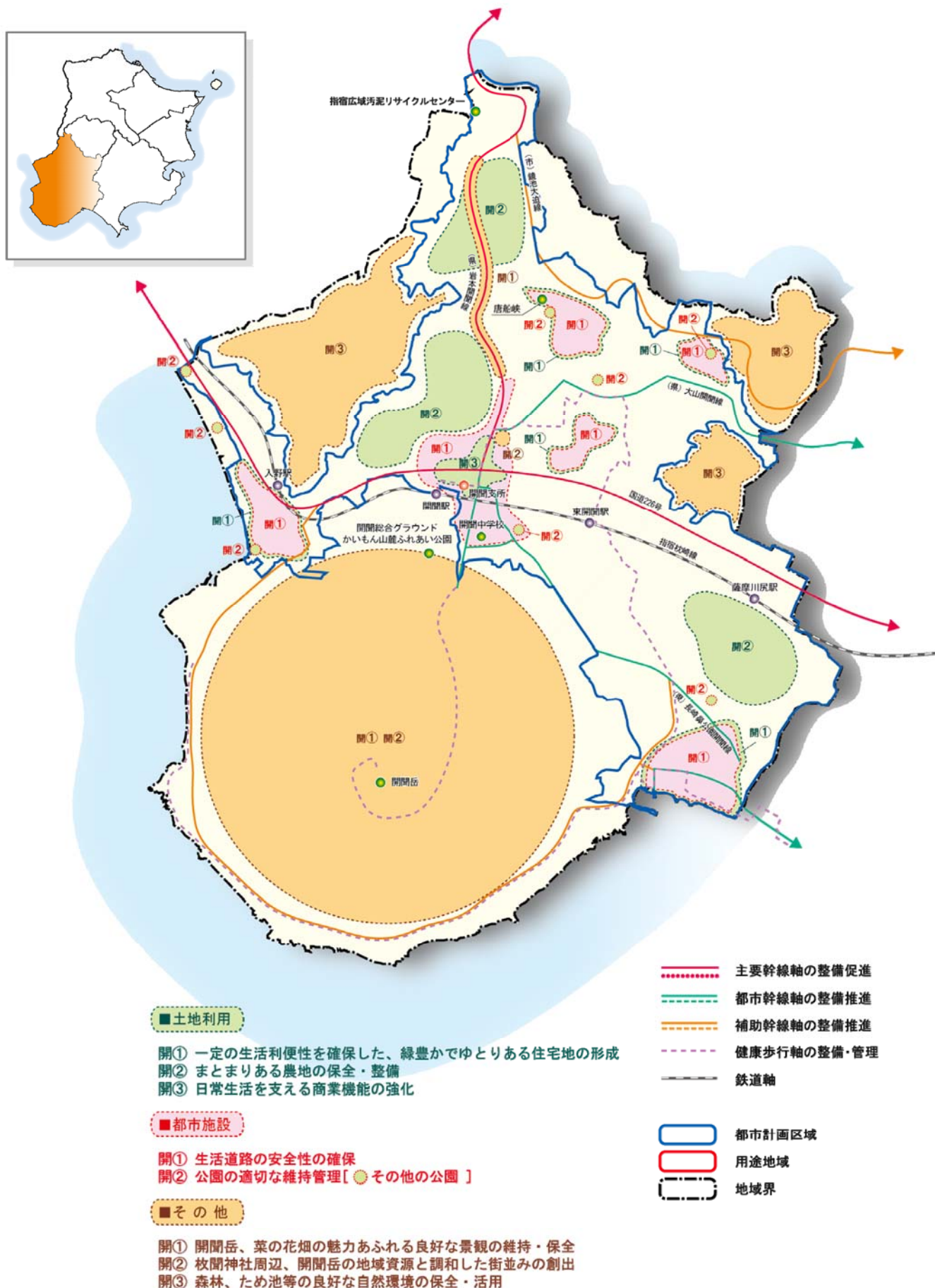


花瀬望比公園



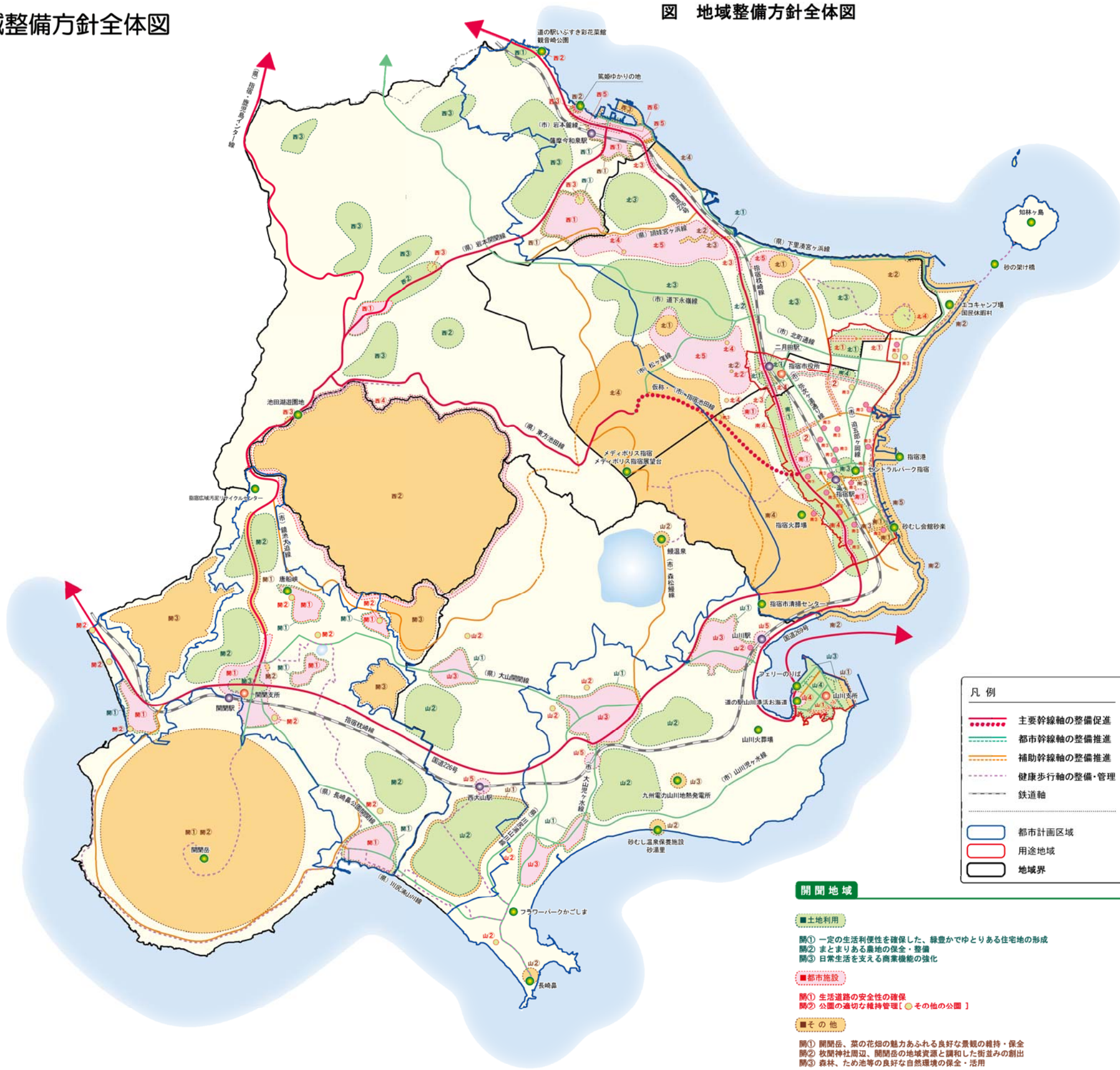
開聞岳を望む原風景

図 開聞地域の地域整備方針図



7 地域整備方針全体図

図 地域整備方針全体図



- 北指宿地域**
- 土地利用
 北① 土地利用の適正な誘導、低未利用地の有効活用の促進
 北② 沿道商業施設等の適正配置、緑地の居住空間の創出
 北③ 農業生産環境の保全
- 都市施設
 北① 都市計画道路の適切な整備促進
 北② 駅前広場の整備促進
 北③ 国道の整備促進
 北④ 利用促進に向けた機能拡充 [● 都市公園 ● その他の公園]
 北⑤ 生活道路の安全性の確保
- その他
 北① 木造建築密集地域の都市災害に強いまちづくり
 北② 地域資源の環境整備
 北③ 河川環境の保全
 北④ 土砂災害の危険性の周知、砂防事業の推進
- 南指宿地域**
- 土地利用
 南① 都市型の居住空間の形成
 南② 指宿市の玄関口にふさわしい景観の形成
 南③ 都市機能の集積の促進
 南④ 東方地区の未利用地の有効利用の方策の検討
- 都市施設
 南① 生活道路の安全性の確保
 南② 都市計画道路の整備促進
 南③ 公園の施設改善、適切な維持管理 [● 都市公園 ● その他の公園]
 南④ 国道の整備促進
- その他
 南① 砂むしを中心とした観光地としての都市景観の形成
 南② 良好な自然景観の保全
 南③ 河川環境の保全
 南④ 土石流災害の危険性の周知、砂防事業の推進
 南⑤ 防災機能の強化、魅力ある海浜空間としての整備
- 西指宿地域**
- 土地利用
 西① 生活利便性が高く安全で安心な居住空間の形成
 西② 一定の生活利便性を確保した、緑豊かでゆとりある住宅地の形成
 西③ 農畜産業の持続的発展
- 都市施設
 西① 生活道路の安全性の確保
 西② 道の駅いぶすき彩花館の計画的な維持・管理
 西③ 公園の計画的な整備及び維持・管理 [● 都市公園 ● その他の公園]
 西④ 池田湖を周遊する遊歩道の整備
 西⑤ 国道の整備促進
 西⑥ 市道の整備
- その他
 西① 建築物の不燃化・耐震化、災害時の避難場所や避難路の整備
 西② 瓦葺かりの地、池田湖の観光地の広報・周知
 西③ 漁業環境と一体となった海岸風景の維持・保全
- 山川地域**
- 土地利用
 山① 適切な土地利用の規制・誘導による、農地や自然環境と調和のとれた市街地の形成
 山② 国道226沿線、県道川尻満山川線沿線のまとまりある農地の保全
 山③ 周辺環境に配慮した工場の換気環境の維持
 山④ 用途地域内の工場・商業施設と居住空間が調和した生活環境の維持
- 都市施設
 山① 未着手路線の必要性の再検討
 山② 公園の適切な維持管理 [● 都市公園 ● その他の公園]
 山③ 生活道路の安全性の確保
 山④ 道の駅山川港活お海道と地元漁工業間の連携強化による地域経済の活性化
 山⑤ 駅周辺：適切な駐車場・駐輪場整備等による乗り継ぎ環境の強化
- その他
 山① かつお節や徳光すいかなどの地域の特産品の生産環境の向上
 山② 長崎島、砂むし温泉保養施設砂湯里、緑温泉などの観光資源の周知活動の強化
 山③ 地熱発電所を活用した環境意識の啓発
- 開聞地域**
- 土地利用
 開① 一定の生活利便性を確保した、緑豊かでゆとりある住宅地の形成
 開② まとまりある農地の保全・整備
 開③ 日常生活を支える商業機能の強化
- 都市施設
 開① 生活道路の安全性の確保
 開② 公園の適切な維持管理 [● その他の公園]
- その他
 開① 開聞岳、葉の花畑の魅力あふれる良好な景観の維持・保全
 開② 秋間神社周辺、開聞岳の地域資源と調和した街並みの創出
 開③ 森林、ため池等の良好な自然環境の保全・活用
- 凡例**
- 主要幹線軸の整備促進
 - 都市幹線軸の整備促進
 - 補助幹線軸の整備促進
 - 健康歩行軸の整備・管理
 - 鉄道軸
 - 都市計画区域
 - 用途地域
 - 地域界

第6章 実現のための施策

1 実現するための手法

(1) 都市計画事業を活用した手法の検討

① 一体性ある都市づくりに向けた都市計画区域の検討

都市計画区域の指定は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することで、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を進めるために行うものです。

一体性ある都市圏の枠組みにふさわしい都市計画区域のあり方について、人口、通勤通学状況などの社会動向、土地・建物状況、接道状況などを踏まえ、指定の必要性・効果を検討します。

② 地域地区などの見直しの検討

近年、用途地域の指定のない区域において、市街化が進行している地区があるため、都市計画マスタープランで定めた将来都市構造や土地利用の方針に基づき、用途地域の見直しを検討します。また、用途地域の指定区域においても、土地利用の方針に沿った地域地区の見直しを検討します。

表 見直しの方向性

想定される状況	見直しの方向性
○商業系・工業系用途地域であるが、低層住居として利用すべき地区	⇒住居系用途地域に変更、又は高度地区指定によって高さ規制の導入を検討
○商業系・工業系用途地域であるが、大規模集客施設の抑制を図るべき地区	⇒特別用途地区の指定を検討
○用途地域外で市街化が進んでいる地区	⇒都市基盤、農業関連基盤の整備状況などを考慮して用途地域の指定を検討
○保全すべき丘陵地など	⇒緑地保全地域や風致地区の指定を検討

③ 都市施設の見直しの検討

都市施設とは、道路、公園、下水道など、都市での生活や都市機能の維持に必要な施設のことをいいますが、近年の社会経済状況の変化や現在の都市構造との不一致などにより、その役割や必要性に変化が生じつつある施設もあります。

そのため、実現化の見込みの少ない道路や必要性が低くなってきた施設について、周辺の現状や代替機能の有無などについて、適時見直しを検討します。また、老朽化した施設などについてもストックマネジメントを行うことで、適正な維持・管理に努めます。

④地区計画等の活用の検討

■地区計画

地区計画は、都市計画法の地域地区のひとつで、住民の生活に身近な「地区」を単位に、道路・公園などの施設（地区施設）の配置や建築物の形態・用途・敷地などに関する事項について指定することで、地区ごとのまちづくりを進める手法のひとつです。

地区レベルの基盤整備や土地利用の誘導を図る地区計画制度などの活用について、住民との協働のもと検討し、本市の特性を生かした、きめ細やかなまちづくりを推進します。

■その他協定等

○建築協定

建築協定は、住宅地などの良好な環境を形成するために、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、又はそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠など）について、建築基準法の制限に上乗せして独自の基準をつくり、協定として定めるものです。

本市の良好な環境保全や魅力あるまちづくりのために、本制度の普及啓発に努め、住民発意による良好な環境のまちづくりを推進します。

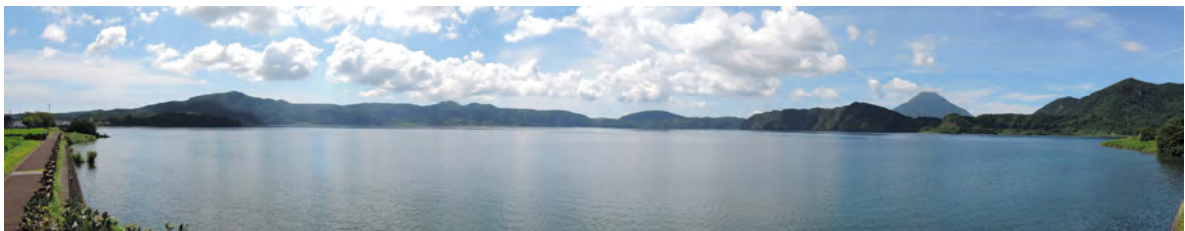
○緑の基本計画

緑の基本計画は、河川や海岸などの親しめる水辺空間の創出による魅力向上や公園の適切な配置について、自然環境の保全、レクリエーションの場の創出、防災機能の強化及び景観形成の面から検証し、効果的かつ実現性のある計画を定めるものです。

自然に恵まれた本市の特性を生かし、自然と人間が共存する緑豊かなまちを形成するとともに、緑地の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、緑の基本計画の策定について検討します。

○景観計画

本市には魚見岳、長崎鼻、池田湖、開聞岳などの自然景観や多くの魅力的な景観資源が残されているため、景観計画に基づいた自然景観の保全と都市景観の形成を推進します。



池田湖

(2) 都市計画マスタープランの進行管理・見直し

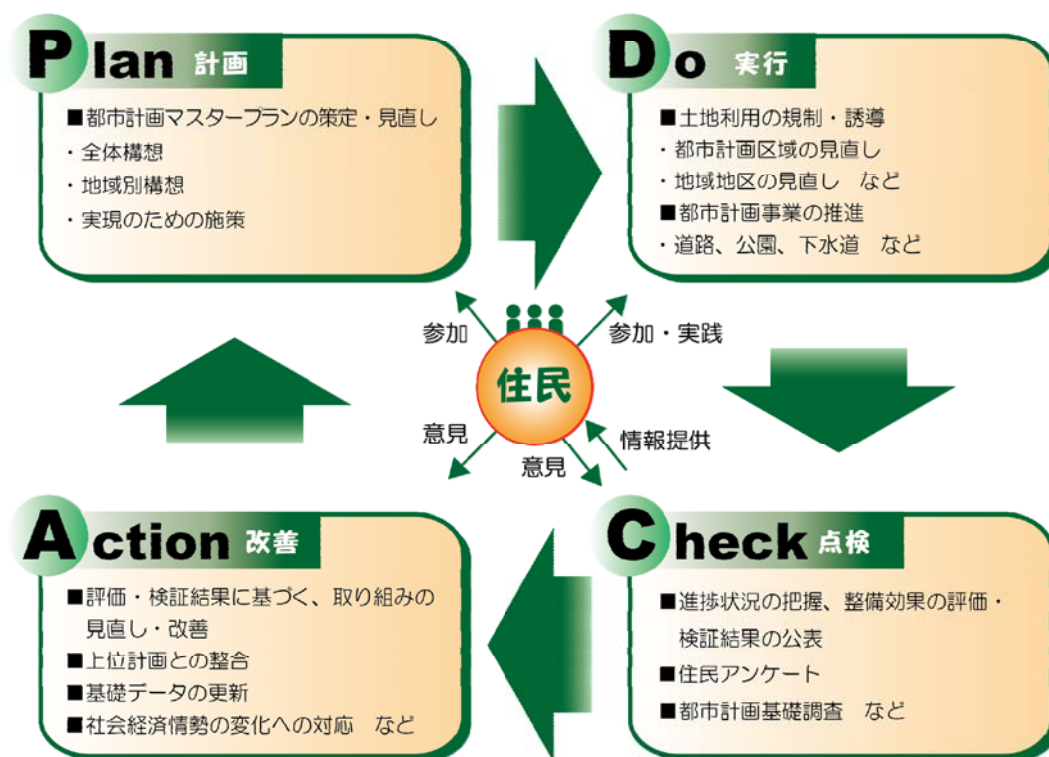
①PDCAによる進行管理

まちづくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものがあります。本計画は、概ね20年後の平成45年度（2033年度）を目標にした長期的な構想です。

そのため、社会経済情勢の変化に応じて、計画的な運用を行うためには、まちづくりの進捗状況について適切に評価・検証し、住民の意見を反映しながら、計画（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→改善（Action）→次の計画（Plan）という「PDCAサイクル」を確立し、継続的な進行管理により、計画を改善（スパイラルアップ）していくことが欠かせません。

また、住民と行政は、それぞれの段階に応じた役割を主体的に果たすことが重要となります。

図 PDCAサイクル図



②都市計画マスタープランの見直し

PDCAサイクルを適用することにより、計画に基づく各種施策の状況の把握と、その結果を点検・評価し、住民からの多様なニーズにも応えていく計画とするため、適宜施策や方針の見直しを行い、まちづくりの着実な推進を目指します。なお、こうした見直しに加え、上位計画である次期総合振興計画の策定や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合など、必要に応じて柔軟に本計画を見直します。

(3) 実現化に向けたスケジュールの検討

都市の将来像である「大地の恵みを生かした戦略的互恵のまち指宿」の実現を目指すため、都市計画からの主要な事業・施策について、概ね以下のスケジュールに基づき取り組みます。

なお、事業や施策の必要性や緊急性、住民及び市の要望、本市の都市整備に関わる予算規模などを考慮して、予定される実施時期を「短期」（概ね5年以内）、「中期」（概ね10年以内）、「長期」（概ね20年以内）に区分し、段階的なまちづくりの推進を図ります。

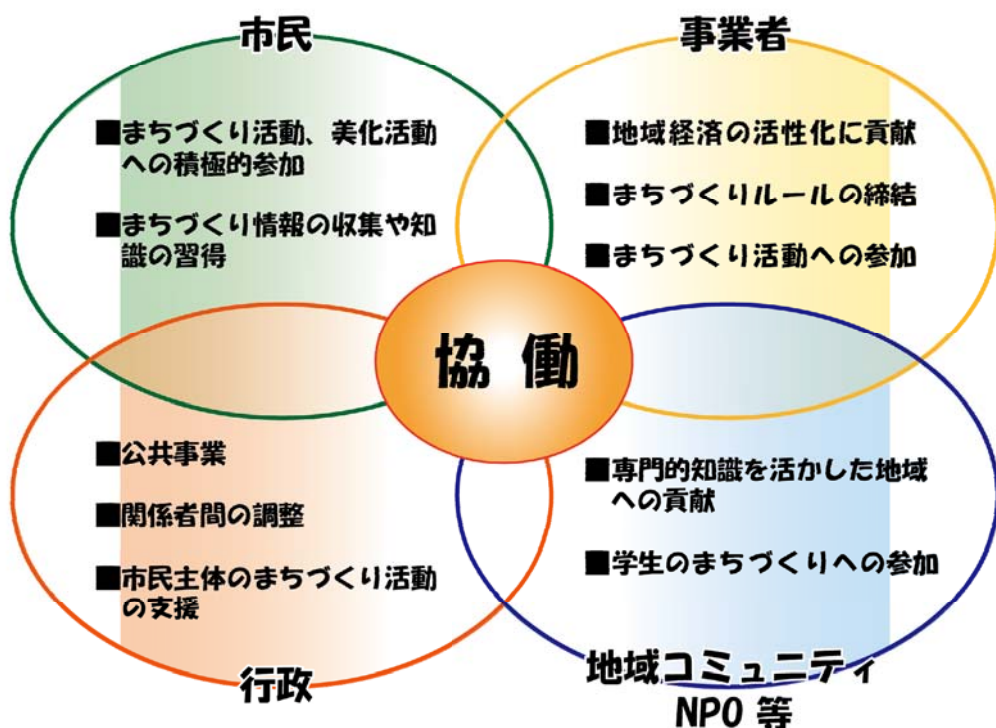
表 主要な事業・施策の概ねのスケジュール

主要な事業・施策	事業 主体	短期 概ね5年以内	中期 概ね10年以内	長期 概ね20年以内
都市計画区域の見直し	県・市	→		
都市計画区域マスタープランの見直し	県・市	→		
地域地区の見直し	市		→	
都市施設の整備検討	市	→		
地区計画制度などの活用	市	→		
都市計画基礎調査	市		→	
都市計画マスタープランの見直し	市			→

2 共生・協働の仕組みづくり

都市づくりや地域づくりは、都市や地域に生活し、活動している市民・事業者・地域コミュニティ・NPO等・行政の協働により行うものです。それぞれの役割と責任を認識しながら、まちづくりの目標を共有し、適切な役割分担により、多様な主体が参加するまちづくりを推進します。

図 まちづくり主体の役割



(1) 主体の役割

①市民

市民は、地域づくりの主役として、地域づくりルールの検討、まちづくり活動への積極的参加のほか、身近な道路・公園などの維持・管理にも関わります。暮らしを楽しみ、愛着と誇りを持って住み続け、働き続けるためには、子どもからお年寄りまで一人ひとりが、まちづくりの担い手であることを認識し、主体的なまちづくり活動を実践していくことが求められます。

②事業者

企業や事業者には、住宅地開発や道路整備、商業・業務施設の整備など都市計画に関わるものや商店など市民の暮らしに関わるものがあり、どちらもまちづくりを進めるうえで密接な関わりを持っています。そのため、社会的な役割を踏まえ、専門的な知識などを活用し、自発的なまちづくり活動への参加や実践が求められます。

③地域コミュニティ・NPO等

地域コミュニティは、自発的・自立的な社会貢献活動の意識啓発を図るため、ボランティア活動の企画・運営を行うとともに、地域の身近な問題を解決するため、「まちづくり」の目標を定め、問題解決に向けた取り組みをすることが求められます。また、NPO等（非営利組織：NPO法人、ボランティア組織など）は、専門的ノウハウの蓄積を生かして、まちづくりへの積極的な助言や提案を行うとともに、自治会、青年団体及び女性団体などの地域コミュニティとの結びつきを高め、まちづくり活動への支援や参加を促します。

④行政

行政は、市民・事業者・地域コミュニティ・NPO等など多様な主体との協働により、市民ニーズの把握を行うとともに、都市計画の決定や具体的な事業を積極的に推進していくため、最も効果的な手法を活用し、まちづくりを着実に実施していくことが求められています。

また、国や県、周辺市及び関係機関との広域的な連携や調整など、行政にしかできない役割を担うとともに、まちづくりに関する情報発信、意識啓発を行い、自主的なまちづくり活動への支援、まちづくり推進体制の充実などに努めます。

(2) 市民が主体となったまちづくり活動の実践

市民・事業者・地域コミュニティ・NPO等・行政が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの立場でまちづくりに取り組めるよう、協働の体制を整え、まちづくりを推進します。

① 広報・広聴活動の推進

まちづくりや都市計画に関する理解・関心を高めるとともに、一人ひとりの担い手としての意識を醸成するため、施策や事業の内容、環境美化などのまちづくり活動など、まちづくりに関する積極的な情報発信に努めます。

また、まちづくりや都市計画に関するアンケート調査、意見交換会、市民会議などを必要に応じて実施します。

【住民参加の手法例】

- 審議会：自治体などに付随する行政機関で、官庁に答申を行うことなどを目的とする。
- 公聴会：重要事項を決定する前に、外部の意見を聞く制度。
- パブリックコメント：行政が政策・制度を決定する際に、公衆（国民・都道府県民・市町村民）の意見を聞き最終決定を行うしくみのこと。
- 住民投票：地域に住む住民のうち、一定の資格を持つ全ての人により、意思決定を行う。

② まちづくり活動に対する支援の充実

市民が主体的に行う地区計画などのルールづくりや緑化などのまちづくり活動を行うに際して、アドバイスや情報提供などの支援を行います。

また、市民や事業者による主体的なまちづくり活動に対して、適切な支援と対応を行うために、庁内連携体制の強化を図ります。

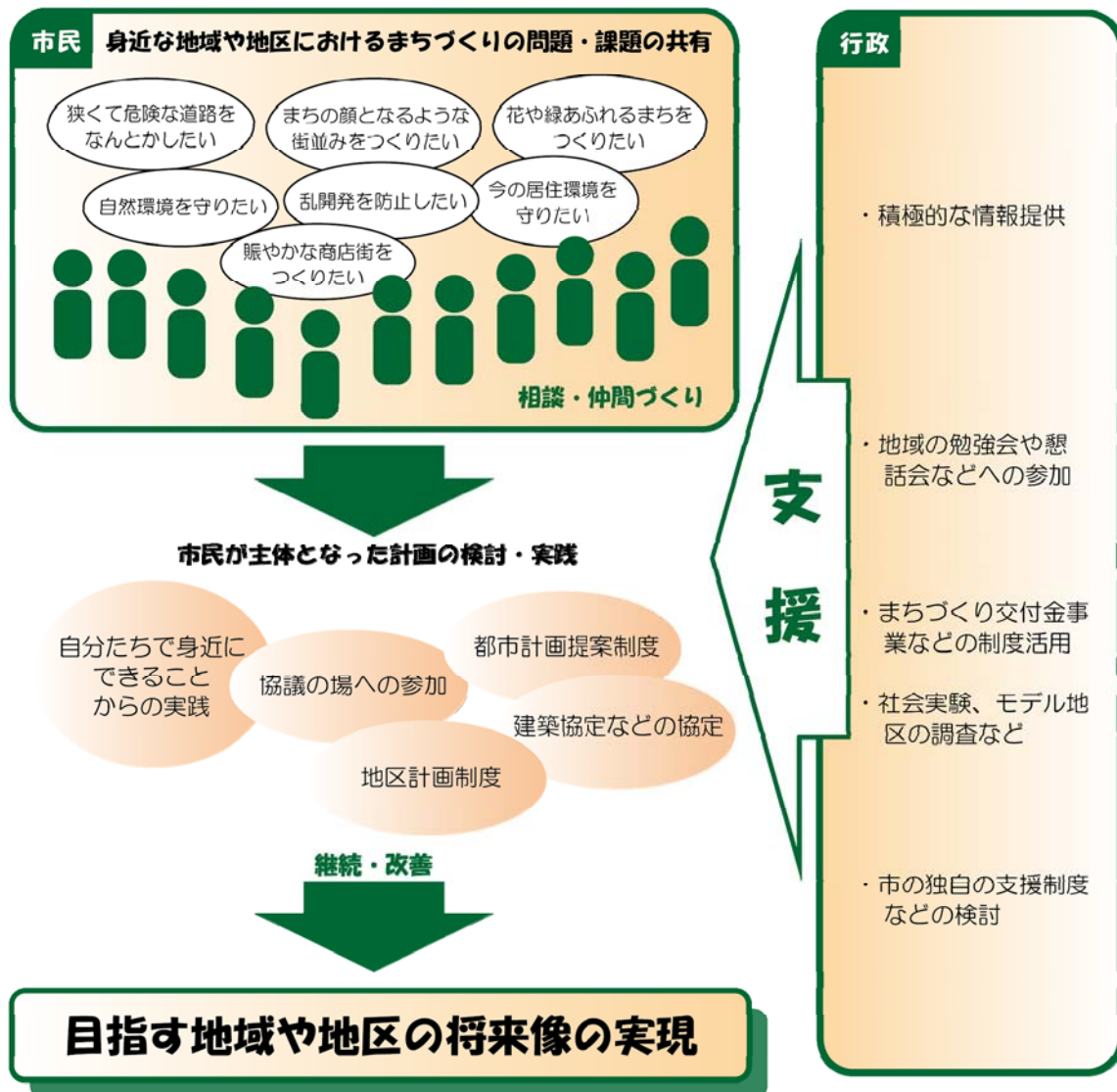
③ 庁内のまちづくり推進体制の充実

本計画の推進にあたっては他の分野別計画との整合を図りながら、連携してまちづくりを進めることが必要です。そのため、土地利用・道路・交通・公園などの都市計画分野はもとより、産業振興・観光・福祉・教育・子育てなどの関わりが深い分野の関係機関からの意見を総合的に取り入れ、推進体制の充実を図ります。

④関係機関との連携体制の構築

広域化するまちづくりの課題や市独自では解決が難しい課題に対応するため、国・県などの関係機関や周辺自治体との広域的な連携体制によるまちづくりを推進します。

図 市民が主体となったまちづくり活動の流れと役割



卷末資料



鹿児島県 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、平成15年3月に鹿児島県が都市計画区域を対象に、整備、開発及び保全の方針を定めたものです。

【指宿都市計画区域】

■基本理念

『世界に誇れる観光のまち 環境温泉保養都市・指宿』

■基本方針

- ・住人にとっても、旅行者にとっても美しいまちづくり
- ・海・温泉・緑の自然が感じられるまちづくり
- ・歩いて楽しい、安全、快適で利便性の高いまちづくり
- ・先史時代の遺跡や温泉とともに形成された歴史を活用した、歴史を感じるまちづくり

【山川都市計画区域】

■基本理念

『魅力ある山川をめざして』

■基本方針

- ・交通基盤の整備を目指したまちづくり
- ・居住環境の改善を目指したまちづくり
- ・自然資源の保護・活用を目指したまちづくり

【開聞都市計画区域】

■基本理念

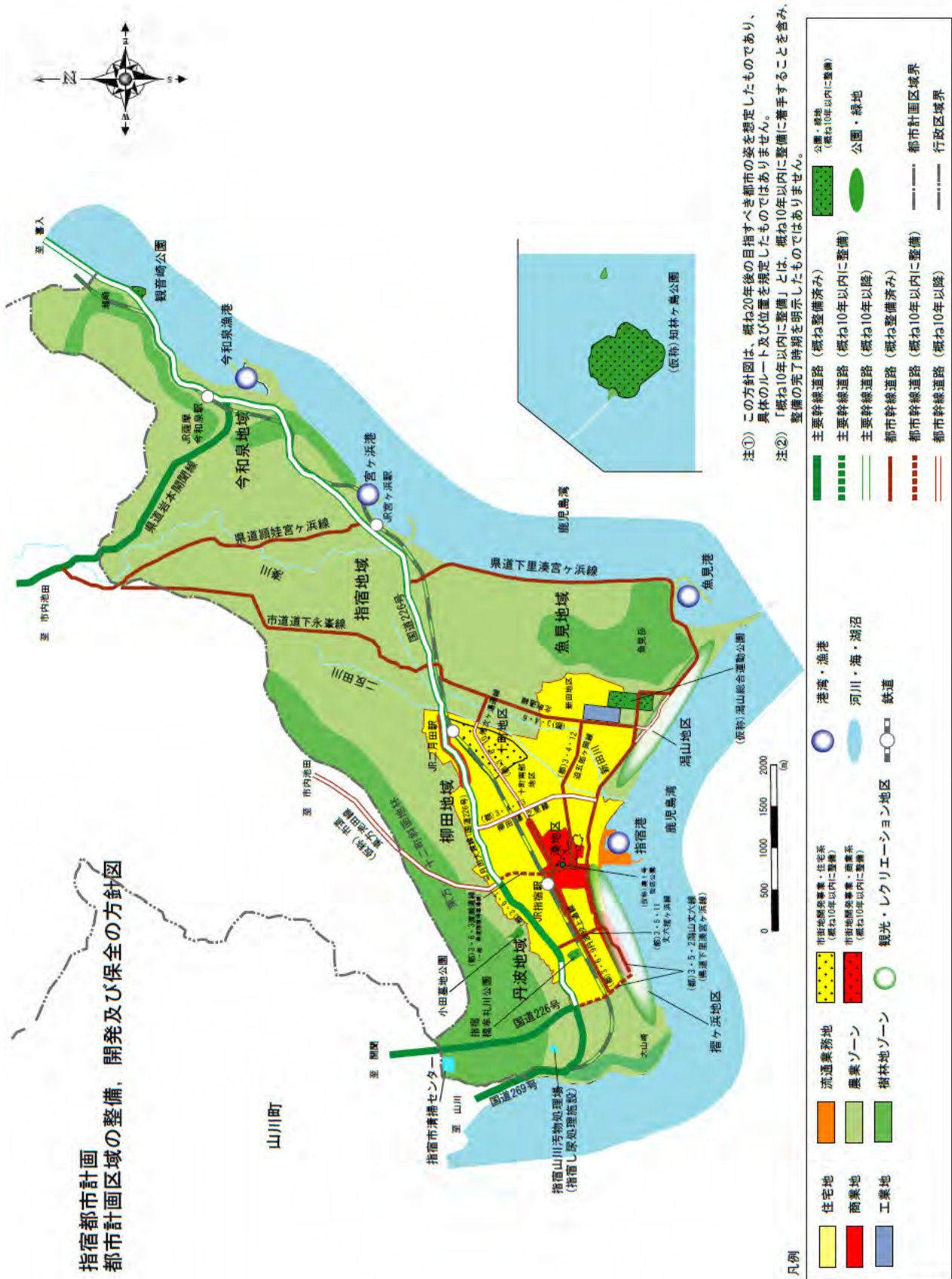
『美しい自然、心豊かな人、活力に満ちた生きがいのある町“かいもん”』

■基本方針

- ・自然と調和し安心・安全な生活環境の確立を目指したまちづくり
- ・特性を活かした産業の自立促進と活性化を目指したまちづくり
- ・地方分権への対応を目指した総合的なまちづくり

各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図は次のとおりです。

鹿児島県 指宿都市計画区域マスタープラン



※ここに記載している指宿都市計画区域マスタープランは平成15年度に鹿児島県が策定したものであり、現在と名称等が異なるものがあります。

鹿児島県 山川都市計画区域マスタープラン

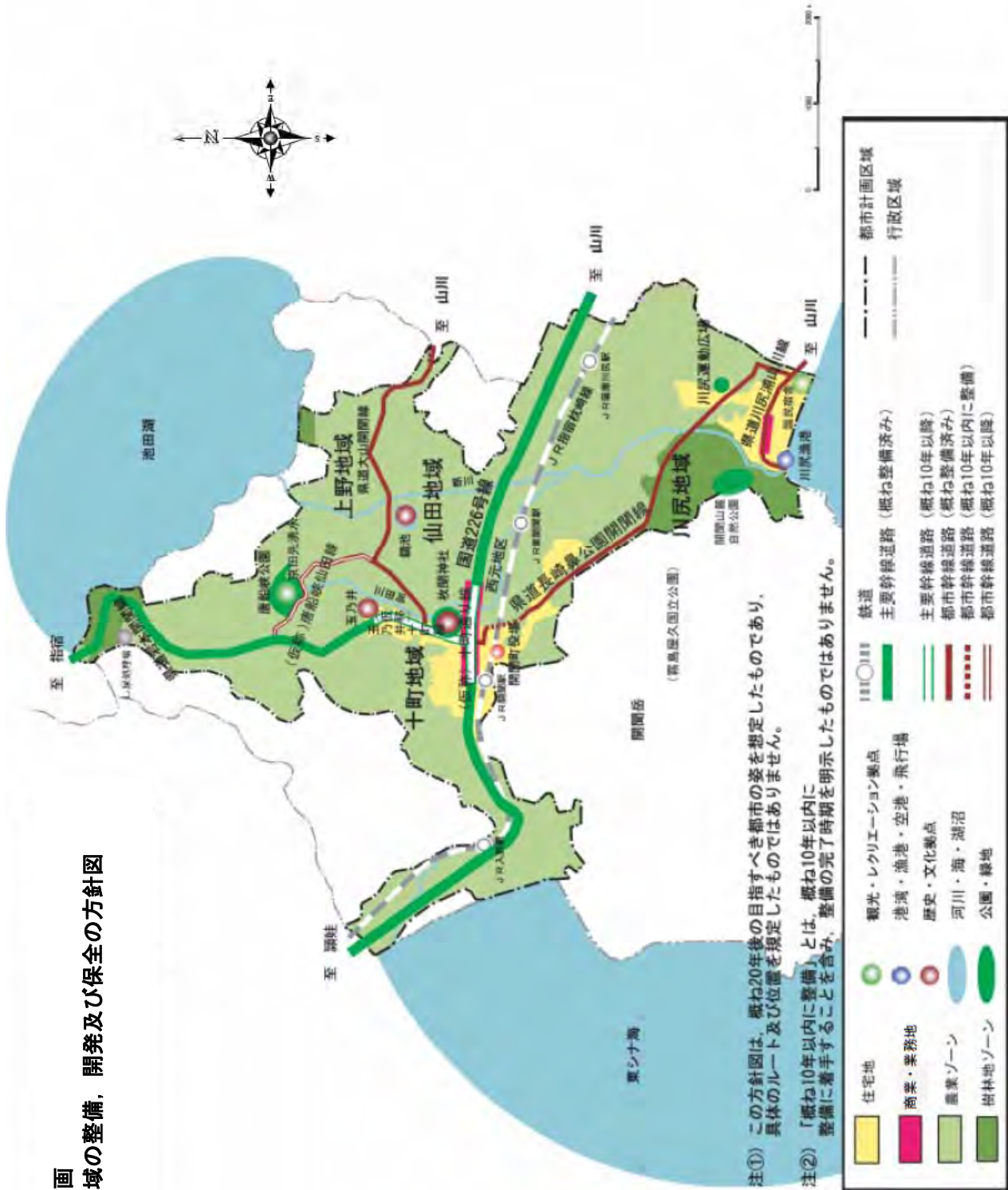
山川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



※ここに記載している山川都市計画区域マスタープランは平成15年度に鹿児島県が策定したものであり、現在と名称等が異なるものがあります。

鹿児島県 開聞都市計画区域マスタープラン

開聞都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



※ここに記載している開聞都市計画区域マスタープランは平成15年度に鹿児島県が策定したものであり、現在と名称等が異なるものがあります。

用途地域の種類

図 指宿都市計画区域 用途地域種類

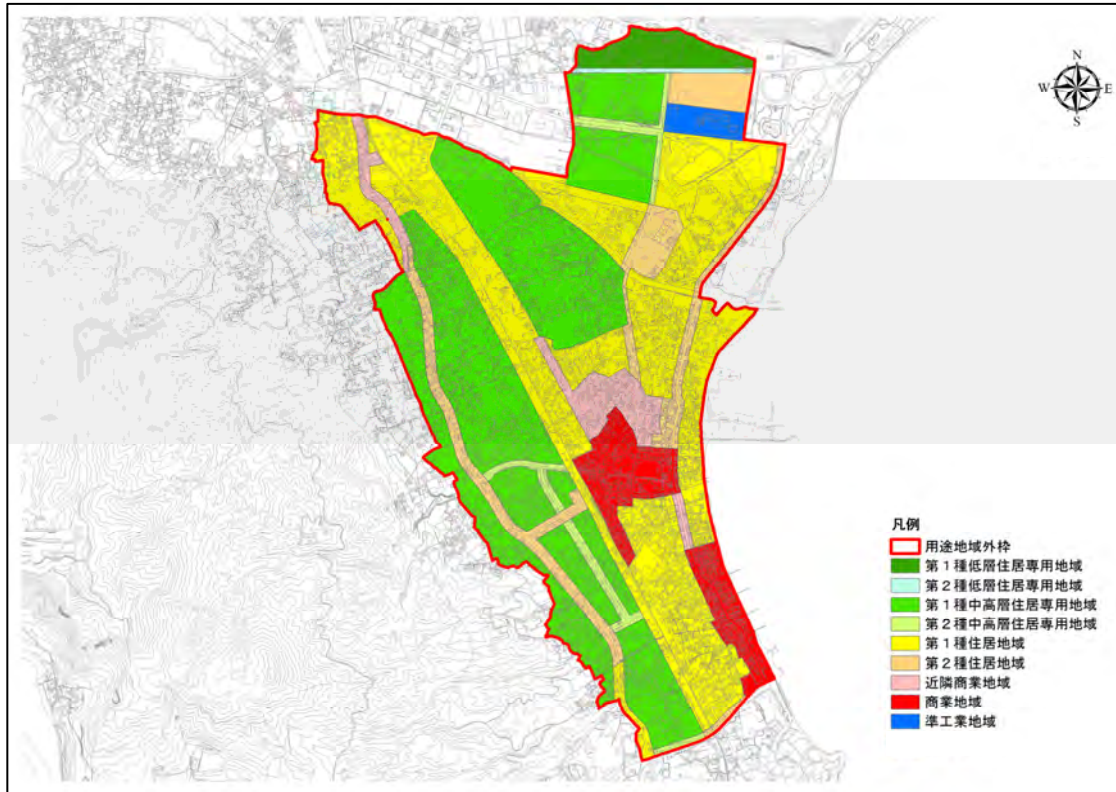
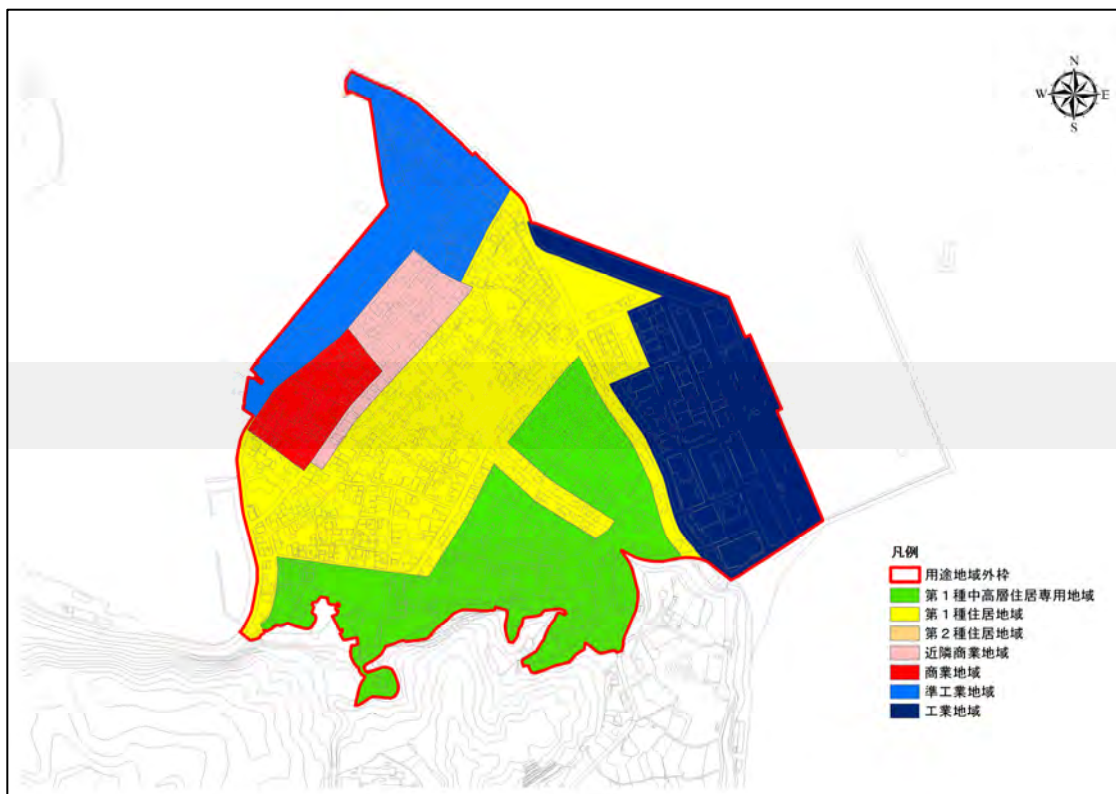


図 山川都市計画区域 用途地域種類



用語解説

【あ行】

■ アイデンティティー

共同体や思想などの存在意義や存在理由のこと。

■ アダプトプログラム

道路、河川、公園などの公共施設を、市民と行政が愛情と責任を持って清掃などの美化活動を進める制度。

【か行】

■ 街区公園

公園を中心に半径250m以内に居住する人が主に利用する公園で、1箇所当たりの面積0.25haを標準として配置している。

■ キスアンドライド

自宅から駅やバス停などの公共交通機関の乗降所まで、自動車等で家族に送り迎えをしてもらい、通勤・通学するシステム。

■ グリーンツーリズム

都市住民が、農山漁村地域において、その地域の歴史や自然に親しむ滞在型の余暇活動のこと。

■ 建築協定

住宅地としての良好な環境や商店街の利便を維持・増進する等の目的で、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、位置、構造、用途、形態などに関する基準を協定する制度。

■ 建築形態規制値

建築物の高さや建築物の各部分の高さ及び容積率・建ぺい率の規制値。

【さ行】

■ 社叢林

神社に付随して、参道や拜所を取り囲むように維持されている森林のこと。

■ 住区基幹公園

都市公園のうち、住民の日常生活に定着した最も基本的な公園で、具体的には街区公園、近隣公園、地区公園によって構成される。

■ スtockマネジメント

既存施設の有効活用や長寿命化を図り、コストを低減するための技術体系及び管理手法のこと。

■ セットバック

敷地前面の道路が幅4m未満の道路の場合、その道路の中心線から水平に2m後退させ、建築物を建築すること。

用語解説

【た行】

■ 地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を定め、用途地域や特別用途地区など土地の合理的な利用を図るために都市計画で定められる区域。

■ 地区計画

住民と行政が連携しながら、地区の特性に応じて、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについてきめ細かい規制を定める「まちづくり」の計画。

■ 地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産されたものをその地域で消費すること。また、地域で生産された農水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農水産業者と消費者を結び付け、地域の農水産業と関連産業の活性化を図る取組み。

■ 低未利用地

その土地にふさわしい利用が長期間なされていない土地「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて適正な利用の程度が低い「低利用地」の総称。

■ 特定用途制限地域

都市計画区域内の用途地域が定められていない区域において、良好な環境の形成、又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、建築物の用途の制限を定めるもの。

■ 特別用途地区

用途地域内においてその用途地域を補完し、特別の目的から特定の用途による土地利用の増進、環境の保護等を図るために定めるもので、用途地域による制限のほか、建築物の用途について地区の特性に応じた規制の強化が行われる地区。

■ 都市計画区域

都市計画法やその他の関連法令が適用される区域で、都市計画区域に指定されると、必要に応じた区域区分、さまざまな都市計画の決定、都市施設の整備事業や市街地開発事業が施行される。

また、一定規模以上の土地については、開発許可制度が施行されるため、自由な土地造成等が制限される。

■ 都市計画公園

都市公園法に規定された公園又は緑地で都市計画施設として地方公共団体が設置するものや国営公園など。

■ 土地区画整理事業

道路・公園・河川等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更と公共施設の新設、又は変更等を行う事業。

用語解説

【な行】

■ 農地転用

農地を住宅用地や工場用地、道路、山林など、ほかの用途に転換すること。

【は行】

■ パークアンドライド

駅やバス停などの乗降所まで自家用車で行き、駅やバス停周辺の駐車施設に駐車し、公共交通機関を利用して通勤するシステム。

■ ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲や予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路や避難場所などの防災情報を盛り込んだ地図。

■ バリアフリー

障害者や高齢者などの生活に支障となる物理的な障害や精神的な障壁（バリア）を取り除いた状態。

■ 風致地区

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、都市における風致を維持するために定められる地区で、建築や宅地造成など一定の規制が設けられている。

■ ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村において、魅力的で充実したマリンライフを体験し、心と体をリフレッシュさせる滞在型の余暇活動のこと。

【ま行】

■ モータリゼーション

自動車为社会と大衆に広く普及し、生活必需品化することにより、自家用車の利用が日常化されること。

【や行】

■ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いにかかわらず、できるだけ全ての人々が利用しやすい、「全ての人のためのデザイン」を意図してつくられたデザインのこと。

■ 用途白地区域

都市計画区域内で、「用途地域」が指定されていない区域（市街化調整区域を除く）のこと。

用語解説

■ 用途地域

機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るため、建築物の用途によって地域を区分し、建ぺい率及び容積率等を定めた地域。

【ら行】

■ リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味し、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、^{あらかじめ}予め交通ネットワークやライフライン施設の多重化など、予備の手段を用意しておくこと。

■ 緑地保全地区

都市において緑地の適正な保全を行い、豊かな緑を将来に継承していくことを目的に指定される地区。

■ 6次産業化

農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法。

【わ行】

■ ワークショップ

まちづくりにおいて、地域にかかわるさまざまな立場の人々が参加し、地域社会の課題を解決するための改善計画を立て、意見を出し合うなど、行政と住民の共同作業の場。

